

矢板市 都市計画 マスタープラン

豊かな自然と共生し

誰もが暮らし訪れる

次代につなぐ

コンパクトなまち

やいた

令和5年3月
栃木県矢板市

はじめに

本市では、令和3年3月に市政運営の基本方針である「やいた創生未来プラン」を策定し、新たな未来を切り開き、持続可能な矢板市を築いていくため、各種施策に取り組んでいます。

このたび、「やいた創生未来プラン」の将来像に基づくまちづくりを総合的・計画的に進めるため、土地利用、道路・公園などの整備や市街地開発などの都市計画の基本的な方針となる「矢板市都市計画マスタープラン」の見直し策定を行いました。

前回の改訂からおおむね10年が経過することや、同時期に策定することといたしました「矢板市立地適正化計画」、「矢板市景観計画」の関連計画策定に合わせての見直しとなります。

本計画では、将来都市像を「豊かな自然と共生し 誰もが暮らし訪れる 次代につながる コンパクトなまち やいた」と定め、長期にわたり基調とするべき基本理念・基本方針を明確にし、施策・事業の推進に取り組んでまいります。

この将来都市像の実現のため、集約型都市構造への推進を図ることを明確にし、既成市街地の活性化や人口密度の維持を目指すことなどにより、人口減少時代においても持続可能なまちづくりを目指します。

また、都市整備方針に交流環境形成の方針を新たに加え、多様な交流・コミュニティの場づくりや広域交流ネットワークの形成を図ります。

結びに、本計画の見直し策定にあたり、矢板市都市計画マスタープラン策定委員会の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せくださいました皆様に心から感謝を申し上げますとともに、今後の計画推進にあたりましても、より一層のご理解とご協力をお願いいたします。



令和5(2023)年3月

矢板市長 齋藤 淳一郎

目 次

序 章. 計画の目的と内容	
1. 計画の目的	1
2. 計画の内容	3
第1章. 都市の現況分析	
1. 都市の現況	5
2. 上位・関連計画による位置付けと役割	12
3. 市民意向調査	19
4. 都市づくりの課題	24
第2章. 将来都市像	
1. 都市づくりの目標	29
2. 将来都市構造	34
第3章. 都市整備方針	
1. 土地利用の方針	38
2. 都市施設整備の方針	44
3. 都市防災の方針	54
4. 景観形成の方針	57
5. 自然環境の保全・活用の方針	61
6. 環境にやさしい都市形成の方針	63
7. 交流環境形成の方針	65
第4章. 地域別整備方針	
1. 地域区分	67
2. 矢板地域	68
3. 泉地域	79
4. 片岡地域	86
第5章. まちづくりの推進方策	
1. 実現方策の検討	95
2. 計画の推進に向けて	108
《参考資料》	
1. 策定経過	112
2. 策定体制	113
3. 用語解説	116
4. 将来都市フレーム（人口フレーム）について	121

*本計画書内において、(主)は主要地方道、(一)は一般県道、(都)は都市計画道路をそれぞれ示しています。

序章 計画の目的と内容

1. 計画の目的

(1)都市計画マスタープラン見直しの背景と目的

矢板市では、平成 25 年 11 月に改訂された現在の都市計画マスタープランに基づき、将来都市像「多様なふれあいやにぎわいにより いきいき暮らせる 環境都市 やいた」の実現に向けた積極的なまちづくりを進めてきましたが、前回の改訂からおおむね 10 年が経過し、都市政策を取り巻く市内外の状況の変化や、時代の潮流により求められるまちづくりの変化を踏まえ、新たな「矢板市都市計画マスタープラン」を策定するものとします。

(2)都市計画マスタープランについて

「矢板市都市計画マスタープラン」は、都市計画法に定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、「やいた創生未来プラン」に即し、県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の内容を踏まえるほか、「立地適正化計画」や「景観計画」等の関連個別計画との整合を図りながら策定します。

なお、都市計画マスタープランは、主に、次のような 3 つの役割を担っています。

- 市と住民が、地域の特性や課題を踏まえ、互いに意見交換しながら、都市計画が目指す将来像を具体的に示す。
- 具体的な将来像を示すことにより、住民の都市計画に対する理解を助け、参加と協力による協働のまちづくりを進めるための共通認識を確立する。
- 将来像という大きな目標を達成するために、個別の都市計画がどのような役割を果たし、どう関連するのかをわかりやすく示す。

また、都市計画マスタープランでは、上位計画である「やいた創生未来プラン」のうち、都市計画に関する分野を対象とします。

都市計画の分野とは、主に次の 4 つに関する施策を言います。

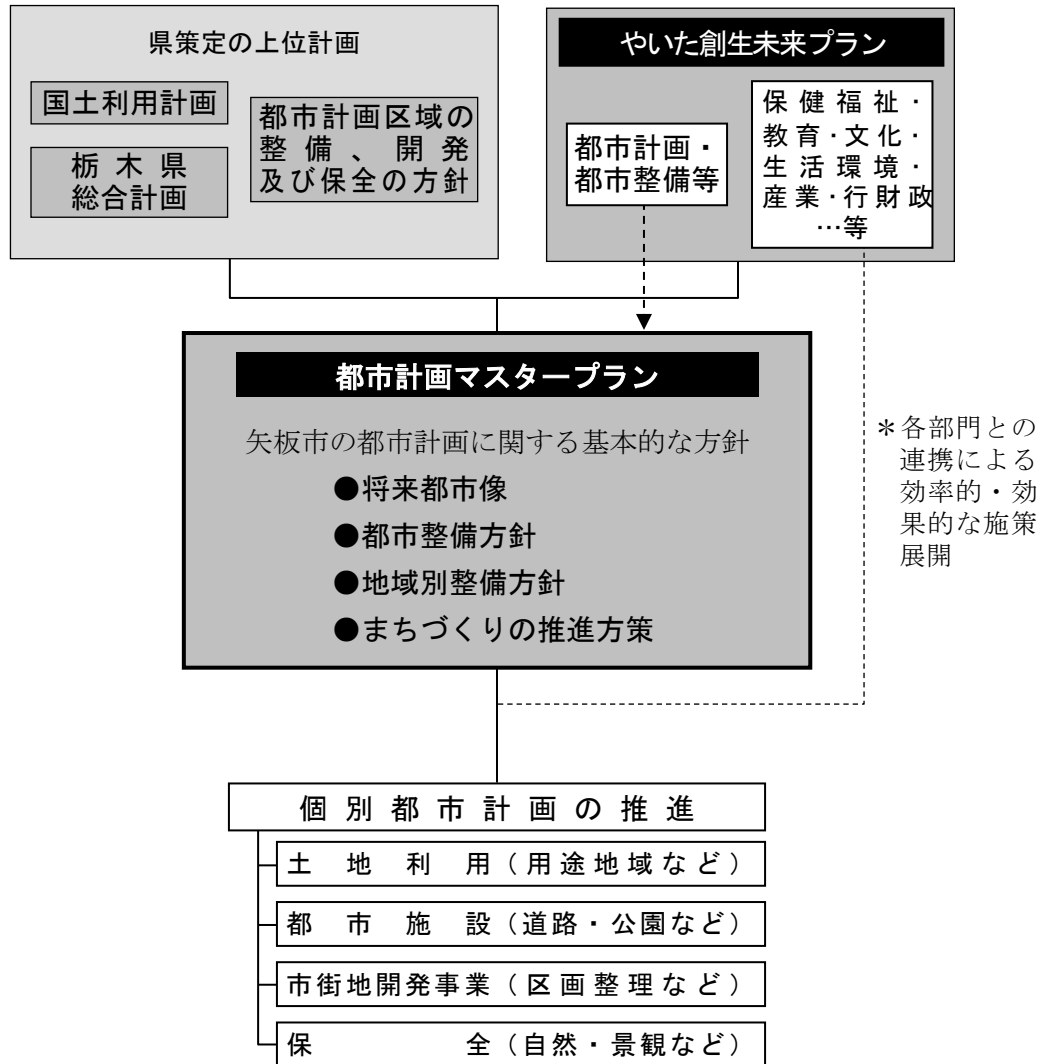
- 「土地利用」 都市計画区域、用途地域などの土地利用に関するもの
- 「都市施設」 道路、公園・緑地などの整備に関する計画・手続きと実際の施行に関するもの
- 「市街地開発事業」 土地区画整理事業、工業団地造成事業などの面的な開発事業に関するもの
- 「保全」 農地・樹林地・河川・景観などの保全に関するもの

(3)都市計画マスタープランの位置付け

「やいた創生未来プラン」の「基本構想」においては、計画期間である5年間（令和3～7年）の将来像を定め、その実現に向けた基本方針を政策として明らかにしています。

都市計画マスタープランにおいては、それ以降も含め、おおむね20年の長期的な目標期間を設定します。これは、都市計画に関わる事業が、実現までに長期間を必要とするものが多く、これらの個別事業を計画・実施していく上で、矢板市のまちづくりとして長期にわたり基調とするべき基本理念・基本方針を明確にするためです。

【上位計画等と都市計画マスタープランの関係】



2. 計画の内容

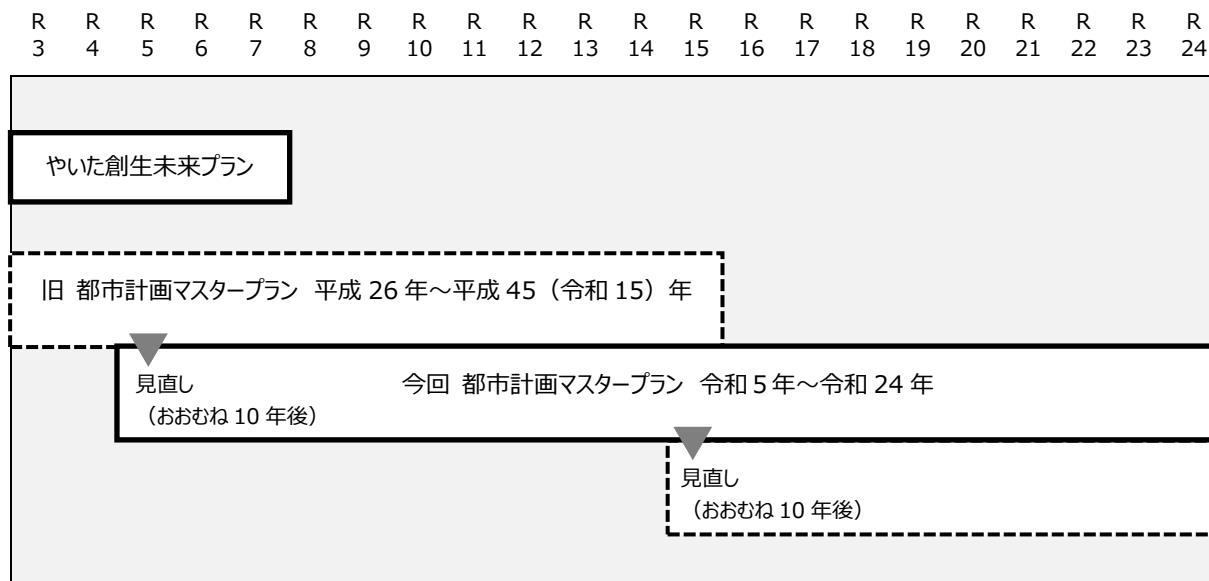
(1)対象期間

基準年次：令和4年（策定最終年次）

目標年次：令和24年（対象期間：20年）

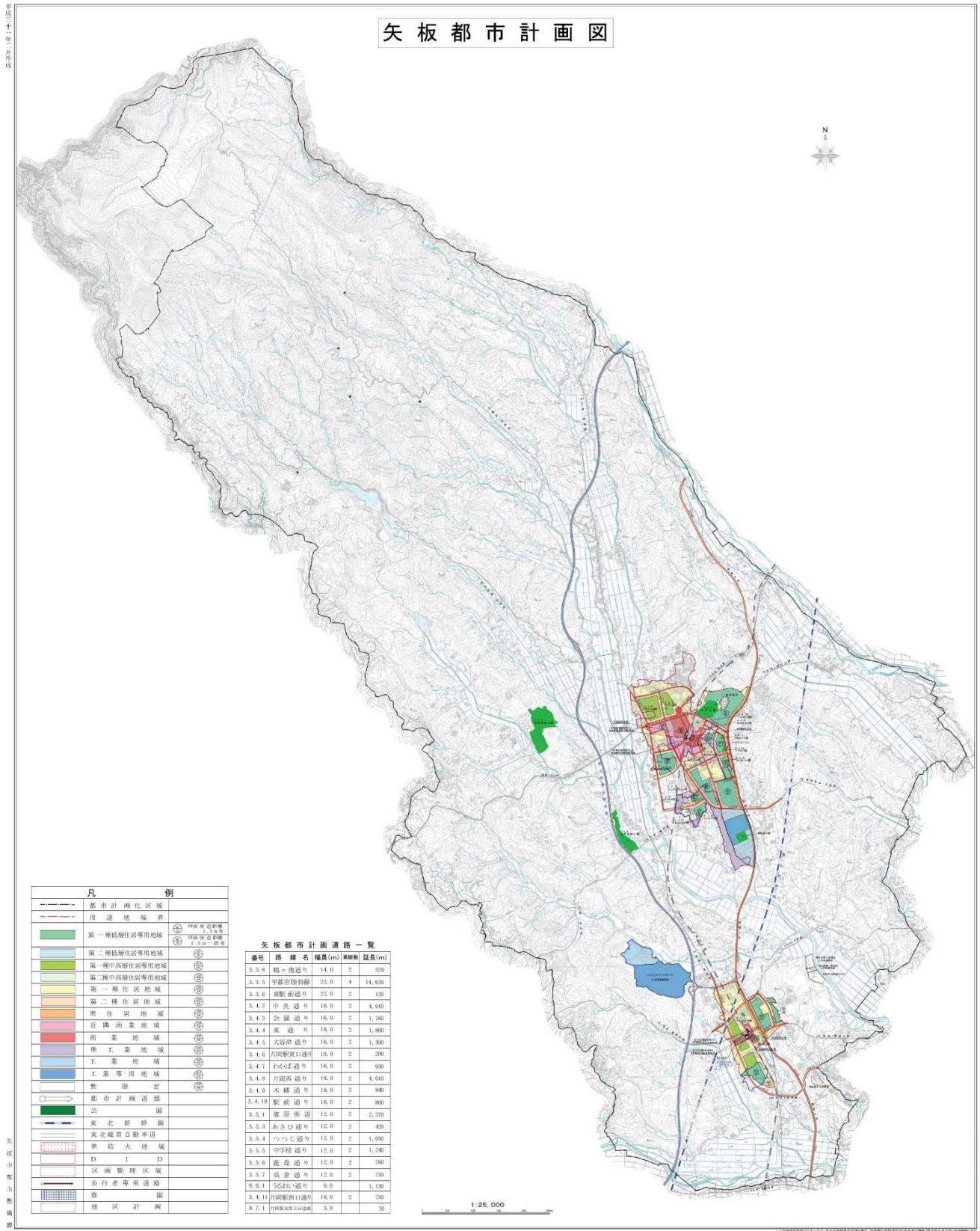
20年先を見越した長期計画であり、計画の対象期間を令和5年～令和24年の20年間と設定します。

なお、今後においても、本市の都市政策を取り巻く内外の状況の変化、時代の潮流により求められるまちづくりの変化などが想定されることから、おおむね10年ごとの期間を目安に計画を見直します。



(2)対象区域

行政区域 : 170.46 k m² (都市計画区域 : 161.94 k m²)



『矢板都市計画図 (平成 31 年 2 月作成)』より

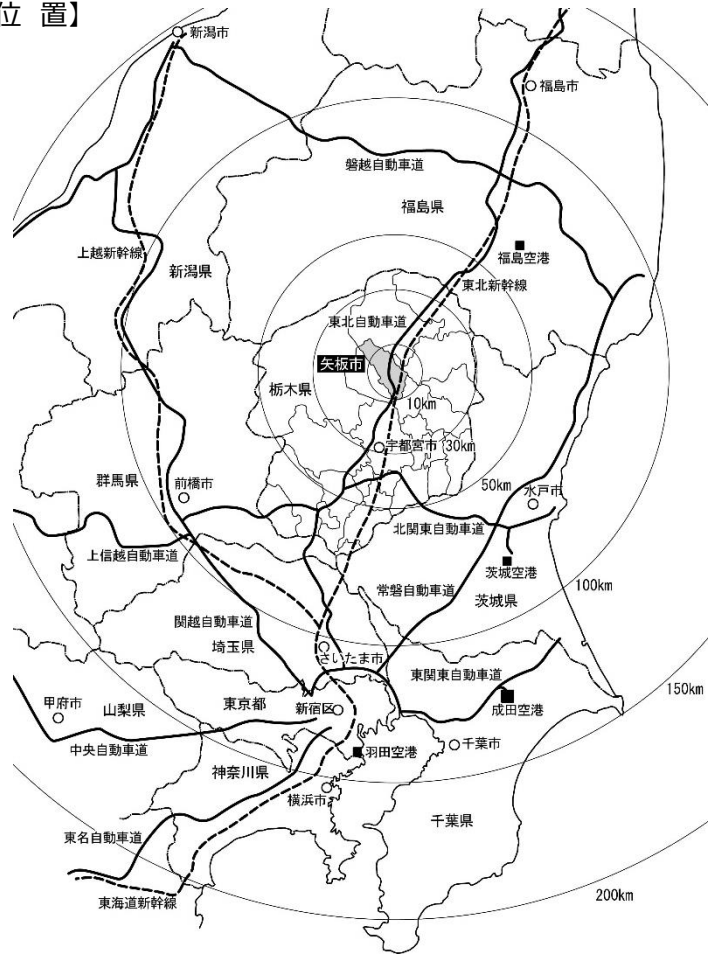
第1章 都市の現況分析

1. 都市の現況

(1) 位置と地勢

- ・本市は、栃木県の北東部に位置し、東は大田原市とさくら市に接し、西は塩谷町、南はさくら市に、北は那須塩原市に接しています。
- ・県都・宇都宮市から約32km、東京から約140kmの距離に位置し、総面積は170.46km²です。
- ・首都圏と東北地方とを結ぶ東北自動車道、国道4号、JR東北新幹線、JR宇都宮線等の主要な国土連携軸上にあり、都心へは鉄道利用で約80分、高速道路利用で約90分のアクセスが可能です。
- ・北部に八方ヶ原や県民の森などを有する高原山が広がっており、日光国立公園の一角をなしています。
- ・三方を山地や丘陵地に囲まれ、肥沃な土壌と豊かな水により育まれた森林や田園などの緑に恵まれるとともに、内川、宮川や荒川などの良好な河川を有する自然豊かな都市です。

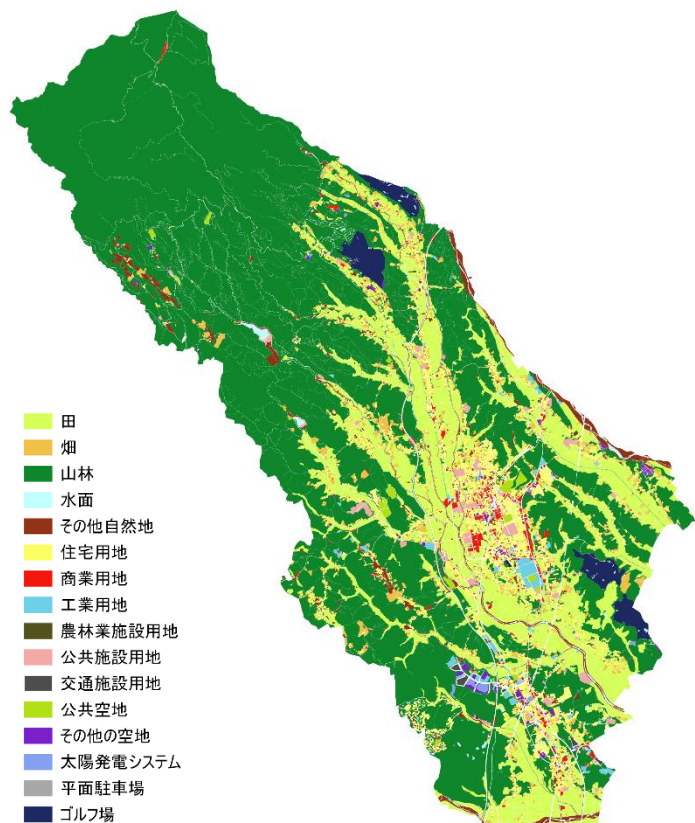
【位置】



(2) 土地利用

- ・本市の土地利用は、令和3年1月1日現在、住宅地、商業地や工業地などの宅地利用の割合は全体の6.1%であるのに対し、田、畑などの農地利用の割合は20.5%、山林の割合は61.8%であり、農地面積は若干増加し、山林面積は減少しています。

【土地利用現況図】



(3) 気候

- ・本市の気候は、夏は高温多湿、冬は低温乾燥の典型的な太平洋岸気候です。
- ・平成30年の平均気温は13.9℃で、夏季(6~8月)が24.3℃、冬季(12~2月)が2.2℃であり、年間降水量は1,195.5mmです。

(4) 歴史的変遷

- ・本市付近は、古くは「しほのや」と呼ばれ、奈良時代から平安時代初期にかけての大和文化と山岳仏教の北限の地であったと言われています。
- ・市内各所の高台からは先史時代の遺跡・埋没品が数多く出土するほか、古墳群や集落跡も多く分布し、かなり古い時代から人々が居住し、「むら」が存在しました。
- ・江戸時代には、矢板地方 33 ヶ村が佐倉藩など 3 藩の領地と 20 余の旗本知行所に細分化され、この分割統治が明治時代まで続きました。この間、現市街地を横断し開設された日光北街道の間屋、宿場を中心に物資集積地として発展の基礎が築かれました。
- ・明治 4 年には廃藩置県により、この地方は日光県、宇都宮県などに 3 分され、同 6 年に栃木県の所管、同 22 年に市町村制実施により矢板村、泉村及び片岡村が設置、同 28 年には矢板村が町制を施行し矢板町が誕生しました。
- ・この間、明治 17 年に国道 4 号、同 19 年には東北本線が開通し、矢板及び片岡駅が開設され、矢板町は県北交通の要地となりました。
- ・昭和 29 年 12 月 31 日に矢板町は旧野崎村大字沢、成田及び豊田を編入、同 30 年 1 月 1 日に矢板町、泉村及び片岡村が合併して矢板町を設置、同年 4 月 1 日に旧片岡村大字松島を氏家町に分合した後、同 33 年 11 月 1 日に市制を施行し、現在に至る「矢板市」が誕生しました。

(5) 社会的条件

① 人口

[人口・世帯数]

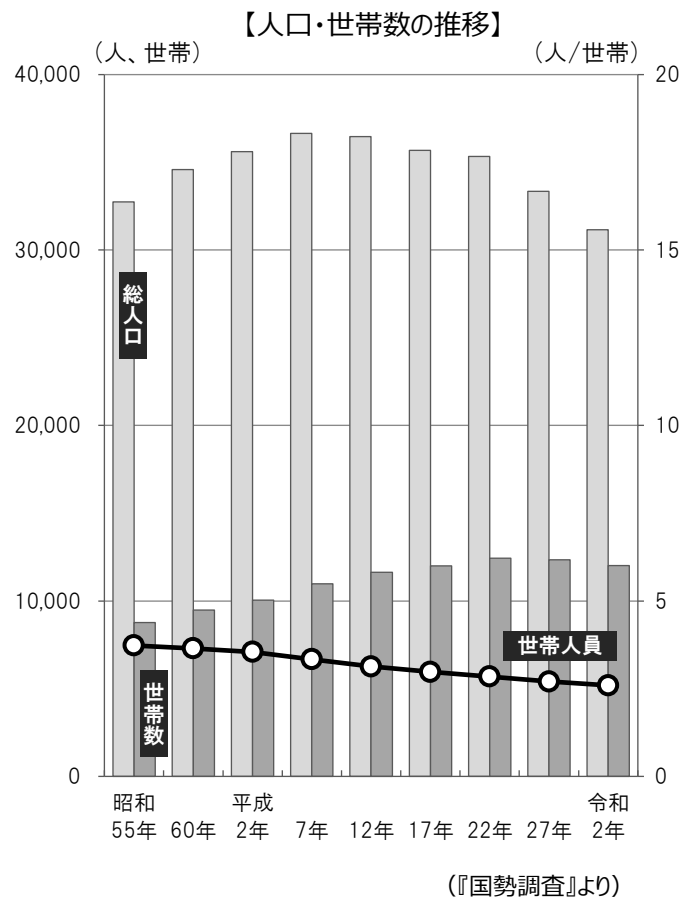
- ・本市の人口は、昭和 55 年以降着実な人口増加傾向を継続していましたが、平成 7 年をピークに人口減少に転じ、令和 2 年では 31,165 人（10 月 1 日現在）となっています。
- ・世帯数も平成 22 年をピークに減少へ転じています。1 世帯あたりの人員は減少の一途であり、令和 2 年では約 2.6 人となっています。

[年齢別人口]

- ・本市の年少人口（0～14 歳）及び生産年齢人口（15～64 歳）は、平成 12 年以降、減少傾向を継続し、高齢人口（65 歳以上）は増加傾向を継続しています。令和 2 年における高齢化率は 33.2% となっており、栃木県平均の 29.7% を上回っています。

[地域別人口]

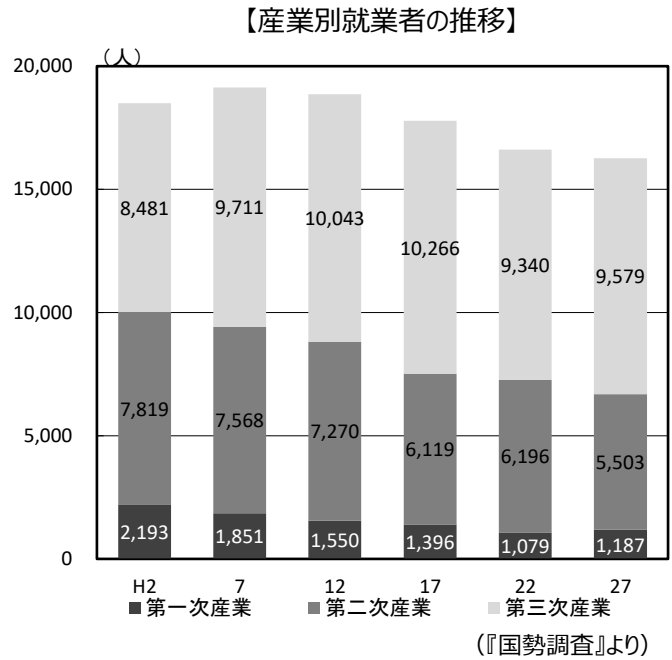
- ・矢板地域の人口は、おおむね 23,500 人程度で推移していましたが、その後減少傾向が続き、平成 31 年 1 月 1 日時点で 21,387 人に減少しています。
- ・泉地域の人口は、減少傾向を継続しています。
- ・片岡地域の人口は、平成 12 年をピークに減少傾向に転じています。



②産業

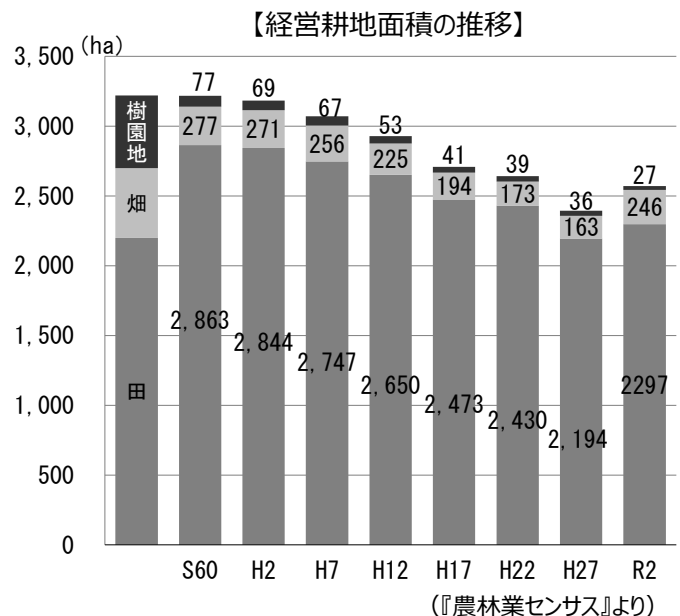
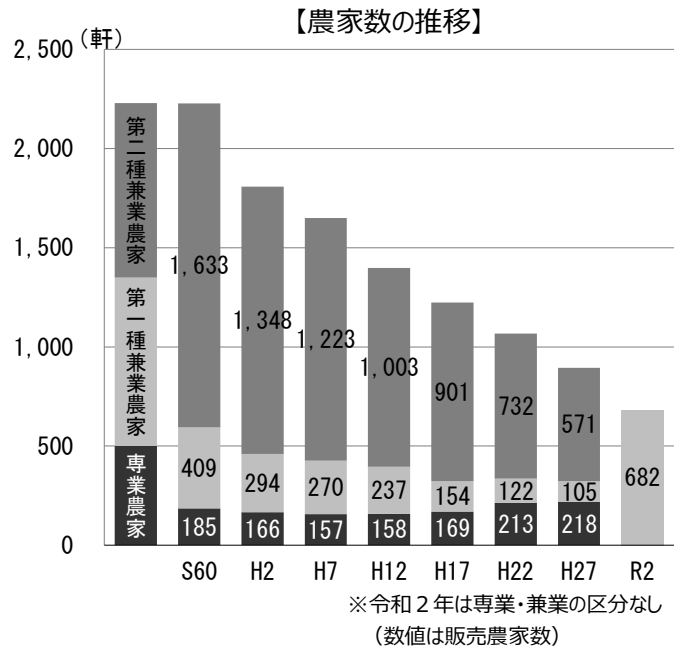
【就業者数】

- ・ 就業者数全体は減少傾向を継続しています。
- ・ 増加傾向を継続していた第三次産業就業者数は、平成 17 年をピークに減少傾向に転じています。



【農業】

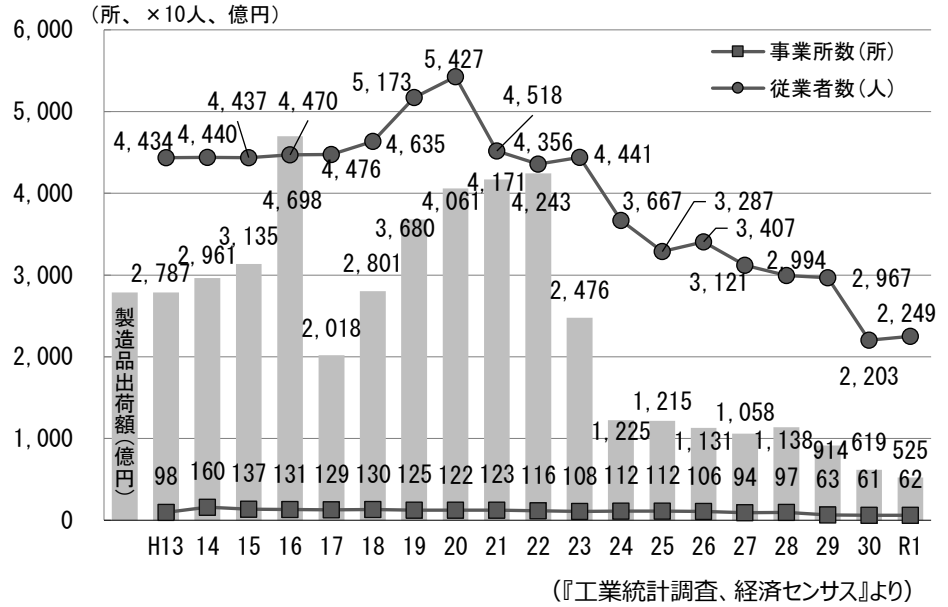
- ・ 農家数及び経営耕地面積ともに減少傾向を示しています。



[工業]

【事業所数・従業者数・製造品出荷額の推移】

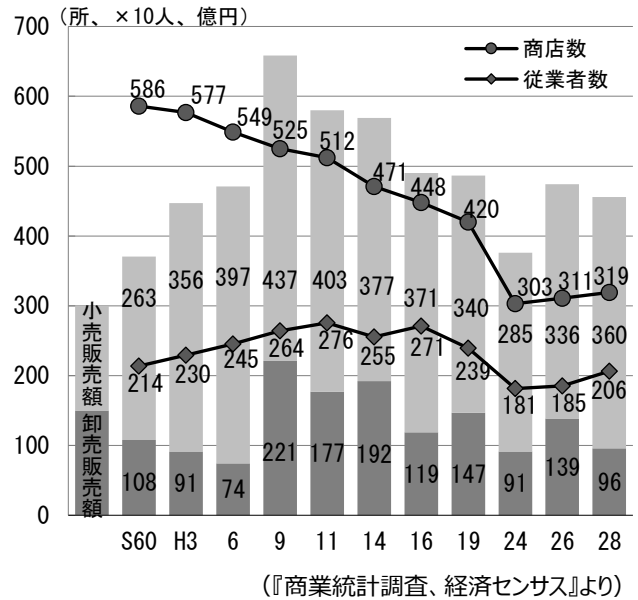
・従業者数、製造品出荷額ともに平成29年から平成30年にかけて大きく減少していますが、令和元年は若干の回復傾向を示しています。



[商業]

【商店数・従業者数・年間販売額の推移】

・商店数及び従業者数は平成24年以降増加に転じています。商品販売額は平成26年に増加しましたが、再び減少に転じています。

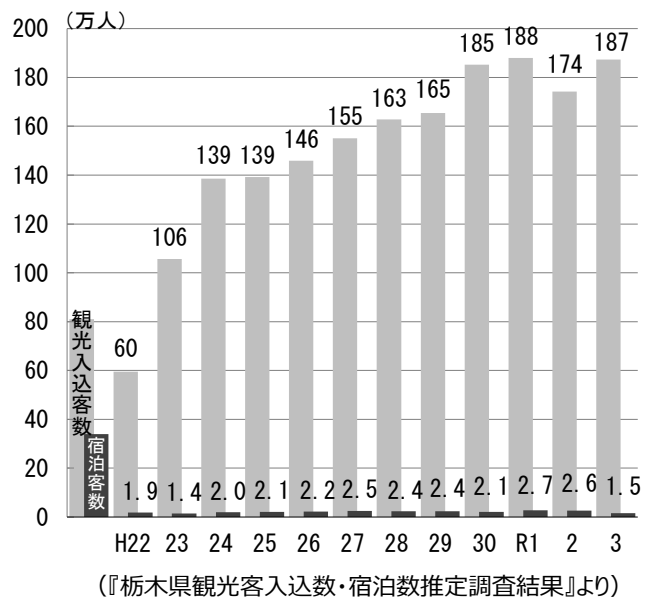


[観光]

【観光客入込数・宿泊数の推移】

・観光客入込数は、平成23年の道の駅やいたのオープンで大幅に増加し、以降、増加傾向が続いています。令和2年は新型コロナウイルス感染症危機の影響により一時減少しています。

・観光客宿泊数は、平成23年3月の東日本大震災の影響を受け、大幅に減少しましたが、平成24年には約2万人に回復しています。以降緩やかな増加傾向にあります。

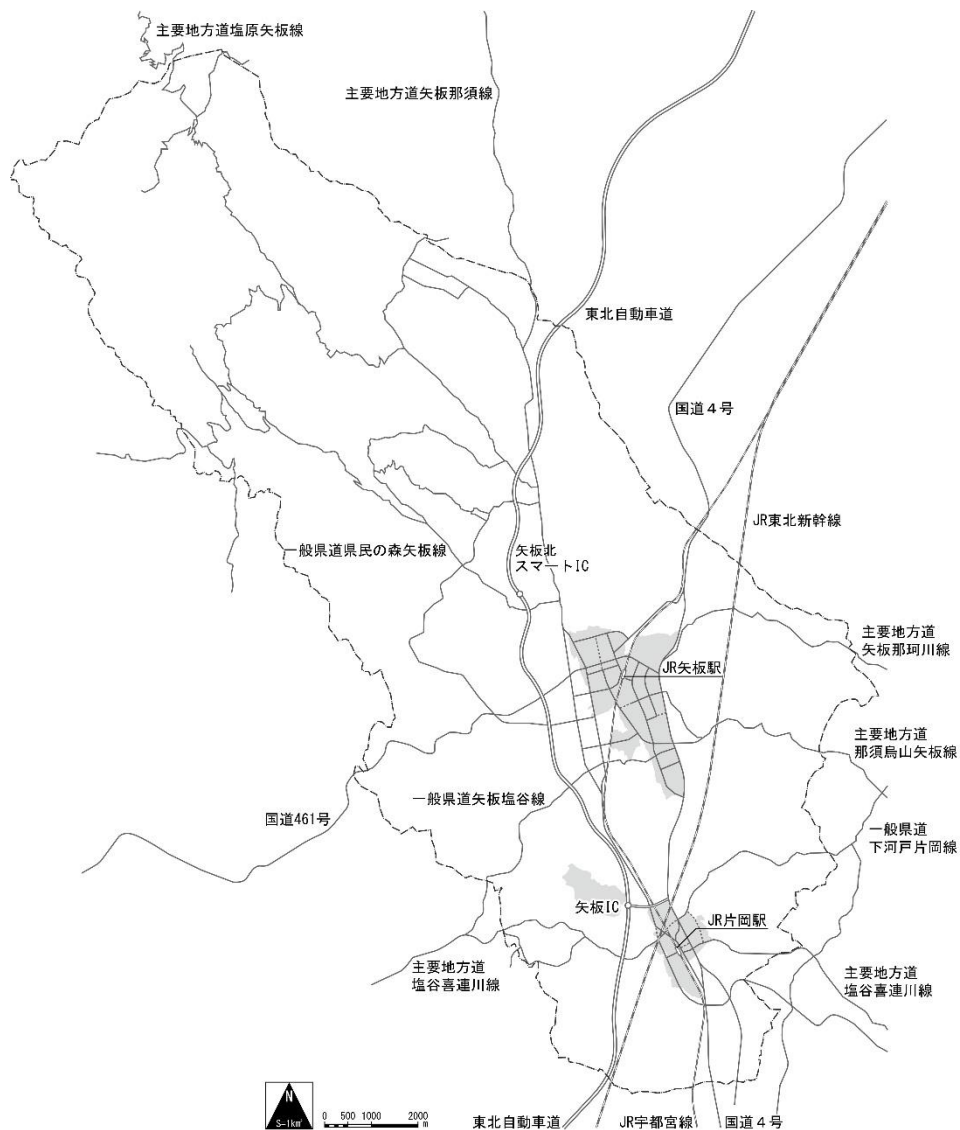


③交通特性

【道路網】

- ・東北自動車道が市域を縦断し、矢板インターチェンジが片岡地区に位置するほか、令和3年には矢板北スマートインターチェンジが開通しています。また、国道4号が東北自動車道とほぼ平行に市域を縦断し、道路交通網の骨格として機能しています。
- ・国道461号、主要地方道矢板那須線や塩谷喜連川線等の主要道路が骨格となる道路を補完し、道路交通網が形成されています。
- ・市道は、520路線、総延長379,815mが位置付けられており、その内322,335mが舗装され、舗装率は約85%です。(平成30年4月1日現在、建設課調)

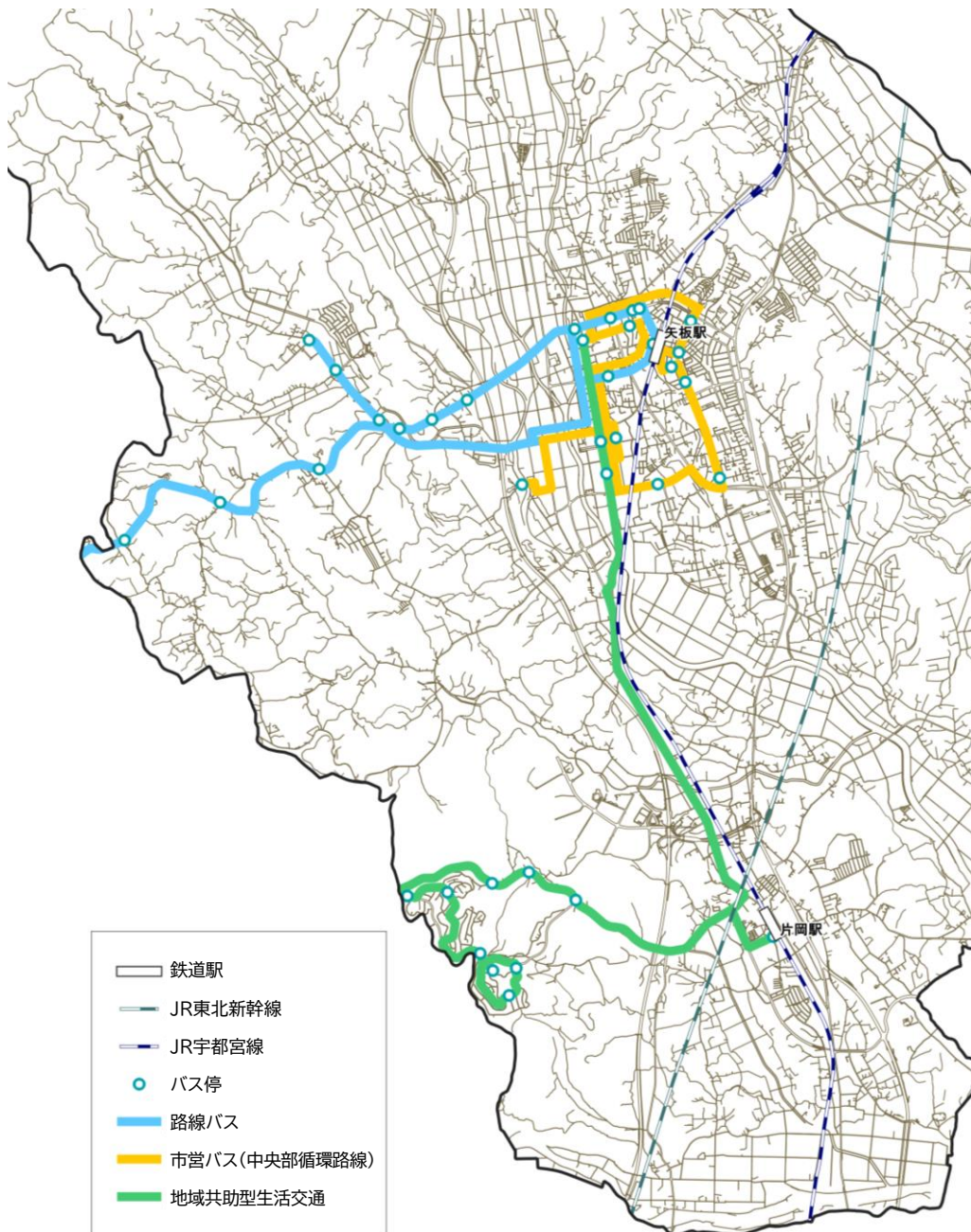
【道路網の現況】



【公共交通】

- ・鉄道は、東京方面と県北方面を結ぶJR宇都宮線が運行し、JR矢板駅とJR片岡駅が設置され、市民や近隣市町の住民に利用されています。
- ・バス交通網は、路線バス（2路線）と市営バス、自家用有償旅客運送事業による地域共助型生活交通、デマンド交通により形成されています。
- ・JR矢板駅周辺の市営バス（中央部循環路線）、デマンド交通及び地域共助型生活交通により市全域がカバーされています。

【公共交通の運行状況】

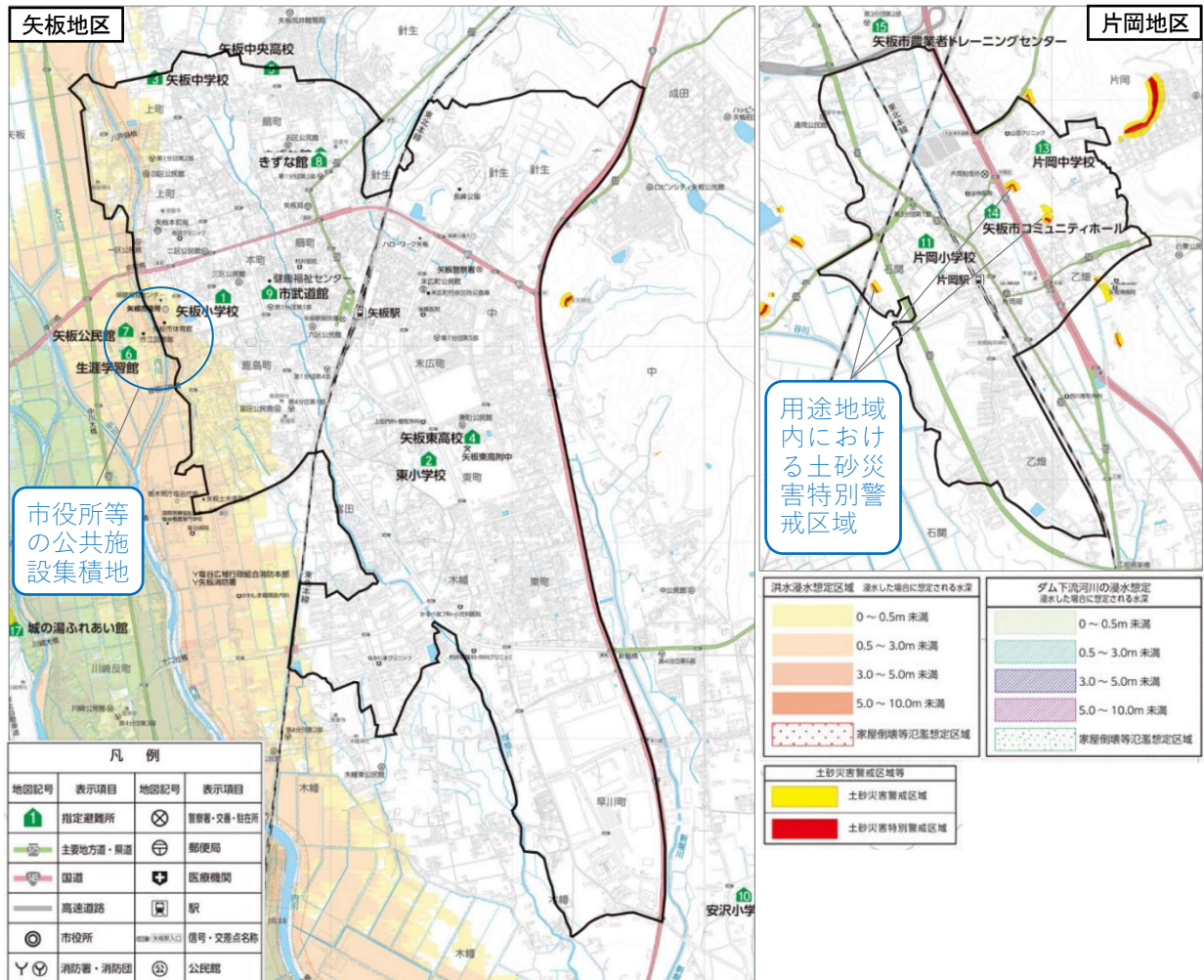


(バス路線図等より作成)

④防災

[ハザードエリアの指定状況]

- ・市街地における洪水浸水想定区域・土砂災害警戒区域等（ハザードエリア）の指定については、矢板地区において、内川の洪水浸水想定区域が指定され、市役所等の公共施設が区域に含まれます。用途地域外において、市役所等と隣接する矢板公民館、生涯学習館などの指定避難場所となっている施設や道の駅やいたなど、多くの人が利用する施設も含まれます。
- ・片岡地区においては、土砂災害警戒区域が3箇所指定され、いずれも土砂災害特別警戒区域を含みます。



2. 上位・関連計画による位置付けと役割

(1)首都圏広域地方計画 平成 28 年 3 月 国土交通省

<p>計画の対象区域</p>	<p>首都圏（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、及び山梨県の1都7県の区域を一体とした区域）</p>	
<p>計画の期間</p>	<p>2050年までの長期を見通しつつ目標年次を2025年頃とする （おおむね10年間）</p>	
<p>首都圏の将来像</p>	<p>人材や文化が集まる創造の場</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・強みを磨き「質」で勝負する新しい成長発展モデルへの転換 ・容易に追従できない分野に産業を転換し、常に進化させていく ・多様な個性が出会い融合できる「対流拠点」の創出
	<p>上質・高効率・繊細さを備え、そこに息づく人々が親切的な「洗練された首都圏」の構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「上質」、「高効率」、「繊細さ」を備え、そこに息づく人々が「親切」な、日本ならではの社会を構築 ・これらを発掘することに率先して取り組み、日本を牽引
	<p>共生を概念に含み、面的な対流が起きている首都圏</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な個性が出会い融合できる場を創出しつつ、人や地域間の連携を促すことによって、対流を創出 ・常に地域の新たな個性を見出し磨き上げ、新たな価値を創造する ・新しい観点の「共生」も視野に入れながら、人、モノ等の面的な対流が起きている首都圏の構築を目指す
<p>首都圏の構造：対流型首都圏の構築</p>	<p>放射+環状の交通ネットワークを最大限活用することで、一極集中型の首都圏を対流型首都圏に転換</p> <p>新幹線などの鉄道網や高速道路網等の面的な交通ネットワークを最活用した「北関東新産業東西軸」の形成</p>	

(2) とちぎ未来創造プラン 令和3年2月 栃木県

プランの期間	令和3（2021）年度～令和7（2025）年度	
とちぎの将来像	人が育ち、地域が活きる 未来に誇れる元気な“とちぎ”	
重点戦略	次代を担う人がたくましく育ち、あらゆる場で活躍する「とちぎ」 『人材育成戦略』	<ul style="list-style-type: none"> ・とちぎの未来を担う人材育成プロジェクト ・笑顔輝く子ども・子育て支援プロジェクト ・スポーツ推進、歴史・文化芸術振興プロジェクト
	魅力ある多彩な産業が活力にあふれ、豊かさに満ちる「とちぎ」 『産業成長戦略』	<ul style="list-style-type: none"> ・とちぎの明日を創る産業成長プロジェクト ・活力ある農林業実現プロジェクト ・観光立県躍進プロジェクト ・国際戦略推進プロジェクト
	いつまでも健康で、誰もがいきいきと暮らせる「とちぎ」 『健康長寿・共生戦略』	<ul style="list-style-type: none"> ・人生100年健康いきいきプロジェクト ・生涯安心医療・介護プロジェクト ・多様な人材活躍推進プロジェクト ・誰一人取り残さない地域共生社会づくりプロジェクト
	強くしなやかで、安全・安心を実感できる「とちぎ」 『安全・安心戦略』	<ul style="list-style-type: none"> ・危機対応力強化プロジェクト ・県土強靱化プロジェクト ・暮らしの安全・安心向上プロジェクト
	誇れる地域・豊かな自然を未来につなぐ「とちぎ」 『地域・環境戦略』	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさとの魅力向上プロジェクト ・暮らしやすい「まち」づくりプロジェクト ・環境にやさしい持続可能な地域づくりプロジェクト ・未来技術を活用した新しいとちぎづくりプロジェクト

(3)矢板都市計画区域マスタープラン 令和3年3月 栃木県

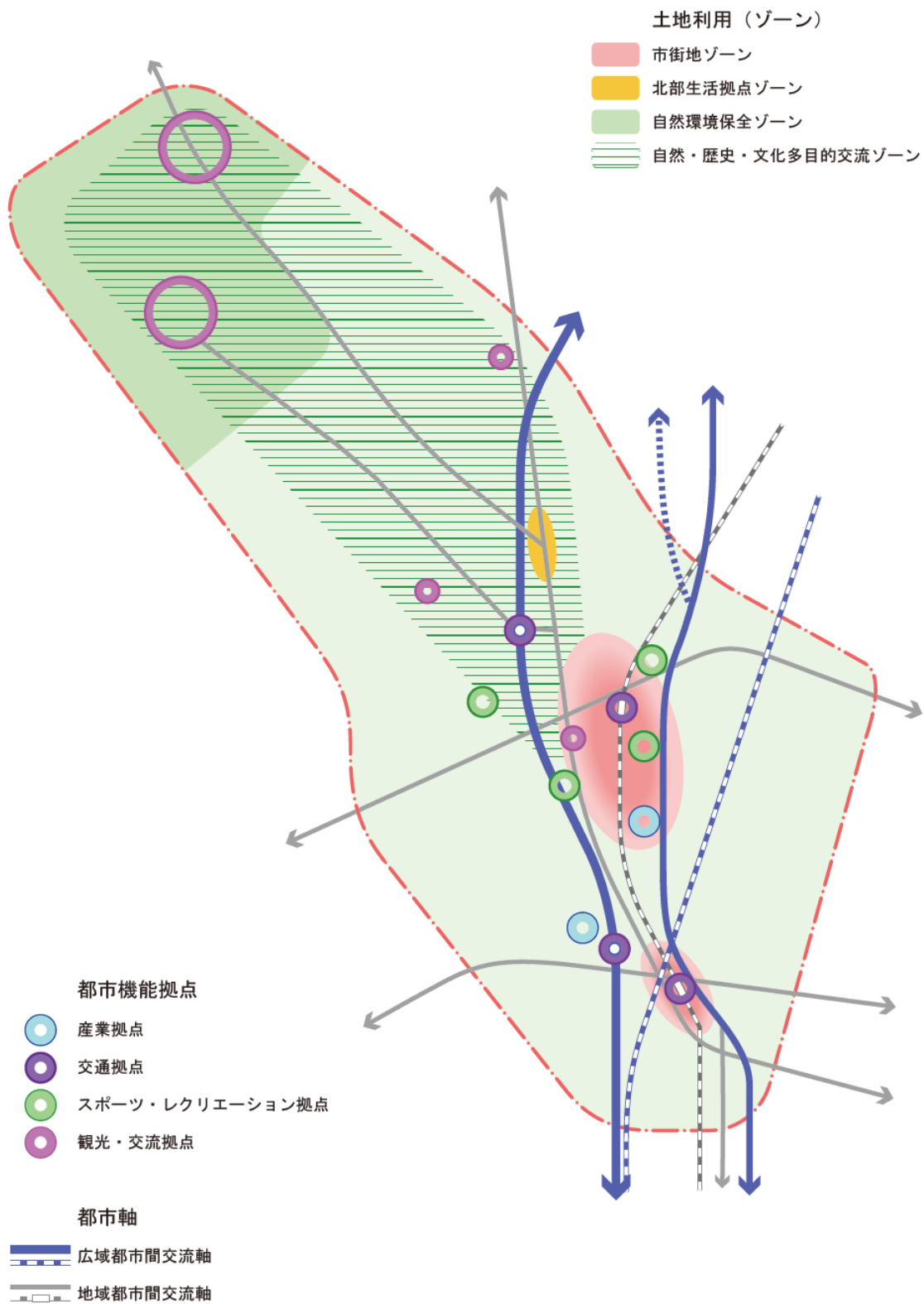
目標年次	2035年（令和17年）
都市づくりの基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ○誰もが暮らしやすくコンパクトな都市づくり ○誰もが安全でスムーズに移動できる都市づくり ○持続可能で効率的な都市づくり ○新技術を活用した環境にもやさしいスマートな都市づくり ○とちぎの魅力や強みを活かした都市づくり
将来都市構造	多核ネットワーク型の都市構造「とちぎのスマート+コンパクトシティ」
市街地像	広域拠点：J R 矢板駅周辺地区
	地域拠点：J R 片岡駅周辺地区
	生活拠点：広域・地域拠点周辺の既成市街地、泉地区、木幡地区、乙畑地区、その他おおむね小学校区の規模でコミュニティの中心となる地区
	産業拠点：矢板工業団地、矢板南産業団地
	観光レクリエーション拠点：県民の森周辺地区、八方ヶ原周辺地区、道の駅やいた
	基盤構造



(4)やいた創生未来プラン 令和3年3月 矢板市

目標年次	令和7年	
将来人口	30,942人	
将来像	「未来へ」～みんなで創る新時代～	
基本方針	<p>○みんなで挑戦できるまちづくり ○自然と共存できるまちづくり ○多世代が住み続けたいまちづくり</p> <p>【横断的な方針】SDGs・Society 5.0・新型コロナウイルス感染症危機を契機とした新しい生活様式に対応したまちづくり</p>	
重点計画	時代に即した産業を振興するまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・やいたブランド認証・開発支援 ・高付加価値商品の開発 ・新たな時代に対応した企業の支援・育成 ・農林畜産業経営支援 ・環境にやさしい農林業の確立 ・自然、歴史、文化などの地域資源を生かした観光スタイルの推進
	災害に強いまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・環境にやさしい社会の構築 ・廃棄物処理の適正化 ・消防・防災・救急体制の確立 ・災害に強いまちづくりの推進
	未来社会を切り拓くひとづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な教育機会の提供（小中学校教育の充実など） ・教育の充実のための環境づくり ・生涯学習の推進（学びの場づくりの充実など） ・生涯スポーツの推進 ・地域づくりの人材育成
	健幸なまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・安心して子育てできる生活環境の整備 ・保健・医療の充実（保健予防の推進/地域医療体制の充実など） ・地域共生社会の実現（地域福祉を推進する体制づくりなど） ・高齢者福祉の充実（生活道路の整備など）
	安心快適なまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・定住基盤の整備（計画的な土地利用の推進など） ・道路網の整備（広域幹線道路の充実/生活道路の整備など）

[将来都市構造図]



『やいた創生未来プラン（令和3年3月）』より

(5) まち・ひと・しごと創生人口ビジョン、まち・ひと・しごと創成総合戦略 令和3年3月 矢板市

まち・ひと・しごと創生人口ビジョン		
人口の現状と動向	<ul style="list-style-type: none"> ・総人口の推移 : 平成7年をピークに減少傾向 ・合計特殊出生率の推移: 出生数、合計特殊出生率(近年は1.3から1.4台で推移し全国・県の数値を下回る)ともに減少傾向 ・年齢階級別の人口移動: 生産年齢人口は男女とも概ね転出超過、「10～14歳→15～19歳」「15～19歳→20～24歳」において転出数が大きい傾向 	
人口推計	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年国勢調査の結果を基準人口として設定 ・推計結果 【平成27年】33,354人 → 【令和7年】30,942人 【令和22年】26,700人 	
まち・ひと・しごと創成総合戦略		
目標年次	令和7年	
基本目標	安定した雇用をつくとともに、安心して働けるようにする	<ul style="list-style-type: none"> ・産業間のコラボレーション(やいたブランド創出支援等) ・儲かる、稼げる農林業への転換 ・企業誘致(テレワーク・コワーキングスペース・サテライトオフィスの整備等) ・創業支援 ・企業体質強化支援 ・事業継承支援
	来てもらう、住んでもらう、新しい人の流れをつくる	<ul style="list-style-type: none"> ・定住し続けられる取組(テレワーク・コワーキングスペースの整備・設置促進等) ・Uターン者等への支援(移住相談、空き家バンクの活用等) ・定住へつなげる取組(矢板市就農・定住者促進事業、矢板ふるさと支援センターの活用等) ・スポーツツーリズムの深化(スポーツ合宿・大会の誘致、スポーツ合宿やアウトドアスポーツを活用した滞在型観光商品の造成等) ・観光拠点づくり ・今ある施設への誘客(多機能化・顧客深耕) ・矢板市文化・スポーツ複合施設の整備
	多世代を支援する	<ul style="list-style-type: none"> ・結婚・出産への支援 ・子育てへの支援 ・ワーク・ライフ・バランス支援(仕事と子育ての両立) ・ふるさと学習機会の充実 ・教育支援 ・健幸づくりの推進 ・健康寿命をのばす取組(高齢者の社会参加、社会貢献) ・地域包括ケアシステムの構築
	安心して快適に暮らすことのできる活力ある地域をつくる	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の特性を生かした拠点づくり ・交通機能の充実(利便性、交通アクセス) ・防災・防犯体制の強化 ・公共施設の統廃合・多機能化(長寿命化・耐震化) ・地域コミュニティ活動の推進

(6) F I T構想 平成 20 年 6 月 F I T構想推進協議会

本構想は、首都東京に近接し、新しい時代にふさわしい、人々をひきつけてやまない地域づくりに向けたポテンシャルを豊富に有する 3 県（福島・茨城・栃木）の県際地域（那須岳・八溝山を中心とする地域）が、これまで培ってきた交流・連携をもとに広域交流圏としてのさらなる発展を目指し、「人と自然と文化が育む F I T 交流圏」を目標像に定めています。

主要プロジェクト	事業イメージ
F I Tブランドプロジェクト	<ul style="list-style-type: none">・地域資源の活用・地域ブランドの育成・地域ブランドの確立
交流・二地域居住プロジェクト	<ul style="list-style-type: none">・受入意識の醸成と受入方針・ルールの明確化・情報発信・相談・現地案内の体制整備・地域力の向上 等
広域観光交流プロジェクト	<ul style="list-style-type: none">・地域資源の活用と情報発信・体験を軸とした観光の推進・地域での交流 等
交通・情報通信基盤整備プロジェクト	<ul style="list-style-type: none">・生活交通網・幹線交通網の整備・地域間交流施設の整備・交通システムの確立 等
安全・安心プロジェクト	<ul style="list-style-type: none">・広域的な防災体制の整備・地域医療の確保・安全で安心な食料の供給

3. 市民意向調査

(1)調査の概要

調査名	まちづくりに関するアンケート調査
対象地域	矢板市全域
対象者	18歳以上の男女
抽出方法	無作為抽出
配布数	2,000票
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和2年7月～8月
有効回収数	698票
有効回収率	34.9%

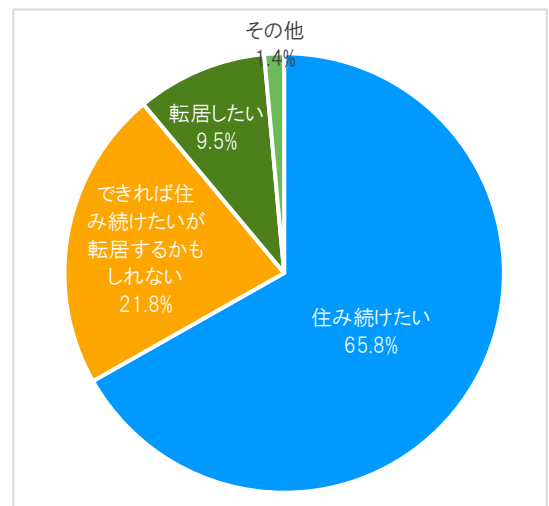
(2)市民の定住意向について

[現在のお住いの場所への定住意向]

- ・ 6割以上が「住み続けたい」意向で、「できれば住み続けたいが転居※するかもしれない」を合わせると8割以上の定住意向となっています。

※市内の異動のほか市外への転出を含む。

- ・ 年齢別にみると、10代及び20代において、「住み続けたい」割合がやや低く、「できれば住み続けたいが転居するかもしれない」割合が他の世代に比べて高い傾向にあります。



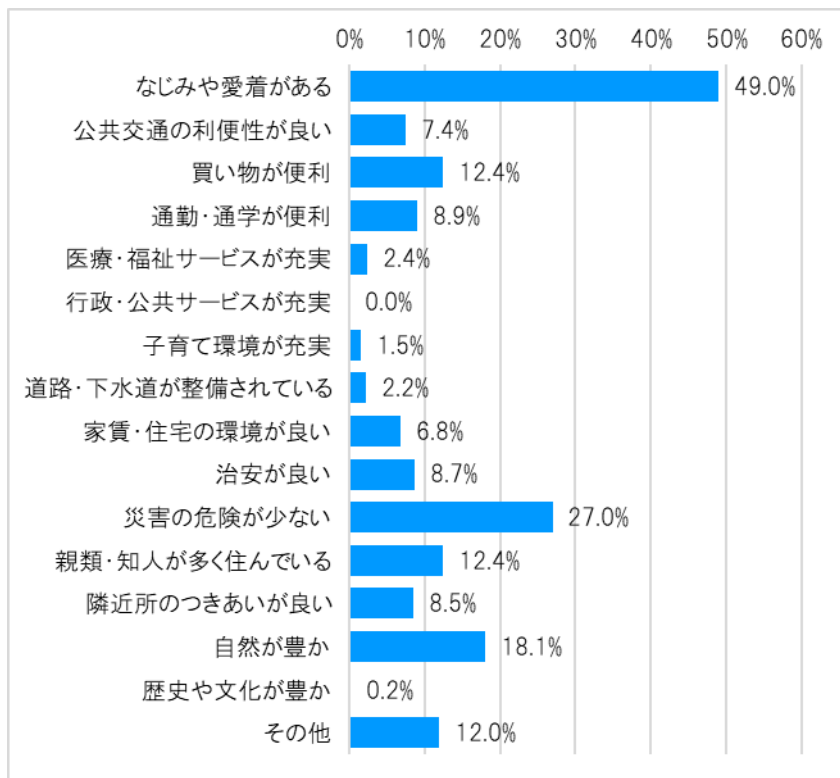
(集計回答者数：698)

	年齢						
	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上
回答者数	19	58	107	151	163	89	100
住み続けたい	37%	36%	59%	63%	63%	81%	92%
できれば住み続けたいが転居するかもしれない	63%	50%	21%	20%	24%	13%	3%
転居したい	0%	10%	14%	12%	11%	6%	3%
その他	0%	2%	3%	3%	1%	0%	0%
無効・無回答	0%	2%	3%	3%	1%	0%	2%
合計	100%	100%	100%	101%	100%	100%	100%

※構成比については端数処理を行っているため合計が100にならない場合がある。

[住み続けたい理由]

・「なじみや愛着がある」が5割に近く、次いで「災害の危険が少ない」、「自然が豊か」となっています。



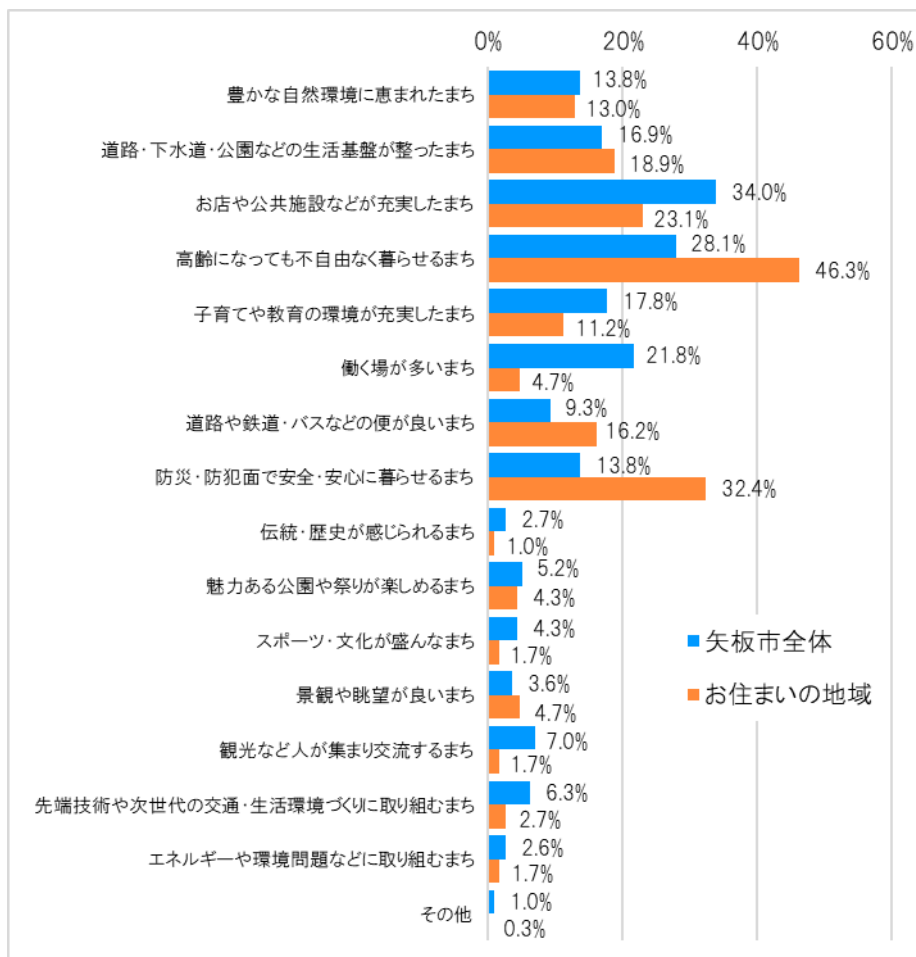
(集計回答者数：459)

(3) 矢板市のまちづくりについて

[おおむね 10～20 年後の望ましいまちの姿]

・市全体では、「お店や公共施設などが充実したまち」をはじめ、「高齢になっても不自由なく暮らせるまち」「働く場が多いまち」などの回答が多くなっています。

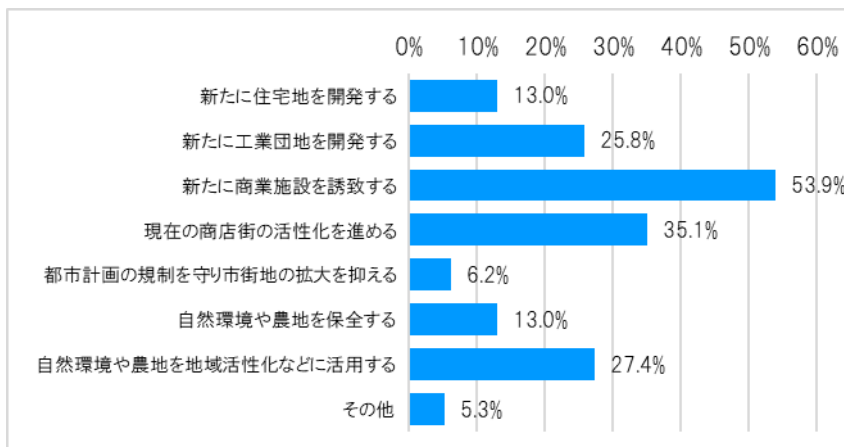
・自分が住んでいる地域では、「高齢になっても不自由なく暮らせるまち」「防災・防犯面で安全・安心に暮らせるまち」の回答が多くなっています。



(集計回答者数：698)

[土地利用について重要と考える取組]

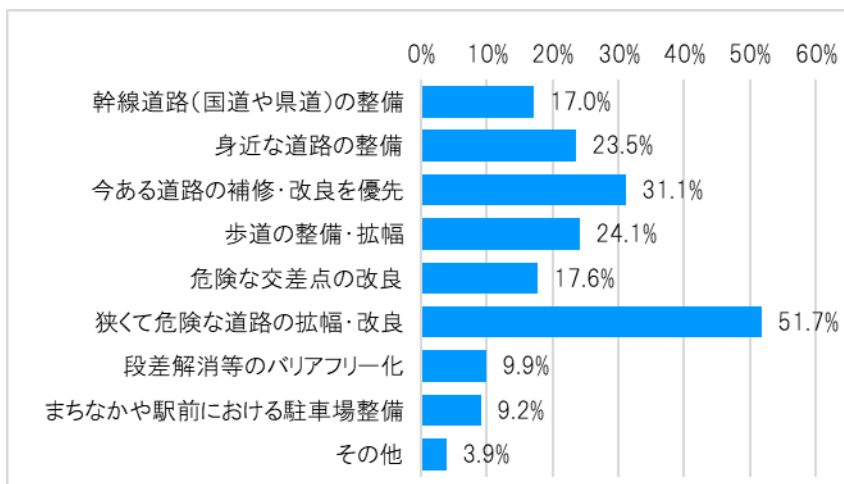
・「新たな商業施設を誘致する」が5割を超え、「現在の商店街の活性化を進める」が3割を超えるなど、商業の振興に係る土地利用への期待が高い結果となっています。



(集計回答者数：698)

[道路や交通安全施設について重要と考える取組]

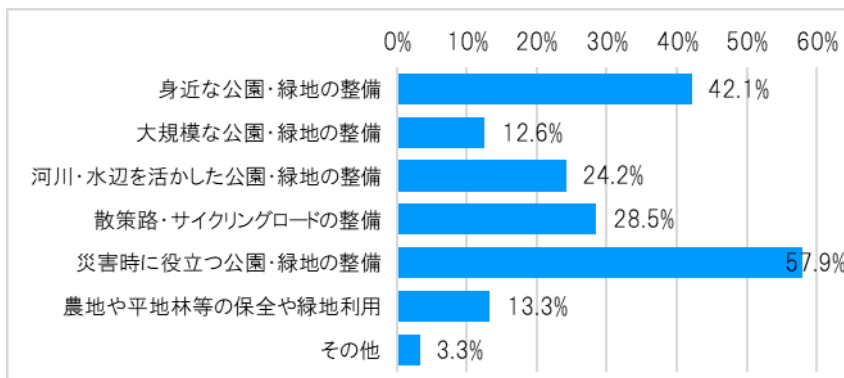
・「狭くて危険な道路の拡幅・改良」が5割を超え、「今ある道路の補修・改良を優先」が3割を超えるなど、既存道路の改良に関する期待が高い結果となっています。



(集計回答者数：698)

[公園・緑地について重要と考える取組]

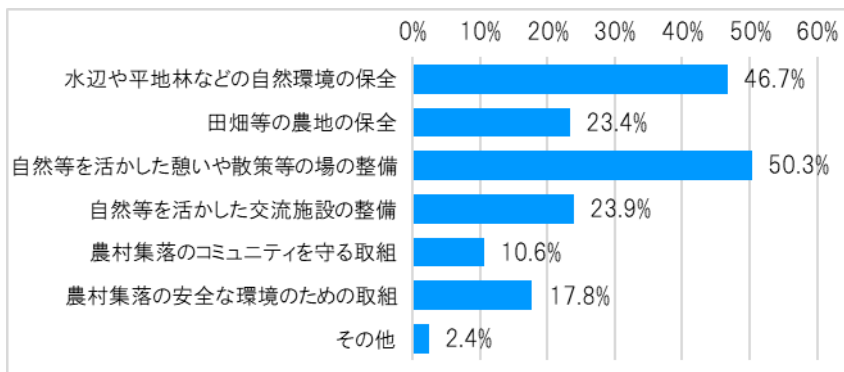
・「災害時に役立つ公園・緑地の整備」が5割を超え、次いで「身近な公園・緑地の整備」「散策路・サイクリングロードの整備」の回答が多くなっています。



(集計回答者数：698)

[自然環境・農村環境について重要と考える取組]

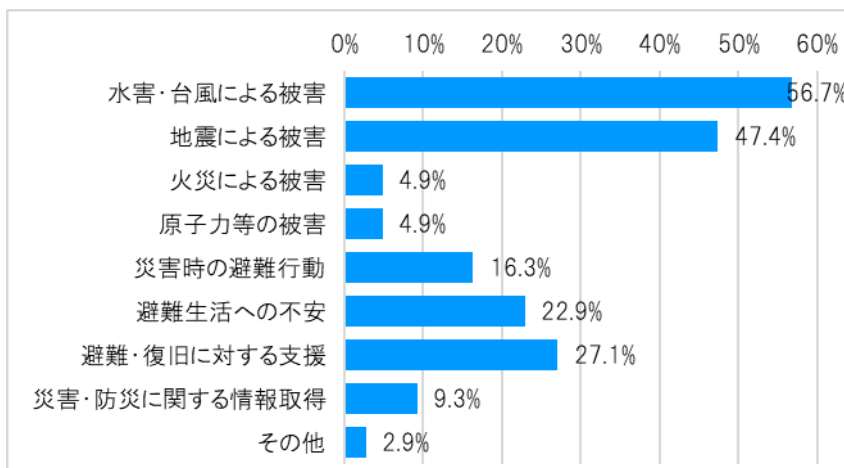
・「自然等を活かした憩いや散策等の場の整備」が5割を超え、次いで「水辺や平地林などの自然環境の保全」「自然等を活かした交流施設の整備」の回答が多くなっています。



(集計回答者数：698)

[災害について不安なこと]

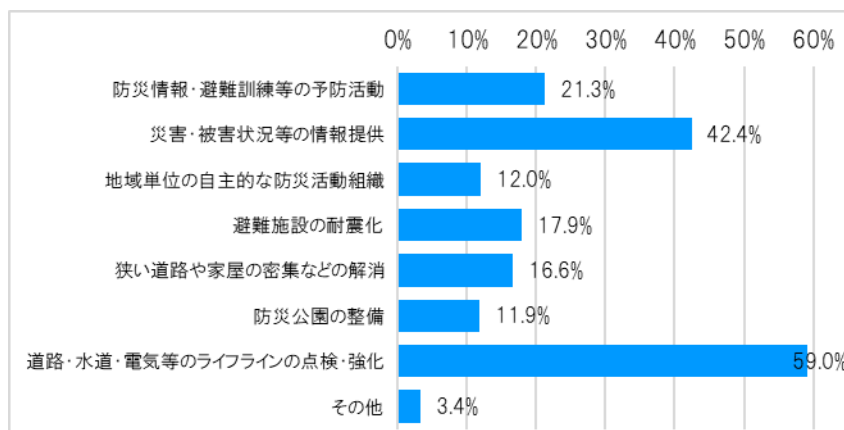
・「水害・台風による被害」が5割を超え、次いで「地震による被害」「避難・復旧に対する支援」の回答が多くなっています。



(集計回答者数：698)

[防災機能向上のために重要と考える取組]

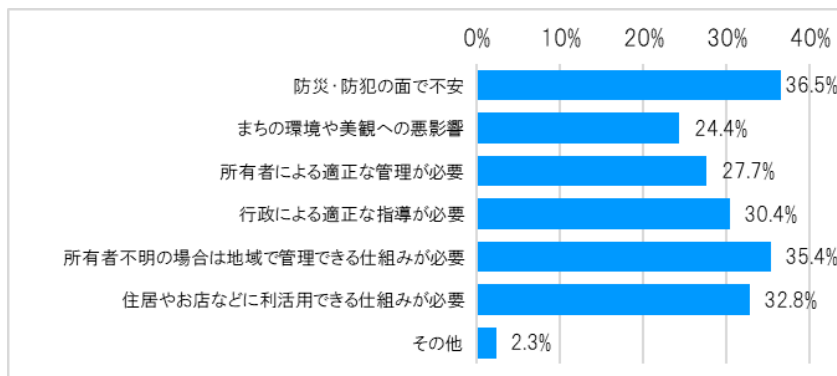
・「道路・水道・電気等のライフラインの点検・強化」が6割に近く、「災害・被害状況等の情報提供」が4割を超えるなど、災害に強い基盤整備や災害時の情報伝達に対する期待が高い結果となっています。



(集計回答者数：698)

[空き家・空き地について思うこと]

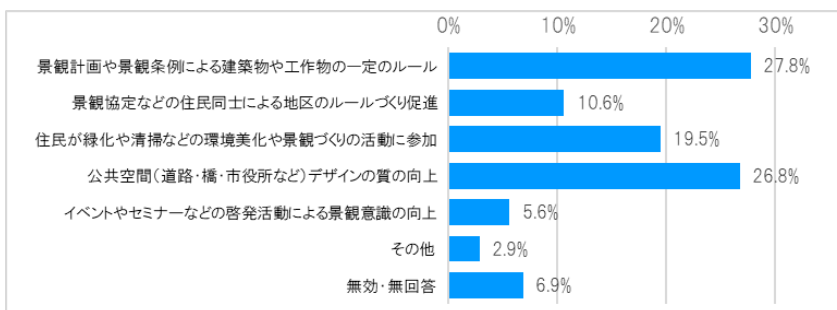
・「防災・防犯の面で不安」をはじめ、「所有者不明の場合は地域で管理できる仕組みが必要」「住居やお店などに利活用できる仕組みが必要」などの回答が多くなっています。



(集計回答者数 : 698)

[良好な景観づくりを進めていくために重要と考える取組]

・「景観計画や景観条例による建築物や工作物の一定のルール」や「公共空間(道路・橋・市役所など)デザインの質の向上」に対する期待が高い結果となっています。



(集計回答者数 : 698)

4. 都市づくりの課題

(1) 将来の都市づくりを検討する上での矢板市の強み・弱み

区分	矢板市の強み	矢板市の弱み
位置	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 首都圏と東北地方とを結ぶ東北自動車道、国道4号、J R東北新幹線、J R宇都宮線等の主要な国土連携軸上に位置している。 ▷ 都心へは鉄道利用で約80分、高速道路利用で約90分のアクセスが可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 県都宇都宮市に通勤するにはやや遠い距離に位置している。 ▶ 宇都宮市、大田原市、さくら市に囲まれており各市に買い物客が流れる状況にある。(吸引力の弱い商圈)
地勢	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 北部に八方ヶ原や県民の森などを有する高原山が広がり、日光国立公園の一角を構成している。 ▷ 内川、宮川、荒川など良好な河川が流れている。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 丘陵地・河川で土地が分断され、平坦地が少ないために、一体的な土地利用が困難な状況にある。
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 三方を山地や丘陵地に囲まれ、肥沃な土壌と豊かな水により育まれた森林や田園などの緑に恵まれる環境にある。 ▷ J R矢板駅及びJ R片岡駅周辺の用途地域指定区域を中心に住居、商業・業務、工業等の諸機能が集積する既成市街地が形成されている。 ▷ 土地区画整理事業完了区域等において良好な居住環境が形成されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 市街地の隣接部における住宅地等のにじみ出しが見受けられる。 ▶ 中心商業地の空洞化(空き地・空き店舗の立地)が進んでいる。 ▶ 人口減少対策の一つである移住定住の受け皿となる環境が少ない。
人口	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 市民の定住意向が高い。(「まちづくりに関するアンケート調査」において6割以上が「住み続けたい」と回答) 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 総人口は平成10年をピークに減少傾向が継続し、世帯数・1世帯あたりの人口も減少傾向にある。 ▶ 栃木県平均(29.7%)を上回る高齢化率(33.2%)となっている。 ▶ 出生数の減少傾向や若者の転出傾向が強まっている。
産業	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 矢板工業団地・矢板南産業団地において良好な操業環境が形成されている。 ▷ 道の駅やいたのオープンに伴い観光客入込数が増加し、東日本大震災以降、観光客宿泊数も回復傾向にある。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 農家数や経営耕地面積が減少している。 ▶ 工業事業所、従業者数、製造品出荷額などが減少傾向にある。(大手企業工場での生産の終了) ▶ 東京圏への人口流出を抑制し、安定した雇用を生み出す、働く場の受け皿となる環境が少ない。

区分	矢板市の強み	矢板市の弱み
交通特性	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 東北自動車道の矢板インターチェンジ・矢板北スマートインターチェンジが立地している。 ▷ J R矢板駅・J R片岡駅が立地している。 ▷ 国道4号が東北自動車道とほぼ平行に市域を縦断し、道路交通網の骨格として機能している。 ▷ 路線バス（2路線）、市営バス、デマンド交通によりバス交通網が形成され、J R矢板駅周辺の市街地においては市営バス（中央部循環路線）が運行されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 都市計画道路の未着手路線がある。 ▶ J R宇都宮線の利用環境の充実や、バス交通の継続運行などが課題となっている。 ▶ 生活に身近な道路や、まちなかを安心して歩くことのできる環境が不足している箇所がある。
防災	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 大きな災害が少ない状況にある。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 洪水浸水想定区域（矢板地区）への対策、土砂災害警戒区域（片岡地区）への対策、指定避難場所となる施設の防災機能の強化などが課題となっている。
都市施設	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 市民の生活を支える都市基盤施設（公園・緑地、上水道、下水道等）が計画的に整備されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 公共施設のマネジメントに関する各種計画の着実な推進が課題となっている。

▼

活かして強化する

▼

克服して補強する

(2)都市づくりの課題

①人口

i.定住人口確保に向けた対策

- 市民の定住意向の高さを踏まえた積極的な定住基盤の整備を図る必要があります。
- 矢板市街地や片岡市街地に整備されている道路・公園等の既存ストックの有効活用のほか、新住宅地の確保や主要幹線道路周辺部の適切な市街地形成に努めていく必要があります。
- また、子育て環境の充実や就労場所の確保など、若い世代の定住人口確保に向けた対策が必要となるほか、Uターン者等の移住や新しい生活様式等を踏まえた対策が求められます。

ii.交流人口確保に向けた対策

- 定住人口確保に向けた対策とあわせ、交流人口確保のための対策として、JR宇都宮線や東北自動車道等の交通機能、八方ヶ原や県民の森などを有する高原山の自然環境、日光や那須高原等の観光地との近接性など、恵まれた立地条件を活かした、多くの人々が訪れ、にぎわいをもたらすことができる環境の整備に努めていく必要があります。
- 貴重な交流資源となる道の駅やいたやとちぎフットボールセンターを拠点施設とした観光・交流環境の整備に努めていく必要があります。

iii.関係人口確保に向けた対策

- 「矢板市とのつながりをもつ」「繰り返し行き来する」「二地域居住を行う」「地方で兼業・副業する」など、本市との継続的な関わりを有し、将来的な移住にもつながる関係人口の創出に向けた取組を展開していく必要があります。

②産業

i.商業・サービス業の振興

- 商業・サービス業の振興に係る土地利用の在り方について検討する必要があります。
- 店舗の大型化や郊外への立地、宇都宮市・大田原市・さくら市への買い物客の流出等により、買い物客の減少や後継者不足による空洞化が懸念される中心商業地において、空き地・空き店舗の活用支援など、再生に向けた取組を展開していく必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症危機を契機とした新たな就業形態（テレワーク、コワーキングスペース・サテライトオフィスの整備等）を見据えた環境の整備に努める必要があります。

ii.工業の振興

- 働く場としての機能強化や雇用の確保を図る企業誘致に努めていく必要があります。
- 既存の矢板工業団地・矢板南産業団地における良好な操業環境の維持・充実や、矢板工業団地における土地利用転換を検討していく必要があります。

iii.農林業の振興

- 矢板らしさを構成する優良な農地・森林については、農林業の振興を念頭に、適切な保全や圃場・農道・林道等の生産基盤の整備に努めていく必要があります。
- 農村や中山間地域の集落における生活環境の保全に努めていく必要があります。

iv.観光の振興

- 本市の代表的な観光資源となる高原山の森林など、豊かな自然の保全・活用に努める必要があります。
- 観光の拠点となる道の駅やいたや山の駅たかはら等の施設の機能拡充や、矢板北スマートインターチェンジの活用、道路ネットワークの形成等による観光・交流ネットワーク機能の強化が求められます。
- 来訪者のニーズの多種・多様化の動きを踏まえ、スポーツと地域産業が連携するスポーツツーリズムを推進する環境づくりなどに努めていく必要があります。

③土地利用

i. 計画的な土地利用の推進

- 緑豊かな台地や清流などの自然環境と、それらに抱かれた良好な居住環境を有する市街地において、市民生活の利便性向上や健全な市勢発展を図るため、長期的な視野に立った適切で計画的な土地利用を推進する必要があります。
- 急激な人口減少・高齢化の動きや、都市の持続可能性の向上に対応する、誰もが暮らしやすい集約型都市構造（コンパクトシティ）の実現に向けた取組を進めていく必要があります。

ii. 自然環境の保全・活用

- 雄大な高原山などの森林、内川や宮川等の河川、河川沿いに広がる良好な農地や里山林など、優れた自然環境を保全していく必要があります。
- 多くの誘客や来訪を促す貴重な資源として、自然環境を活かした憩いや交流の場づくりを検討していく必要があります。

④都市施設等

i. 市街地整備の推進

- 市街地における公共施設の集積、既存ストックの活用等による、効率的な都市機能の誘導や良好な住宅環境の整備を進めていく必要があります。
- 少子高齢化、多様化するライフスタイル、人の流れの変化などに的確に対応するため、住・商・工のバランスを考慮した適切な機能配置に努める必要があります。
- あわせて、市街地周辺の自然環境と調和のとれた良好な市街地を形成するため、長期的な計画に基づき、市街地の整備、開発、誘導を図る必要があります。

ii. 道路網の整備推進

- 都市間の交流を支える国道4号や（主）矢板那須線等の広域幹線道路の機能強化や、市民生活の利便性向上を図る幹線道路の整備に努めていく必要があります。
- 令和3年に開通した矢板北スマートインターチェンジの効果的な利用を促す周辺道路の整備に努めていく必要があります。
- 安心安全な市民生活を確保するため、既存の生活道路の維持や狭くて危険な道路の改良に努めるほか、誰もが安全・安心に歩ける歩行者空間の形成に努めていく必要があります。

iii. 公園・緑地の整備推進

- 良好な市街地の形成に資する貴重な公共空間として、交流・レクリエーション・防災・観光等の機能を有する都市公園の適正な保全・整備や、生活に身近な公園・緑地等の整備に努める必要があります。
- 緑豊かな自然景勝地については、観光・交流の拠点として、適正な維持・保全を図る必要があります。

iv. 上水道の安定供給

- 良質で安全な上水道の安定供給に向け、水源の確保、配水管網整備、危機管理対策等を進める必要があります。
- あわせて、老朽管や老朽施設の計画的な更新を進める必要があります。

v. 下水道の整備・利用促進

- 市街地の健全な発展や公共用水域の水質向上を図るため、生活排水の適正な処理を行う、立地条件に応じた公共下水道の整備と利用促進、合併浄化槽の設置促進、農業集落排水への接続促進等に努める必要があります。
- あわせて、大規模地震を想定した施設の改修や、老朽施設の適正な更新などを進める必要があります。

vi.その他施設の充実

- 公共施設の老朽化や市民ニーズの変化が予想されることを踏まえ、公共施設の総合的かつ計画的な管理を行うための「矢板市公共施設等総合管理計画」に基づき、「矢板市公共施設再配置計画」や実施計画にあたる各個別施設計画に則り、公共施設のマネジメントの推進に努める必要があります。
- ごみの減量化やリサイクルの促進のため、塩谷広域行政組合との連携による、廃棄物の収集・処理体制の充実に努める必要があります。

⑤公共交通

i.公共交通機関の機能充実

- 多様化する市民や来訪者の移動ニーズや利便性の向上、脱炭素社会の実現に資する、鉄道やバスなどの公共交通機関の機能充実に努める必要があります。

ii.鉄道の機能充実

- 広域的な交通手段となるJR宇都宮線の機能拡充に向け、市民や来訪者のニーズに見合った運行形態の関係機関への要望等に努めていく必要があります。
- JR片岡駅へのアクセス性を高める駅周辺道路の整備等を進める必要があります。

iii.市内公共交通の機能充実

- 高齢社会の進行やライフスタイルの変化に対応し、市民の日常的な移動手段となるデマンド交通や中央部循環路線、地域共助型生活交通の継続運行、地域のニーズに応じた生活交通手段の確保等を図る必要があります。

⑥環境都市

i.環境にやさしい社会の構築

- 脱炭素社会の実現に向け、二酸化炭素の排出量の削減やエネルギー消費の削減の取組等が期待されます。
- ごみ減量化、資源化への意識啓発、廃棄物処理施設やリサイクル拠点施設等の確保による循環型社会の構築を進める必要があります。

⑦防災

i.災害に強いまちづくり

- 災害に強い道路・水道・電気等のライフラインの確保に努める必要があります。
- 「矢板市国土強靱化地域計画」に基づく学校等の公共施設の耐震化や避難場所・避難路の確保、台風・大雨等により頻発する災害を未然に防ぐ、主要河川における治水対策や急傾斜地崩壊対策などを進めていく必要があります。

⑧景観

i.良好な景観づくり

- 矢板らしさを構成する良好な景観・街並みづくりに関する指針である景観計画及び景観条例に基づく届出制度の適切な運用に努める必要があります。
- 公共空間のデザイン向上等の取組を検討していく必要があります。

⑨新たな時代への対応

i.スマートシティの形成

- ICT等の新技術の活用により、都市や地域の抱える諸課題を解決するSociety 5.0の実現を図る持続可能な都市・地区(スマートシティ)の取組を検討していく必要があります。

ii.新しい生活様式への対応

- 新型コロナウイルス感染症危機を契機としたまちづくりの方向性(職住近接への対応、地元生活圏の形成、多様な移動手段の確保、ウォークアブル空間の確保、緑やオープンスペースの確保等)を踏まえた施策の展開に努めていく必要があります。

第2章 将来都市像

1. 都市づくりの目標

(1)都市づくりの視点

「上位・関連計画による位置付けと役割」、「市民意向調査」や「都市づくりの課題」を基に、本市の都市づくりの視点を設定します。

①連携・交流を促す都市の形成

- ・豊かな自然環境を活かした農林業、中心商業地の再生、産業団地への企業誘致の促進及び観光の振興等による「本市の特色を活かした産業の活性化」を図るなど、多様な連携・交流を促す都市の形成が必要です。
- ・矢板市街地及び片岡市街地を核として、周辺の集落や自然環境との市域内の連携・交流を促すとともに、J R宇都宮線や東北自動車道、国道4号などの広域連携軸を強化し、首都圏、宇都宮市、大田原市、那須塩原市やさくら市等との広域的な連携・交流を促す都市の形成が必要です。

②人口減少・少子高齢化に対応した都市の形成

- ・人口減少の傾向や少子高齢化が加速的に進行していることから、若い世代が安心して子どもを産み育てられる都市とともに、高齢者も安心して暮らせる都市の形成のため、道路や公園等の既存ストックの有効活用とともに、安全に歩ける歩行空間の形成や防災機能の向上等、安全・安心に配慮した都市の形成が必要です。
- ・高齢化の加速的な進行による交通弱者の増加にともない、市民の日常生活を支える公共交通の重要性が高まることから、更に利便性の高い公共交通ネットワークの形成が必要です。

③緑や水にあふれた都市の形成

- ・雄大な高原山をはじめとした森林地帯や良好な田園地帯に点在する里山林や清流など、本市の重要な地域資源である自然環境を保全するとともに、それらを活かした都市の形成が必要です。
- ・本市の森林や里山林は、首都圏の大都市で排出される二酸化炭素の吸収・貯蔵源、下流域都市の水源地の緑として機能することから、広域的な環境保全や都市活動に寄与する、誇りある緑として積極的な保全・整備が必要です。

④新たな時代に対応する都市の形成

- ・近年の社会経済情勢から、集約型都市構造の形成に資するコンパクト・プラス・ネットワークの推進、防災・減災のための国土強靱化の推進、持続可能な社会を実現するために世界共通の17のゴールを示したSDGsへの貢献、人工知能(AI)やロボット、自動走行車などの新たな技術で様々な暮らしの課題を解決するSociety 5.0の実現、新型コロナウイルス感染症危機を契機とした新しい生活様式への対応、温室効果ガスの排出を実質ゼロにする脱炭素社会の実現など、新たな時代に対応しうる都市づくりの取組が必要です。

(2)都市づくりの理念

都市づくりの視点に基づき、本市の都市づくりの理念として以下の5つを設定します。

①にぎわいのある交流都市づくり

- ・矢板市街地や片岡市街地において買い物しやすい商業環境づくりを推進し、にぎわいづくりを促すとともに、高原山等の豊かな自然環境や地域の歴史・文化を活かした観光や交流イベントによるにぎわいづくりを促す都市づくりを推進します。特に、空洞化が進む中心商業地は、商業機能の維持・充実を図り中心市街地の再生を推進します。
- ・矢板市街地及び片岡市街地の道路や公園、公共下水道などの施設整備を図るとともに、既存ストックの維持・改善を図り有効活用することで、各市街地の拠点性を強化するとともに、道の駅やいたや県民の森等の観光・交流の拠点など、その他の拠点性を強化し、それらの拠点が有機的に連携された交流都市づくりを推進します。

②安全・安心な暮らしを支える都市づくり

- ・土地区画整理事業などにより良好な居住環境が形成されている地区は、その環境の維持・充実を図り、その他の市街地及び周辺は、道路や公園などの都市施設を計画的に整備し、誰もが安全・安心に暮らせるよう、居住環境の向上を図ります。
- ・道路や公園などの都市施設は、災害時における避難路・避難場所となるため、防災・減災に十分配慮した施設整備を推進します。

③環境に配慮した都市づくり

- ・高原山等の森林や丘陵地の里山林などの緑は、緑豊かでうるおいのある暮らしに欠かせない資源として積極的に保全・整備します。また、その緑により生み出される良質な水資源は、本市のみならずさくら市や塩谷町等の下流域の生活を支える資源として保全します。
- ・都市機能の集約化による拠点性の向上、総合的な交通体系の構築、再生可能エネルギーの活用や二酸化炭素の貯蔵・吸収量の増大により、脱炭素社会の実現に資する都市づくりを推進します。

④地域資源・既存ストックを活用した都市づくり

- ・高原山等の豊かな自然環境や矢板武記念館等の歴史・文化的に恵まれた地域資源を活かした魅力ある景観の形成を図るなど、地域の特性に応じた景観づくりのほか、魅力的な都市づくりを推進します。
- ・矢板市街地や片岡市街地等に整備されている道路や公園等既存ストックの有効活用を推進し、環境保全や健全な都市経営に配慮した都市づくりを推進します。

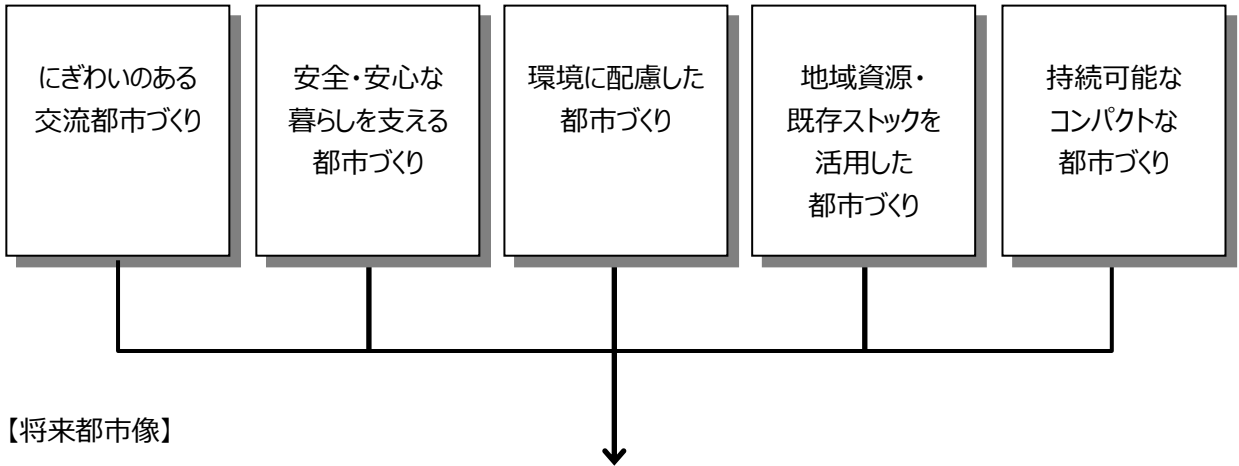
⑤持続可能なコンパクトな都市づくり

- ・誰もが暮らしやすいよう、都市機能の集約や移動環境の確保されたコンパクトシティの形成をはじめ、ICTの新技术の導入により諸課題を解決するスマートシティの環境づくり、新しい生活様式を踏まえた地元生活圏の形成など、時代の動きに的確に対応した持続可能な都市づくりを推進します。

(3) 将来都市像

都市づくりの理念を踏まえて、本市の将来都市像を次のとおり設定します。

【都市づくりの理念】



【将来都市像】

豊かな自然と共生し 誰もが暮らし訪れる
次代につなぐ コンパクトなまち やいた

豊かな自然と共生し	誰もが暮らし訪れる	次代につなぐ	コンパクトなまち
<ul style="list-style-type: none"> ● 高原山等の豊かな自然と共存する環境づくり ● 脱炭素社会の実現に向けた環境づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ● 既存ストックを活かした安全・安心な定住の場・活力あるしごとの場としての環境づくり ● 自然・歴史・文化等の地域資源とふれあう観光・交流の場としてのにぎわいのある環境づくり ● 本市の強みを活かした多くの人に選ばれる都市づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ● 持続可能性に配慮した環境づくり ● デジタル技術を活用したスマートシティの実現に向けた環境づくり ● 新たな生活様式を踏まえた地元生活圏の形成 	<ul style="list-style-type: none"> ● 誰もが暮らしやすくスムーズに移動できるコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくり

(4)将来都市フレーム

①人口及び世帯数フレーム

[総人口]

- ・都市計画マスタープランの上位計画となる「やいた創生未来プラン」では、人口フレームを「まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」の推計結果に基づき設定しています。
- ・「まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」では、平成27年の国勢調査人口を基準に、合計特殊出生率が令和22年まで現行水準（1.50）で推移し、純移動率が令和22年に平衡する（流出・流入の差がゼロになる）ものとして推計を行っており、「やいた創生未来プラン」の目標年次である令和7年に30,942人、長期的な将来展望値として令和22年に26,700人になるものと想定しています。
- ・なお、令和2年の時点では、実績値（本計画の基準人口）が上記の推計結果を約1,000人下回る状況にあり、やや大きな人口の差異が見られるものの、長期的にはおおむね同様の傾向で推移するものと考えられることから、本計画の計画期間である20年後の目標人口については、「まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」の将来展望値を踏襲するものとします。

[年齢別人口]

- ・年少人口（0～14歳）は、減少傾向で推移し、令和22年における割合は10.4%と想定されます。
- ・生産年齢人口（15～64歳）も同様に減少傾向で推移し、令和22年における割合は51.3%と想定されます。
- ・老年人口（65歳以上）は、増加傾向で推移し、令和22年における割合（高齢化率）は38.3%と想定されます。

[世帯数及び世帯あたり人員]

- ・世帯数は増加傾向を想定し、令和22年における世帯数フレームは12,535世帯です。

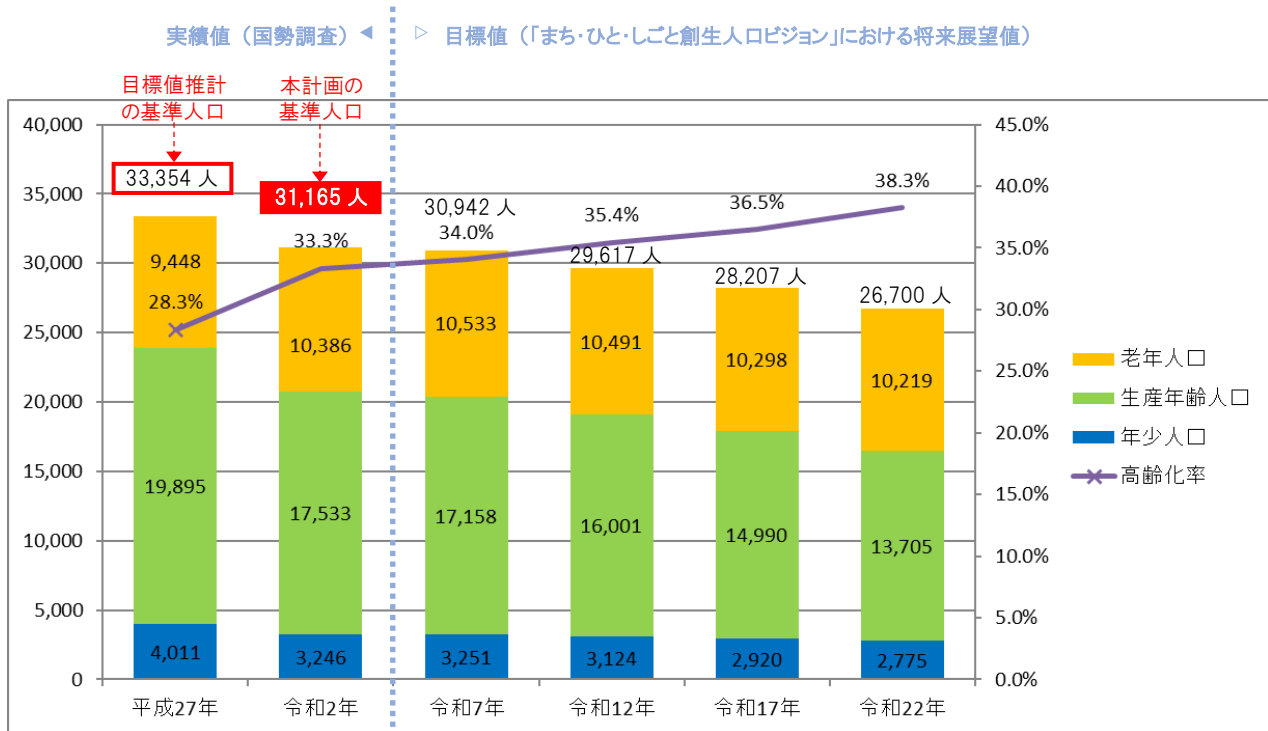
②用途地域内外人口フレーム

- ・用途地域内人口は、市街地における「都市機能を維持できる一定規模の人口の確保」や「にぎわいと活力のある市街地づくり」などを想定し、令和22年における用途地域内人口フレームを13,350人に設定します。

区 分	実績値		目標値	備 考
	平成 27 年	令和 2 年	令和 22 年	
	【参考】目標値推計の 基準人口・世帯	本 計 画 の 基準人口・世帯	本 計 画 の 目標人口・世帯	
総 人 口 （ 人 ）	33,354	31,165	26,700	目標値 人口ビジョンとの整合
年 少 人 口 （ 人 ）	4,011 (12.0%)	3,246 (10.4%)	2,775 (10.4%)	実績値 年齢不詳は按分
生 産 年 齢 人 口 （ 人 ）	19,895 (59.6%)	17,533 (56.3%)	13,705 (51.3%)	
高 齢 人 口 （ 人 ）	9,448 (28.3%)	10,386 (33.3%)	10,219 (38.3%)	
世 帯 数 （ 世 帯 ）	12,342	12,012	12,535	目標値 世帯人員推計値から 割り戻して算出
世帯人員（人/世帯）	2.70	2.59	2.13	最小二乗法により推計
用途地域内人口（人）	14,137 (42.4%)	13,822 (44.3%)	13,350 (50.0%)	目標値 R22 総人口×50%
用途地域外人口（人）	19,217 (57.6%)	17,343 (55.7%)	13,350 (50.0%)	

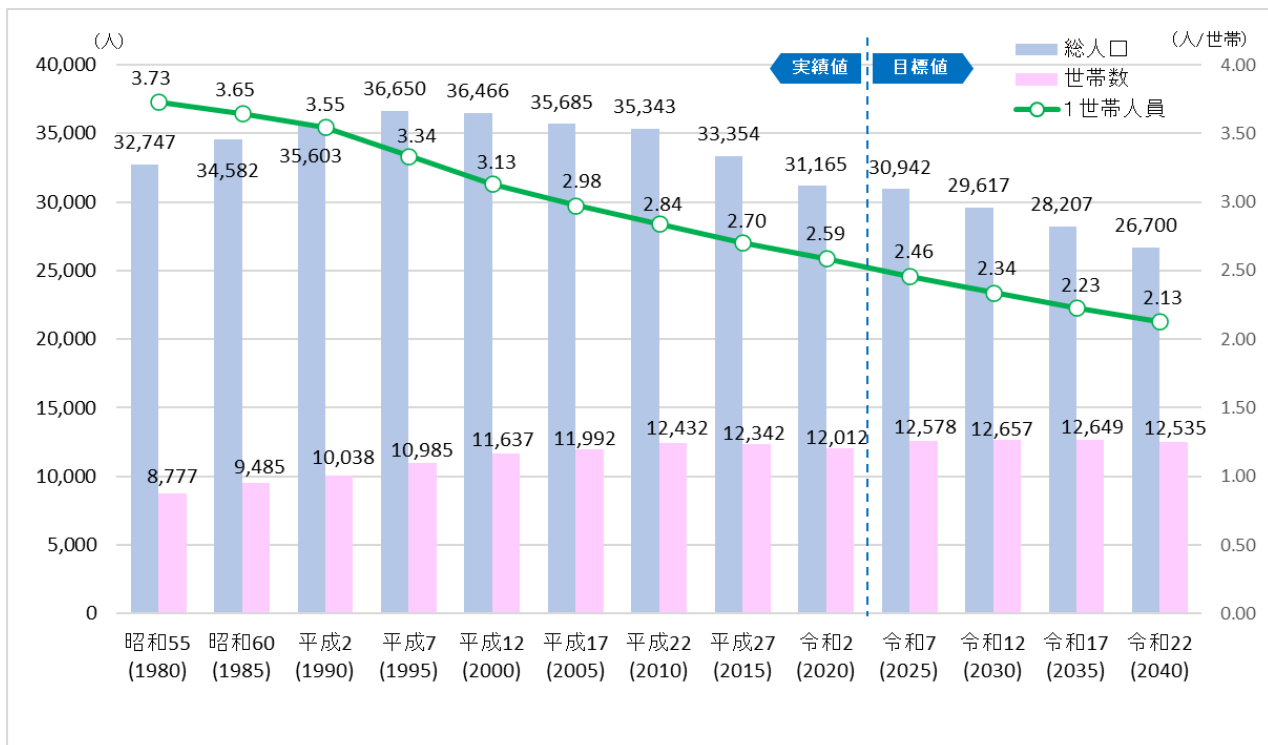
（実績値『国勢調査』ほか、目標値『まち・ひと・しごと創生人口ビジョン』における将来展望値ほか）

【人口フレーム】



（実績値『国勢調査』より、目標値『まち・ひと・しごと創生人口ビジョン』における将来展望値）

【人口・世帯数等の実績値及び推計値】



※人口：実績値『国勢調査』より、目標値『まち・ひと・しごと創生人口ビジョン』における将来展望値より

※世帯数：実績値『国勢調査』より、目標値は「1世帯人員」の実績値を最小二乗法で推計した数値で人口を割り戻して算出

2. 将来都市構造

(1)都市機能拠点

都市機能拠点として次の6つを設定します。

商業・業務拠点	<ul style="list-style-type: none"> 既成市街地内のJ R矢板駅及びJ R片岡駅周辺部や主要幹線道路周辺部において、既存商店街や大規模な店舗・事務所等が集中している区域を「商業・業務拠点」と位置付け、商業・業務や各種生活サービス、公共公益施設等の都市機能の増進を図るとともに、まちなかのにぎわいや人口の集積に必要な機能の維持・充実を図ります。
産業拠点	<ul style="list-style-type: none"> 矢板工業団地及び矢板南産業団地を「産業拠点」として位置付け、研究開発機能を含む産業の集積や、大手企業工場跡地の土地利用転換などを行うとともに、区域内の利便性を高める周辺道路の整備を進めます。
交通拠点	<ul style="list-style-type: none"> J R矢板駅、J R片岡駅、東北自動車道の矢板インターチェンジ及び矢板北スマートインターチェンジ周辺部を「交通拠点」として位置付け、公共交通の利便性の向上や、円滑な自動車交通の流動の確保に必要な周辺環境の整備を図ります。
シビック拠点	<ul style="list-style-type: none"> 市役所、生涯学習館、矢板市子ども未来館等の立地する区域を「シビック拠点」として位置付け、行政サービスなどの利便性の向上に必要な周辺環境の整備を図ります。
スポーツ・レクリエーション拠点	<ul style="list-style-type: none"> 長峰公園、矢板運動公園、川崎城跡公園等の大規模公園や、とちぎフットボールセンター及び文化・スポーツ複合施設を「スポーツ・レクリエーション拠点」として位置付け、市民の余暇活動やスポーツ活動等による憩いの場として活用します。
観光・交流拠点	<ul style="list-style-type: none"> (主) 矢板那須線バイパス沿道の道の駅やいたを「観光・交流拠点」として位置付け、北部の「自然・歴史・文化多目的交流ゾーン」と連携を図りながら、本市の産業活性化や広域的な観光の集客を促すための情報発信の場として、魅力の強化や積極的な活用を図ります。 八方ヶ原や県民の森などを有する高原山や、山の駅たかはらなどを観光の中心拠点として位置付けるとともに、学校の統廃合による学校跡地などを交流拠点として積極的に活用し、様々な交流の活発化や地域の活性化を図ります。

(2)都市軸

都市軸として次の4つを設定します。

広域都市間交流軸	<ul style="list-style-type: none"> 東京圏や東北地方をはじめ、県内外の主要都市との連携・交流を図るためのもので、東北自動車道、国道4号、国道461号で構成します。
地域都市間交流軸	<ul style="list-style-type: none"> 県都宇都宮市をはじめとする近隣市町との連携・交流を図るためのもので、J R宇都宮線、(主) 矢板那須線、(主) 塩谷喜連川線、(主) 塩原矢板線、(主) 那須烏山矢板線で構成します。

都市内交流軸	<ul style="list-style-type: none"> ・主に市内の利便性向上を図る道路で、(都)わかば通りなどのJR矢板駅周辺道路やJR片岡駅周辺道路のほか、(主)矢板那珂川線、(一)矢板塩谷線、(一)下河戸片岡線、(一)県民の森矢板線、(一)大田原矢板線、矢板北スマートインターチェンジ周辺道路の(主)矢板那須線バイパスなどで構成します。
水と緑の軸	<ul style="list-style-type: none"> ・矢板市に居住・来訪する全ての人が、豊かな自然に触れ、交流を図ることのできる空間で、内川、宮川及びこれら河川の河岸で構成します。

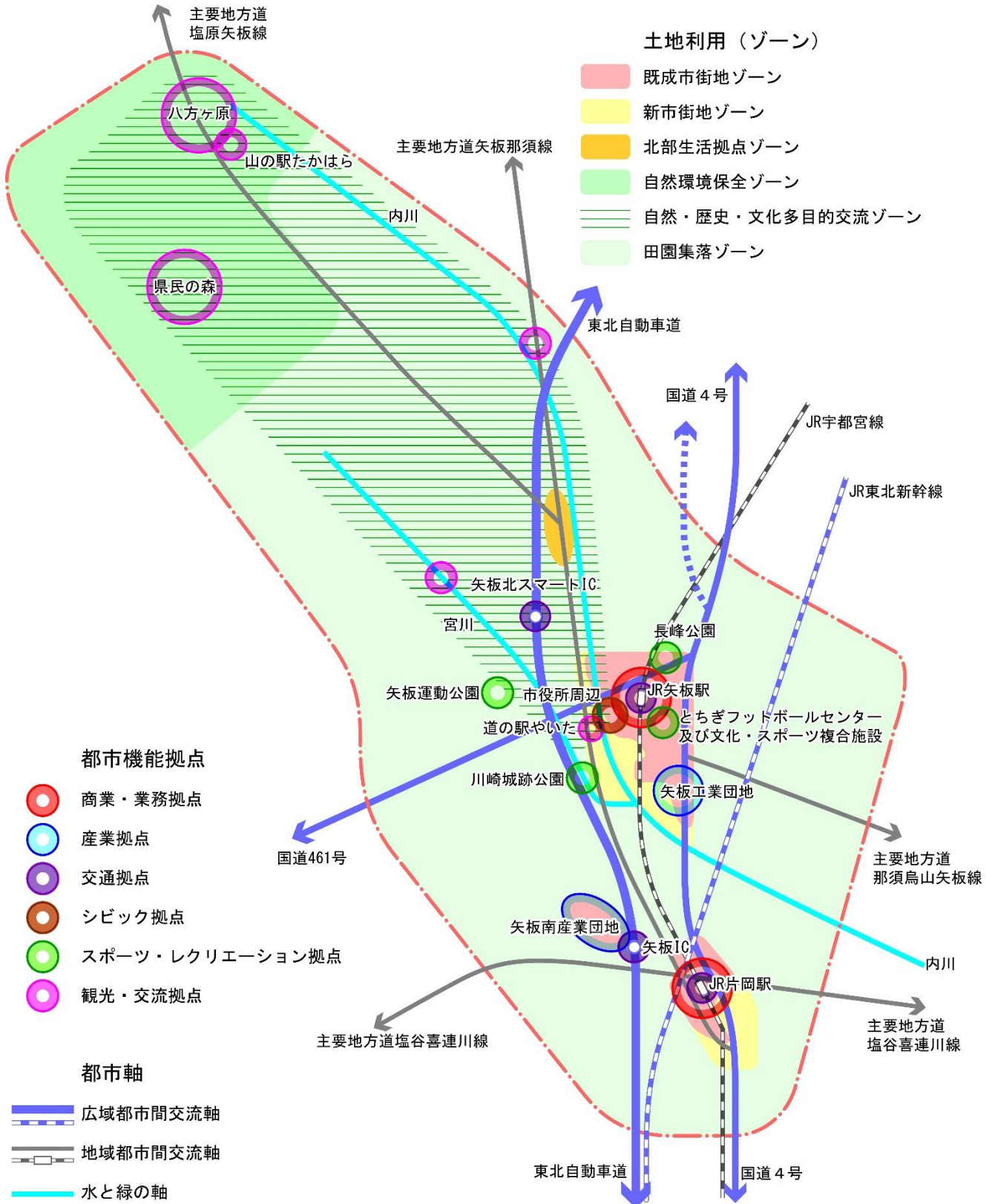
(3)土地利用

土地利用として次の6つを設定します。

既成市街地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、都市計画法に基づく「用途地域」が定められている地域とします。 ・道路や公園、公共下水道等の既存ストックの有効活用を推進するとともに、市役所や学校、鉄道駅が立地する環境を活かし、生活利便性の高い、良好な居住環境の維持・形成を図ります。 ・地域内には、「商業・業務拠点」「産業拠点」「交通拠点」等を有しています。
新市街地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・既成市街地の隣接部において、計画的に市街化の転換を図っていく地域とし、持続可能な市街地環境を維持するため、機能的な土地利用を行います。 ・主に、(主)矢板那須線バイパス等の整備が完了した主要幹線道路の周辺部において、自然環境に調和したゆとりある市街地を形成するものとし、計画的な土地利用の転換を図るため、都市計画法に基づく「地区計画制度」や「開発許可制度」を適正に活用するとともに、必要に応じ「用途地域」指定の検討を行います。 ・地域内には、道の駅やいたを核とする「観光・交流拠点」を有しています。
北部生活拠点ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・泉地区の集落周辺の地域とします。 ・地域住民の利便性・安全性の向上を図るとともに、「自然・歴史・文化多目的交流ゾーン」の主要拠点として、周辺の「観光・交流拠点」と一体となり、観光や都市との交流などを図るための環境形成を図ります。
自然環境保全ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・八方ヶ原や県民の森など高原山の周辺部の森林地帯とします。 ・美しい自然環境を大切に保全しながら、主要な「観光・交流拠点」を有する地域として機能の増進を図ります。
自然・歴史・文化多目的交流ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・道の駅やいたをはじめ、八方ヶ原や県民の森など高原山の「観光・交流拠点」や泉地区の集落地域である「北部生活拠点ゾーン」、「交通拠点」となる矢板北スマートインターチェンジ周辺、民間の歴史・文化施設などを含む矢板市北部の一带を、観光・交流・体験など多目的に活用する地域とし、市民はもとより市外から訪れる人たちの憩いの場所として、積極的な活用を図ります。

田園集落 ゾーン	<ul style="list-style-type: none">・既存集落及び周辺部のまとまった農地を含む地域とします。・既存集落及び周辺部においては、地域住民の利便性の向上やコミュニティ機能を確保する小さな拠点づくりに努めるとともに、周辺の自然環境と調和した居住環境の形成を図ります。・まとまった農地においては、良好な田園景観の保全や農業生産基盤の整備を図ります。
-------------	---

【将来都市構造図】



第3章 都市整備方針

1. 土地利用の方針

(1)住宅地

■基本的考え方

- 市民が安全・安心に暮らせ、多くの定住を促す居住環境の形成

①専用住宅地

－矢板市街地－

- 土地区画整理事業が完了し、地区計画を活用している木幡地区の住宅地は、良好な居住環境の維持・形成に努めます。
- 土地区画整理事業が完了している矢板駅東地区などは、道路や公園等の都市基盤施設の適切な維持・管理により、良好な居住環境の維持を図ります。また、地域住民の発意による、地区計画等のまちづくりルールの導入を検討します。

－片岡市街地－

- 地区計画を活用しているつつじが丘ニュータウンについては、良好な居住環境の維持・形成に努めます。
- J R片岡駅西地区は、駅利用や生活利便性に優れ、安全・安心に配慮した、良好な居住環境の形成を図ります。

－共通－

- 荒井地区及び乙畑地区の既存住宅地では、道路や公園等の既存ストックを有効活用するため、施設の適切な維持・管理に努め、安全・安心な居住環境の形成を図ります。また、周辺の田園環境などのみどりと調和した、良好な居住環境の形成を図ります。
- 市街地のスポンジ化の抑制に向けた空き家空き地対策として、空き家バンク制度の周知や空家等解体費補助金の有効活用を促進します。

②一般住宅地

－矢板市街地・片岡市街地－

- 矢板市街地及び片岡市街地では、生活の場と商業・業務や行政サービスの場が良好な関係で共生する住宅地の形成を目指し、道路や公園などの既存ストックや交通環境等を有効活用するため、老朽施設の更新等、施設の適切な維持・管理に努め、安全・安心で、良好な居住環境の維持・形成を図ります。
- J R矢板駅西側の近隣商業地域は、空き店舗や空き地など空洞化が目立ち、今後も本市の近隣商業地として商業地を維持していくことが困難と予測されますが、J R矢板駅や公共公益施設集積地に近い立地特性を活かしながら、日常生活を支える商業施設の混在した、利便性の高い居住環境の形成を図ります。また、道路や公園などの既存ストックや交通環境等を有効活用するため、老朽施設の更新等、施設の適切な維持・管理に努めるほか、土地の適切かつ有効な利用を円滑に行うための地籍調査事業を推進し、安全・安心で、良好な居住環境の維持・形成を図ります。
- より多くの定住を受け入れるため、定住促進補助金、空家等解体費補助金及び宅地造成奨励金の有効活用を促進します。
- 宅地開発に関しては、民間主導を基本とし、「矢板都市計画区域における土地利用方針」、「矢板市土地開発指導要綱」、「矢板市立地適正化計画」等により適切な誘導に努めるほか、市民協働のまちづくりを推進するため、建築協定制度等の導入促進に努めます。

－泉地区－

- 市域北部の生活の拠点である泉地区は、生活利便性の向上を図るため、泉中学校跡地を活用した交流施設（複合施設）の整備と、（主）塩原矢板線や（主）矢板那須線泉バイパスの道路網を整備します。また、道路などの都市施設や既存ストックを有効活用するため、施設の適切な維持・管理に努め、安全・安心で、良好な居住環境の維持・形成を図ります。

③集落地・住宅団地等

- 集落地においては、豊かな自然と共生してきた環境の維持・保全を図り、地域ごとの個性を活かし、安全・安心な居住環境の向上に努めるとともに、地域振興を図ります。
- また、日常生活に必要なサービス（行政、商業等）やコミュニティ機能を確保する小さな拠点づくり事業の推進に努めます。
- 郊外の住宅団地については、道路や公園等の都市基盤施設の適切な維持・管理により、良好な居住環境の維持を図るとともに、ゆとりある居住環境へのニーズを踏まえた定住促進策の検討に努めます。
- 林間住宅地は、丘陵地等の豊かな自然環境と調和した、緑豊かな居住環境の維持を図ります。

(2)商業地

■基本的考え方

- 市民の日常生活を支える立地特性を踏まえた商業環境の維持・形成
- にぎわいの創出や交流を促す商業環境づくり
- 中心市街地の活性化・再生に寄与する環境の整備

①商業・業務地

－矢板市街地－

- J R矢板駅東側の商業地域は、市民の日常生活を支える中心的な商業地として、利便性の高い商業地の維持・充実を図ります。
- J R矢板駅西側の商業地域は、空き店舗や空き地の活用支援を行い、本市の中心商業地としての機能維持を図ります。しかし、今後の空洞化の動向によっては、J R矢板駅や市役所等の公共施設が集積地に近く、生活利便性の高い地区であることから、日常生活を支える商業施設の混在した、生活利便性の高い住宅地への転換も検討します。
- 中心市街地活性化対策に関しては、にぎわいの再生を念頭に、「矢板市立地適正化計画」に基づく商業等の各種サービス機能の適正誘導を図るほか、D I D（人口集中地区）に係る地区での都市再生土地区画整理事業の実施の検討に努めます。
- 空き家空き地対策、空き店舗対策を進めるため、空き家バンク制度の周知をはじめ、起業を検討する方への支援制度の周知、起業希望者とのつながりのある商工会や金融機関への情報提供、空家等解体費補助金の活用促進に向けた周知広報等の取組に努めます。
- 市内外の交流を促す誘客イベント等への市民・事業者の参画の促進や継続的な支援に努めます。

－片岡市街地－

- J R片岡駅東側の近隣商業地域は、近隣住民の日常生活を支える、利便性の高い商業地の形成を図ります。
- 片岡駅西地区については、地区計画の適切な運用を図り、駅前としてふさわしい沿道型商業地の形成に努めます。

②沿道サービス地

- 国道4号等の幹線道路沿道の沿道サービス地は、中心市街地との適切な役割分担と連携を図りながら、沿道型サービス施設の立地を適正に誘導します。

(3)工業地

■ 基本的考え方

- 自然環境や生活環境に配慮し、交通アクセス性の良さを活かした工業環境の維持
- 雇用を生み出す企業誘致の受け皿となる環境整備や成長産業の集積促進
- 長期間にわたり低未利用地となっている工場跡地の土地利用転換を含めた検討及び土地利用の促進

①既存工業団地

- 矢板工業団地は、周辺の生活環境に配慮するとともに、工業の利便性を確保し、良好な工業地を維持します。
- 大手企業工場跡地については、工場施設の利活用や産業用地としての位置付けの在り方など、適切な土地利用転換に関する検討を進めます。
- 矢板南産業団地は、周辺の自然環境や環境保全に配慮するとともに、東北自動車道矢板インターチェンジに近接する優位性を活かし、新たな企業誘致を促進します。

②その他の工業系施設混在地

- 矢板工業団地西側は、現況で用途は混在しているので、今後は用途の混在を抑制し、操業環境の維持を図ります。
- 広域都市間交流軸周辺の整備等による新たな産業用地確保の検討に努めます。

(4)緑地系土地利用

■ 基本的考え方

- 田園等の農地や雄大な高原山の森林等の豊かな自然環境の保全
- 豊かな自然環境を活かした多様な活用の推進

①農地

- 農地は、一団の優良農地の保全、耕作放棄地の解消及び集積・集約化に努めるとともに、食の安全・安心の確保及び環境にやさしい農業を確立するため、圃場整備や農道等の生産基盤の整備推進を図ります。
- 地域住民のレクリエーション活動の場となる市民農園、体験型の観光農園やオーナー制度等を活用し、農地の多様な活用に努めます。

②里山林・森林

- 八方ヶ原や県民の森など高原山の森林は、自然との交流や観光振興の拠点として機能拡充を図るとともに、下流域の生産活動や生活を支える水源地としての緑のほか、首都圏の大都市で排出された二酸化炭素の吸収・貯蔵など多様な公益的機能を果たし、地球温暖化防止にも貢献していることから、本市の誇れるみどりとして、次世代に引き継げるよう積極的な保全・整備を図ります。
- また、丘陵地の里山林も同様に、次世代に引き継げるよう積極的に保全・整備を図ります。
- 林業の生産性向上を図るため、森林の保全・整備の取組や、作業道等の生産基盤の整備を推進します。

(5)新市街地ゾーン

■基本的考え方

- 定住人口の確保や交流人口の拡大、市民生活の利便性の向上に向けた計画的な土地利用への転換

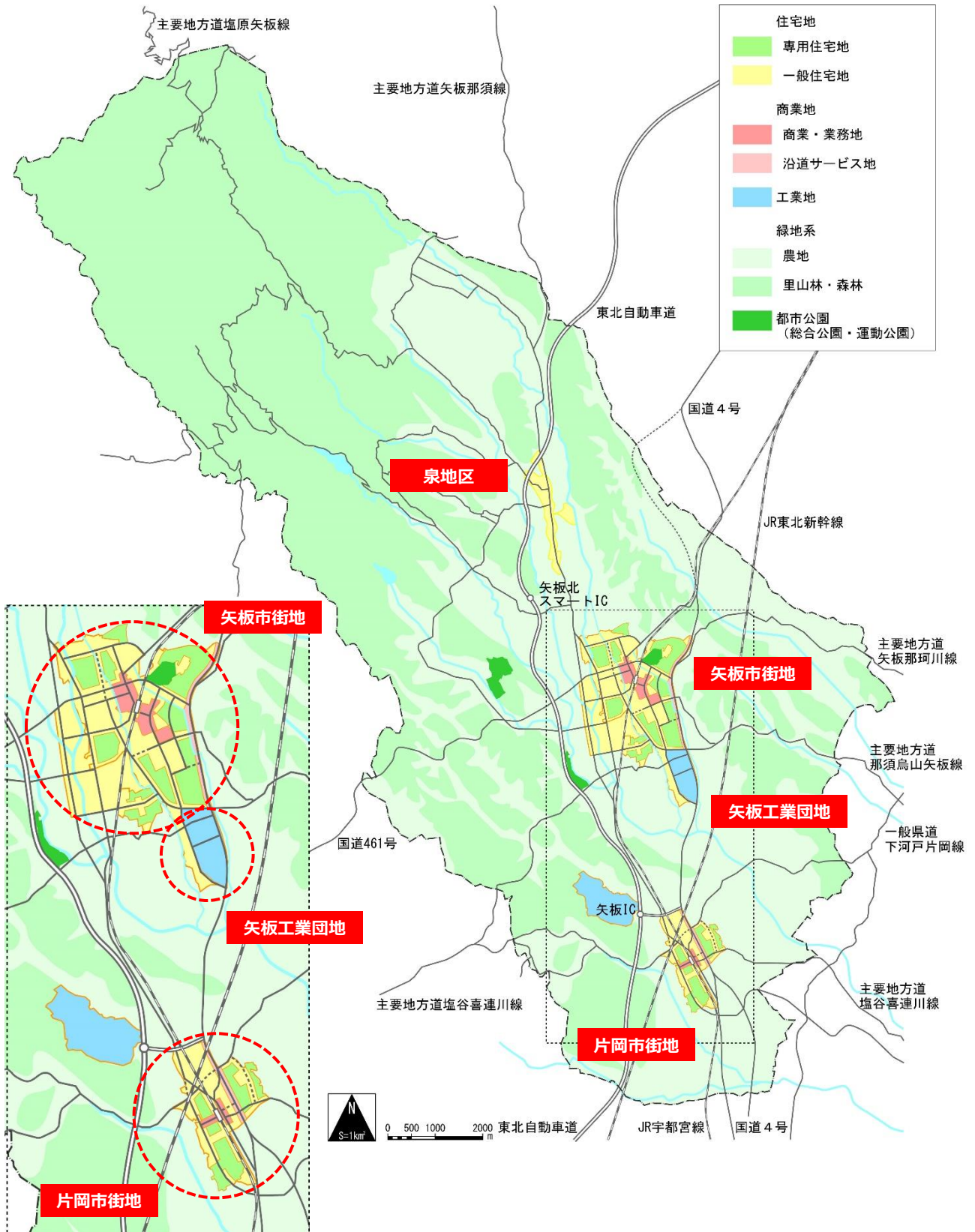
①矢板市街地西側地区

- 矢板市街地西側地区は、矢板市街地に隣接し、隣接部には市街地からのにじみ出しのほか、(主)矢板那須線沿道には、地域住民の日常生活を支える沿道型サービス施設が立地しています。また、(主)矢板那須線バイパス、(都)木幡通り等が整備され、自然・歴史・文化多目的交流ゾーン、矢板インターチェンジや矢板北スマートインターチェンジ、矢板市街地等へのアクセスが容易であり、開発ポテンシャルの高い地区です。
- (主)矢板那須線バイパス沿道には道の駅やいたが整備され、多くの来訪者があり、本市の観光・交流の拠点として機能しており、今後は自然・歴史・文化多目的交流ゾーンとの連携により、交流人口の更なる拡大を進めるための地区として期待されています。また、道の駅やいたには、一般家庭からのCO₂排出量削減を目的として環境省より全国20ヶ所の一つに選定された、エコハウスが建てられています。
- 以上から、(主)矢板那須線バイパスと矢板市街地に囲まれた地区において、沿道型サービス施設の誘導や、環境都市を宣言している本市にふさわしい再生可能エネルギーを活用した住宅地の形成等、農業政策サイドとの調整を踏まえながら、適切な市街化誘導の検討を行います。

②片岡市街地南側地区

- 片岡市街地南側地区は、片岡市街地に隣接し、国道4号バイパスや(都)片岡西通りが整備されたほか、J R片岡駅西側において市街地整備が実施されており、J R片岡駅へのアクセス性が向上するなど、利便性が向上する地区であり、近隣の大規模工場事業者の住宅地としての位置付けも可能です。
- 以上から、片岡市街地南側地区は、農業政策サイドとの調整を踏まえながら、計画的な住宅地への転換を検討します。

【土地利用方針図】



(6)土地利用の適正誘導

■基本的考え方

- 土地の自然条件や土地利用動向を踏まえた合理的な土地利用

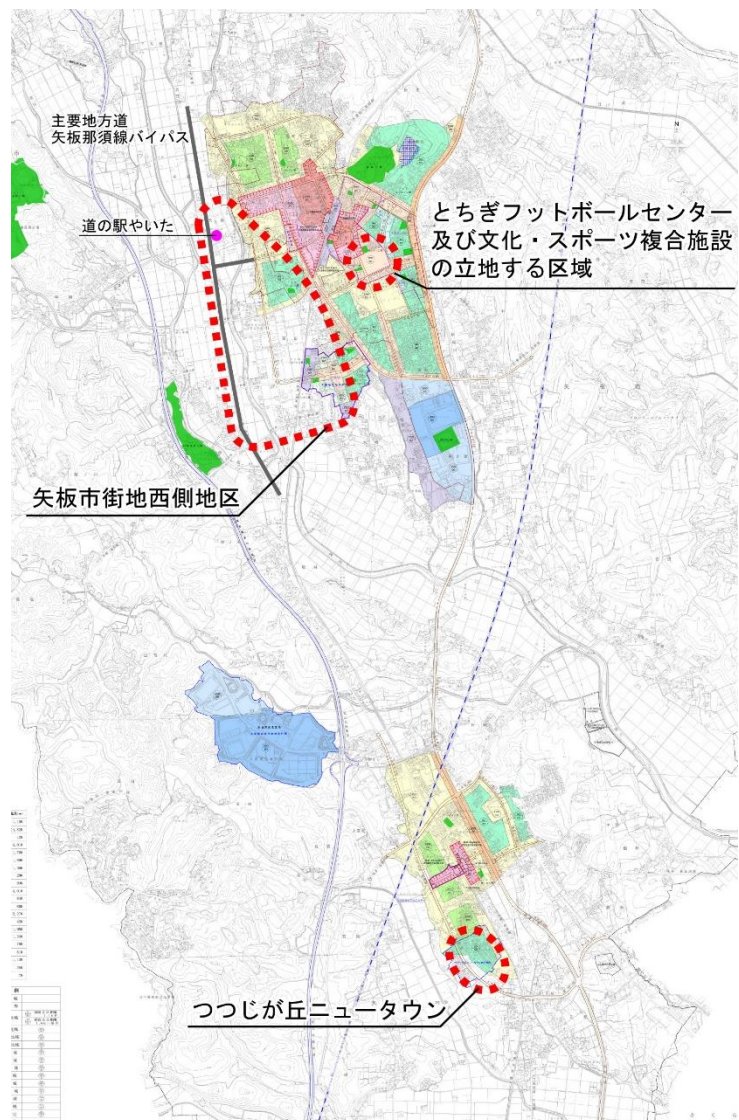
①用途地域等の指定・見直し

- 用途地域は、市街地の計画的な土地利用を図り、良好な都市環境を形成するために、現在 704.0 h a（矢板地区 474.2 h a、片岡地区 229.8 h a）が指定されています。
- 今後は、市街地における良好な住環境の形成や、商業地・工業地などの適正な配置による機能的な都市活動を確保するため、集約型都市構造の実現に向けた「矢板市立地適正化計画」との整合性を踏まえつつ、現行の用途地域を基本とした秩序あるまちづくりの推進を図るとともに、適切な用途地域等の指定・見直しを検討します。
- なお、用途地域無指定区域（白地地域）の多くは農地法、森林法等で土地利用規制が行われていますが、開発圧力の高い幹線道路沿道等においては、必要に応じて用途地域、地区計画、特定用途制限地域等により、無秩序な開発等の抑制に取り組みます。

②用途地域等の指定・見直し検討エリア

- 矢板市街地西側地区は、農業政策サイドとの調整を踏まえながら、用途地域や地区計画等を活用した市街地の適正な拡大について検討します。
- また、とちぎフットボールセンター及び文化・スポーツ複合施設の立地する区域について、周囲の土地利用との整合性や宅地利用の動向等を踏まえた用途地域の変更を検討します。
- その他の用途地域外縁部で、市街地のにじみ出しがみられる部分は、都市化の進展の動向や農業政策サイドの土地利用方針との調整を踏まえながら、用途地域や地区計画等を活用した市街地の適正な拡大について検討します。
- 片岡市街地は、つつじが丘ニュータウンの用途地域無指定区域（白地地域）における用途地域の指定を進めます。

【用途地域等の指定・見直し検討エリア位置図】



2. 都市施設整備の方針

(1)交通体系

■ 基本的考え方

- 東京圏、東北圏、宇都宮市の連携・交流を強化する道路ネットワークの整備
- 先端産業や研究開発機能を有する周辺市町との新たな連携軸づくりに向けた道路網ネットワークの整備
- 居住・商業・工業・観光等の都市機能の向上や市民生活を支える市内道路ネットワークの整備
- 環境負荷の低減や交通弱者に対応した、誰もが円滑で快適に移動できる公共交通機能の充実

①道路ネットワーク整備

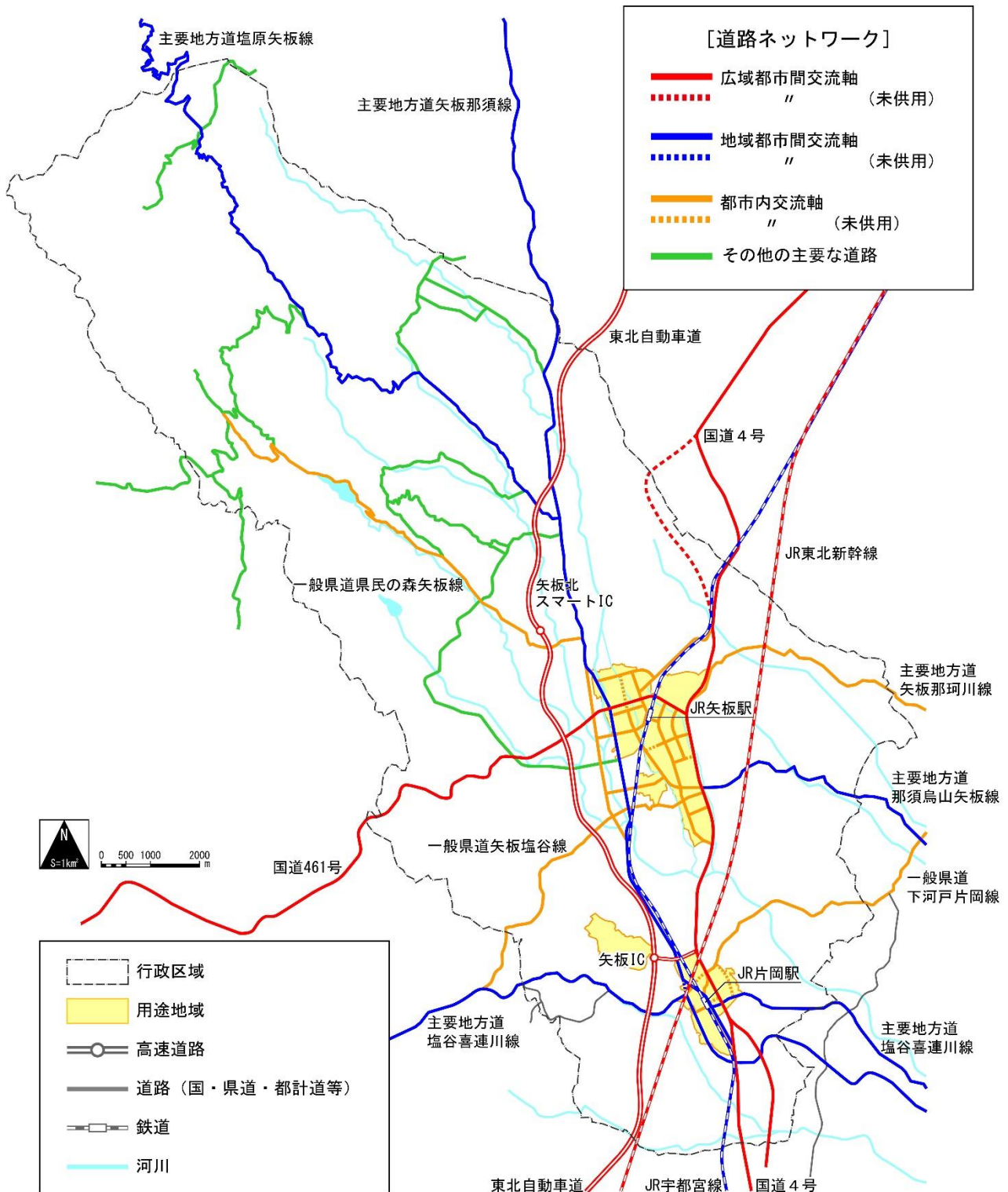
●本市の道路ネットワークは、東京圏や東北、北陸地方との広域的な連携・交流を図るための「広域都市間交流軸」、宇都宮市や近隣市町との連携・交流を図るための「地域都市間交流軸」、都市内の利便性の向上を図るための「都市内交流軸」、市街地の骨格の形成や自然・歴史・文化多目的交流ゾーン内の連携・交流を図るための「その他の主要な道路」により構築します。

広域都市間交流軸	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域都市間交流軸として、東北自動車道、国道4号、国道461号を位置付けます。 ・ 国道4号については、重要物流道路や災害時における緊急輸送道路として位置付けられることから、安定的な輸送の確保や災害に強い都市構造の形成などを見据え、国道4号矢板拡幅や国道4号矢板大田原バイパスの整備を促進します。 ・ 東北自動車道については、拡幅整備の促進を関係機関との連携のもと進めます。 ・ 広域の移動を確保する国道461号の整備の促進に努めます。
地域都市間交流軸	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域都市間交流軸として、(主) 矢板那須線、(主) 塩谷喜連川線、(主) 塩原矢板線、(主) 那須烏山矢板線を位置付けます。 ・ 地域都市間交流軸の中で、災害時における緊急輸送道路に位置付けられている(主) 矢板那須線や(主) 塩谷喜連川線については、災害に強い都市構造形成のため、交差点改良や狭あい部分の拡幅整備等を促進します。
都市内交流軸	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市内交流軸として、(都) わかば通りをはじめとするJR矢板駅周辺やJR片岡駅周辺の都市計画道路のほか、(主) 矢板那珂川線、(一) 矢板塩谷線、(一) 下河戸片岡線、(一) 県民の森矢板線、(一) 大田原矢板線、(主) 矢板那須線バイパスなどを位置付けます。 ・ 主に市内の移動の利便性向上や、八方ヶ原等への観光・交流のアクセス性を高める道路として、都市計画道路や主要地方道及び一般県道の整備を促進します。

その他の主要な道路

- ・その他の主要な道路として、郊外部等における主な生活道路などを位置付け、適切な維持・更新を計画的に進めます。
- ・矢板北スマートインターチェンジの利用を促進する周辺道路の整備に努めます。

【交通体系方針図】



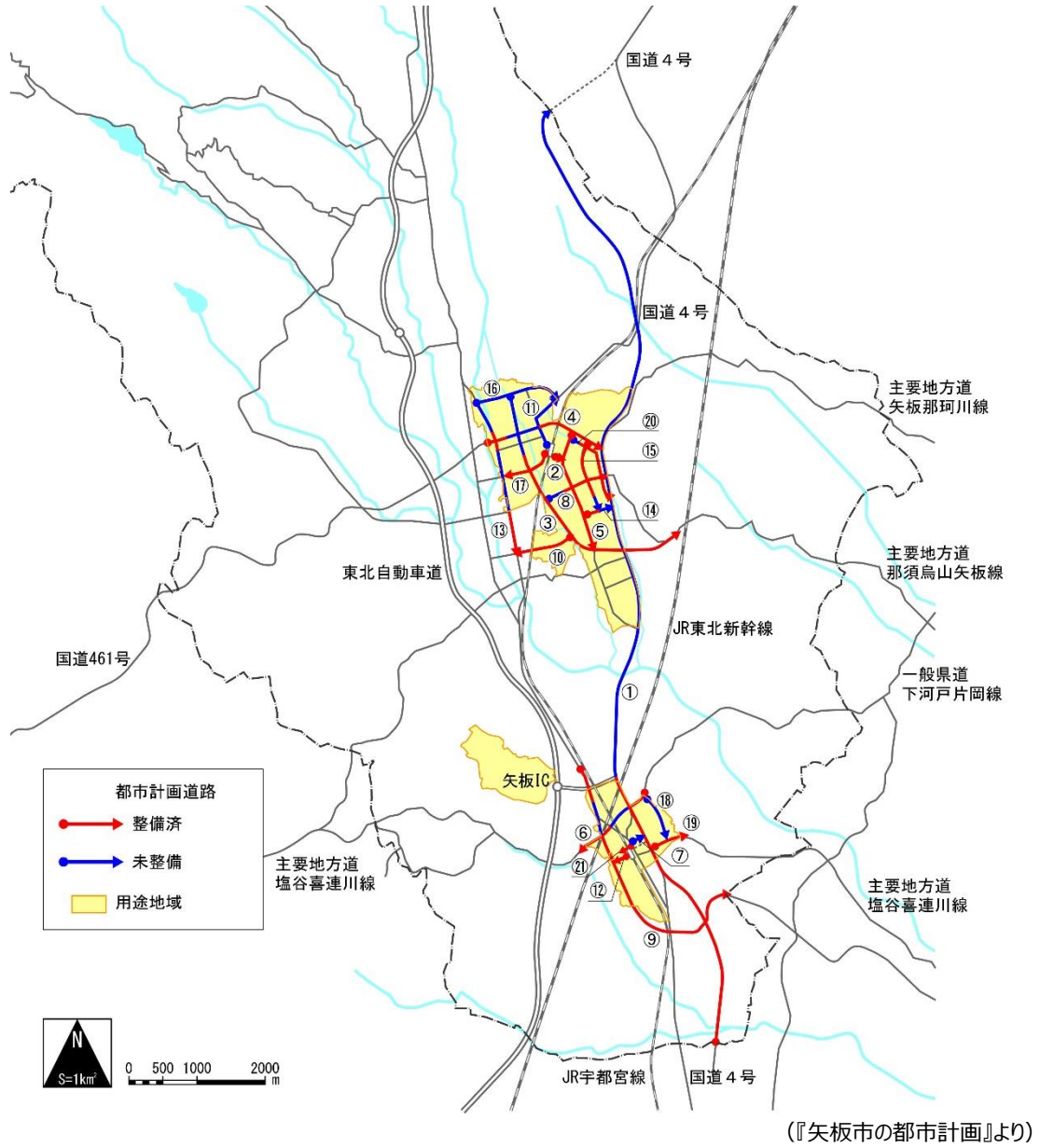
②都市計画道路の整備

- 都市計画道路は、現在 21 路線、総延長 39,100mが計画決定され、7 路線が整備済み、10 路線が整備中、4 路線が未着手です。現在の整備済み総延長は 22,140mであり、全体の整備率は 56.6%です。
- 整備済みの各路線は、適切な維持・管理に努めます。
- 整備中の宇都宮陸羽線（国道 4 号）、公園通り（国道 461 号）、矢板市街地を通る各路線（中央通り、わかば通り）、片岡市街地を通る各路線（片岡西通り、大谷津通り、高倉通り）については、円滑な事業進捗による早期完成に努めます。
- その他の未着手路線については、財政状況や居住環境整備との整合性を踏まえ、着手に向けて検討します。

（令和 4 年 4 月現在）

種別	名称				整備済み 延長 (m)	備考
	番号	路線名	幅員 (m)	延長 (m)		
幹線街路	3.3.5	宇都宮陸羽線	22	14,820	5,710	①（図面番号）
	3.3.6	東駅前通り	22	120	120	②駅広：5,000 m ²
	3.4.2	中央通り	16	4,010	3,100	③
	3.4.3	公園通り	16	1,760	1,190	④
	3.4.4	東通り	18	1,800	1,800	⑤
	3.4.5	大谷津通り	16	1,300	870	⑥
	3.4.6	片岡駅東口通り	18	200	0	⑦駅広：3,000 m ²
	3.4.7	わかば通り	16	920	570	⑧
	3.4.8	片岡西通り	18	4,010	3,460	⑨
	3.4.9	木幡通り	18	840	840	⑩
	3.4.10	駅前通り	16	860	0	⑪
	3.4.11	片岡駅西口通り	18	250	250	⑫
	3.5.1	塩原街道	12	2,270	800	⑬
	3.5.3	あさひ通り	12	420	250	⑭
	3.5.4	つつじ通り	12	1,050	840	⑮
	3.5.5	中学校通り	12	1,240	0	⑯
	3.5.6	鹿島通り	12	760	760	⑰駅広：3,000 m ²
	3.5.7	高倉通り	12	750	0	⑱
3.5.8	鶴ヶ池通り	14	520	520	⑲	
特殊街路	8.6.1	うるおい通り	9	1,130	990	⑳
	8.7.1	片岡駅 東西自由通路	3	70	70	㉑
合計				39,100	22,140	

【都市計画道路等整備状況図】



③公共交通

- わかりやすく利用しやすい公共交通体系の構築や、誰もが利用しやすい公共交通機関のバリアフリー化に努めます。
- 市民の身近な移動手段となるデマンド交通、市営バス中央部循環路線及び地域共助型生活交通の継続運行に努めます。
- 人口減少・少子高齢社会に対応するほか、自動車交通の抑制にともなう環境負荷の低減のため、鉄道・バスの連携強化、徒歩・自転車による公共交通とのアクセス強化に努めるとともに、スマートシティの環境づくりの一環として、ICTの活用等による交通結節点での乗り換えの円滑化等の促進に努めます。
- JR矢板駅は、自由連絡通路等の適切な維持管理を図り、交通拠点としての利便性の向上に努めます。
- JR片岡駅は、東西自由通路等の適切な維持管理を図り、交通拠点としての利便性の向上に努めます。

④その他の道路・交通環境

- （主）矢板那須線バイパス（泉工区）の整備を推進します。
- 市役所や生涯学習館等の公共公益施設周辺においては、施設の利便性向上を図るため、アクセス道路の整備を推進します。
- 生活道路においては、安全・安心で健康的な市民生活を確保するため、街路灯の設置による防犯対策、段差解消等によるバリアフリー化を進め、快適な歩行空間の整備や自転車利用環境の充実を図るとともに、交通危険箇所の改修や橋梁の長寿命化等による機能向上を図ります。
- 市民との協働による身近な道路等の適切な維持・管理を図るため、道路里親制度や道ぶしん制度の周知及び活用促進、道路愛護作業の実施等に努めます。
- 居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりに向けて、まちなかウォークアブル推進事業の導入に努めます。
- スマートシティの形成に向け、地域内交通への自動運転技術活用の促進や、個々の移動性を向上させるパーソナルモビリティ等の導入に向けた検討に努めます。

(2)公園・緑地

■ 基本的考え方

- 交流、休養・休息、運動、防災機能等の多様な機能の整備・拡充
- 適切な規模や配置に配慮した公園・緑地の整備

① 都市公園等の整備

- 既に整備されている都市計画公園は、公園の有する憩いの場、市民の身近な緑として、適切な維持・管理を計画的に進めます。
- 長峰公園及び川崎城跡公園については、各種のお祭りやイベントなど、市民のにぎわいのステージとして機能拡充を図るとともに、防災機能の整備を推進します。
- 矢板運動公園は、市民のレクリエーションの場として適切な維持・管理を図ります。
- 公園内での事故を未然に防止するため、公園施設の安全点検や、遊具の適切な維持・管理に努めます。
- その他の公園・緑地として、内川や宮川等の河川及びその河岸は、自然や歴史・文化にふれあえる身近な憩いの場として維持・保全を図ります。

(令和4年4月現在)

種別	名称			開設面積 (ha)	備考
	番号	公園名	面積 (ha)		
街区公園	2.2.1	鶴ヶ池公園	0.23	0.23	① (図面番号)
	2.2.2	たんぽぽ公園	0.43	0.41	②
	2.2.3	なかよし公園	0.22	0.22	③
	2.2.4	みどり公園	0.23	0.23	④
	2.2.5	すみれ公園	0.15	0.15	⑤
	2.2.6	れんげ公園	0.17	0.17	⑥
	2.2.7	わかば公園	0.17	0.17	⑦
	2.2.8	あじさい公園	0.26	0.26	⑧
	2.2.9	あけぼの公園	0.12	0.12	⑨
	2.2.10	こまどり公園	0.14	0.14	⑩
	2.2.11	うるおい公園	0.34	0.34	⑪
	2.2.12	けやき公園	0.41	0.41	⑫
	2.2.13	ふれあい公園	0.15	0.15	⑬
	2.2.14	ふゆうち公園	0.18	0.18	⑭
	2.2.15	ごんげんはら公園	0.23	0.23	⑮
	2.2.16	よしはら公園	0.20	0.20	⑯
	2.2.17	きたやま公園	0.20	0.20	⑰
総合公園	5.5.1	長峰公園	11.00	11.00	⑱
	5.5.2	川崎城跡公園	10.80	6.70	⑲
運動公園	6.5.1	矢板運動公園	28.30	23.03	⑳
合計			53.93	47.54	

②都市公園等の適切な配置

- 日常の利用に供する新たな公園・緑地等は、公園整備が十分でない地区において、整備の必要性や緊急性に応じながら、公園に求められる機能や誘致圏域に配慮した適切な配置に努めます。
- 特に、矢板市街地西側においては、用地確保が困難なため、空き地等の未利用地を有効活用し、身近な憩いの場や避難場所として機能する、オープンスペース（広場）の整備を検討します。

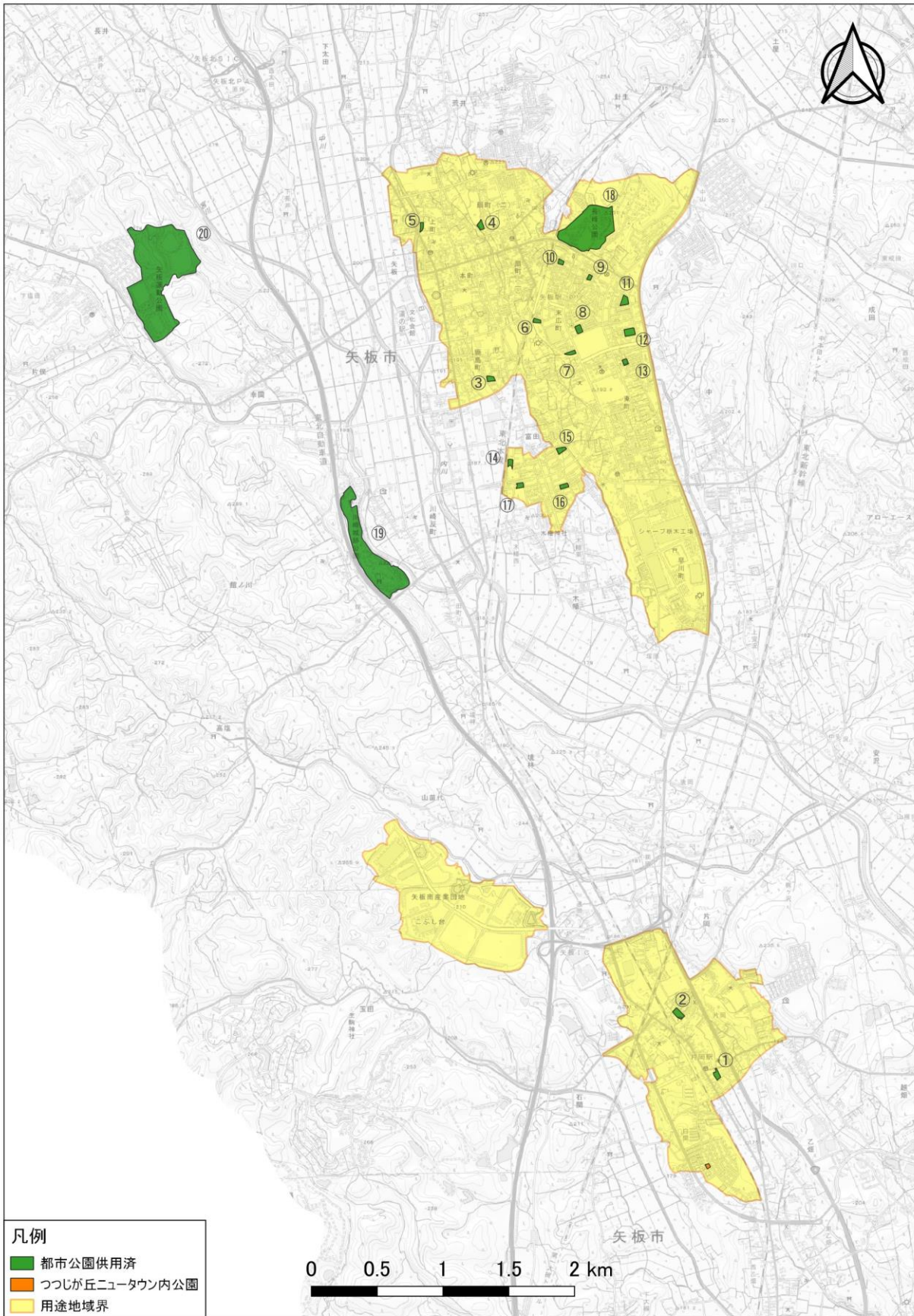
③都市公園等の計画的な緑化

- 環境に配慮した都市として都市公園等の緑の適正な保全を基本としつつ、二酸化炭素吸収・貯蔵量の増加のため、計画的な緑化が必要であることから、「緑の基本計画」の策定を検討します。

④都市公園等の維持・管理

- 都市公園等の維持・管理は、市民による清掃や花植え等の美化活動により、適切な維持・管理を促進します。
- 老朽化した都市公園等は、公園利用者の安全対策の強化や、改築・更新費用の平準化に基づいたライフサイクルコストの縮減という観点から、既存ストックの長寿命化を図ります。

【都市公園等整備状況図】



(『都市計画図』より)

(3)その他の都市施設等

■ 基本的考え方

- 安全な水の安定供給や適切な排水の処理
- 安全で衛生的な生活環境の確保
- 少子高齢社会への対応や文化・交流活動を支援する施設の整備と利用環境の向上

①河川

- 近年の不安定な気象状況による夏場のゲリラ豪雨の増加に対応するため、関係機関との連携により、主要河川における必要度・緊急度等に応じた適切な治水対策を促進します。
- 塚原川や新堀川等の準用河川や普通河川等は、市街地及び周辺の開発の進展による、自然保水及び遊水機能の低下にともなう冠水被害に対応するため、河川整備を推進します。
- 市内を流れる内川は、本市のシンボルといえる空間であることから、身近な水辺空間の環境向上を図ります。

②供給処理施設

- 良質で安全な上水道を安定供給するため、水源の確保、配水管網整備、危機管理対策を進めます。また、大規模地震等の自然災害対策のため、幹線管路のループ化、施設の耐震化を進めるとともに、石綿セメント管等の老朽管や老朽施設の計画的な更新を進めます。
- 公共下水道事業、雨水排水対策事業等の必要度・緊急度等に応じた対策の推進に努めます。
- 公共下水道は、市街地等における生活排水等の汚水を効率的に処理し、生活環境の改善、河川等の水質保全を図るため、整備を推進します。また、処理施設の安定的、効率的運用を図るため、施設の計画的な整備、更新を図ります。
- 農業集落排水が整備された地区は、生活排水の適正な処理を行うため、接続を促進するとともに、施設の適正な維持・管理に努めます。また、自然環境の保全や農業用水の水質保全に資する合併処理浄化槽についても、「浄化槽設置に対する補助金の交付制度」の周知により設置を促進します。
- 新たな技術の活用による、老朽化した下水道施設の長寿命化の促進に努めます。
- 循環型社会構築の必要性から、塩谷広域行政組合と連携したエコパークしおやにおける廃棄物の適正処理に努めるほか、廃棄物の収集体制の充実、不法投棄の防止等に努めます。

③公共公益施設

- 効果的・効率的な行政サービスの継続的な実施に向け、市役所本庁舎の整備を推進するとともに、公共施設の統廃合や多機能化の推進に努めます。
- とちぎフットボールセンター敷地内において、市民の余暇活動やスポーツ活動等の拠点となる文化・スポーツ複合施設の整備を進めます。
- 小・中学校等の教育施設は、児童・生徒が一日の大半を過ごす活動の場であることから、施設の適切な維持・管理に努めます。また、教育施設は「矢板市地域防災計画」において、地震などの災害時における地域住民の指定避難場所として位置付けられていることから、施設の安全性の確保にも努めます。
- 子育て支援体制を充実する、保育ニーズに応じた保育施設の環境整備に努めます。
- その他の公共公益施設は、より多くの人々が利用しやすいように施設の機能充実や適切な維持・管理に努めます。また、これらの公共施設の中で、「矢板市地域防災計画」において指定避難場所として位置付けられている矢板市武道館等は、施設の耐震化等の防災機能の強化を図ります。

④その他の施設

- 超高齢社会の進行に伴う今後の墓地需要に対応した墓園の整備を検討します。

3. 都市防災の方針

■ 基本的考え方

- 近年に頻発化している自然災害を踏まえた安全・安心な都市環境の確保
- 災害対策活動の拠点となる施設等の機能充実
- 火災や地震などの災害に強い都市構造の形成や地域防災力の強化
- 消防・防災対策の推進及び防災体制の強化

① 公共公益施設の防災機能の強化

- 災害対策活動における中核的な役割を担う市役所本庁舎の整備を推進するほか、災害対策活動の拠点となる公共公益施設等については、必要に応じながら、建築物の耐震化や不燃化を図るとともに、非常用電源、通信設備、耐震性貯水槽、防火水槽を設置し、生活必需品や防災資機材等を保管する備蓄倉庫の整備を図ります。
- 矢板市子ども未来館や文化・スポーツ複合施設の防災機能の強化を図るとともに、公共施設の老朽化や市民ニーズの変化が予想されることを踏まえ、公共施設の総合的かつ計画的な管理を行うための「矢板市公共施設等総合管理計画」に基づき、「矢板市公共施設再配置計画」や実施計画にあたる各個別施設計画に則り、公共施設のマネジメントの推進に努めます。
- 道の駅やいたや主要な都市公園は、災害時における避難・復旧の場として役立つよう、防災機能の整備を促進します。

② ライフラインの確保

- 重要物流道路（東北自動車道、国道4号）や災害時の緊急輸送道路となる道路（国道4号、国道461号、（主）矢板那須線、（主）塩谷喜連川線）の機能確保に努めます。
- 道路や橋梁等は、災害時における道路機能を確保するため、施設整備にあたっては、災害に強い施設整備に努めるとともに、長寿命化対策を図ります。
- 水道や電気等の施設は、災害時においても機能が確保されるよう、上水道のブロック化推進、下水道の長寿命化対策等の効率的な実施を図るとともに、災害時の生活を維持する再生可能エネルギーの導入促進に努めます。

③ 避難場所・避難経路の確保

- 「矢板市地域防災計画」において、指定避難場所として位置付けられている小・中学校などの公共公益施設等は、耐震性の確保を図るとともに、停電・断水等の事態に備えた設備、情報伝達のための設備や避難生活の環境を良好に保つための設備の充実に努めます。
- 主要な道路は、災害時における安全な避難路や広範囲の延焼を防止する延焼遮断帯として機能するよう、沿道建築物の不燃化、沿道緑化の促進等を図ります。
- JR矢板駅西側の密集市街地は、災害時における安全な避難路を確保するため、老朽建物の更新を促進します。
- 大雨や地震による土砂災害などが発生するおそれのある区域の分布や、避難場所や避難経路の配置状況を表示した防災ハザードマップの周知徹底に努めます。

④ 危険防止対策

- 大規模盛土造成地等の宅地防災対策に努めるとともに、急傾斜地崩壊危険箇所や土石流危険渓流箇所等の危険箇所については、台風やゲリラ豪雨等による土砂災害や、洪水による浸水・冠水被害を未然に防止するため、開発の抑制や擁壁等の砂防施設の整備など、安全確保対策の推進に努めます。

- 市街地においては、建築物が密集した箇所の火災の危険を防除する地域地区（防火地域・準防火地域）指定の検討に努めるほか、台風や大雨による被害発生のおそれが高い箇所における対策工事の推進や、河川周辺の安全な都市基盤整備の推進に努めます。
- 雨水の一時的な浸透・貯留機能を有する丘陵地の森林や水田等は、積極的な保全を図り、雨水の急激な流出抑制に努めます。

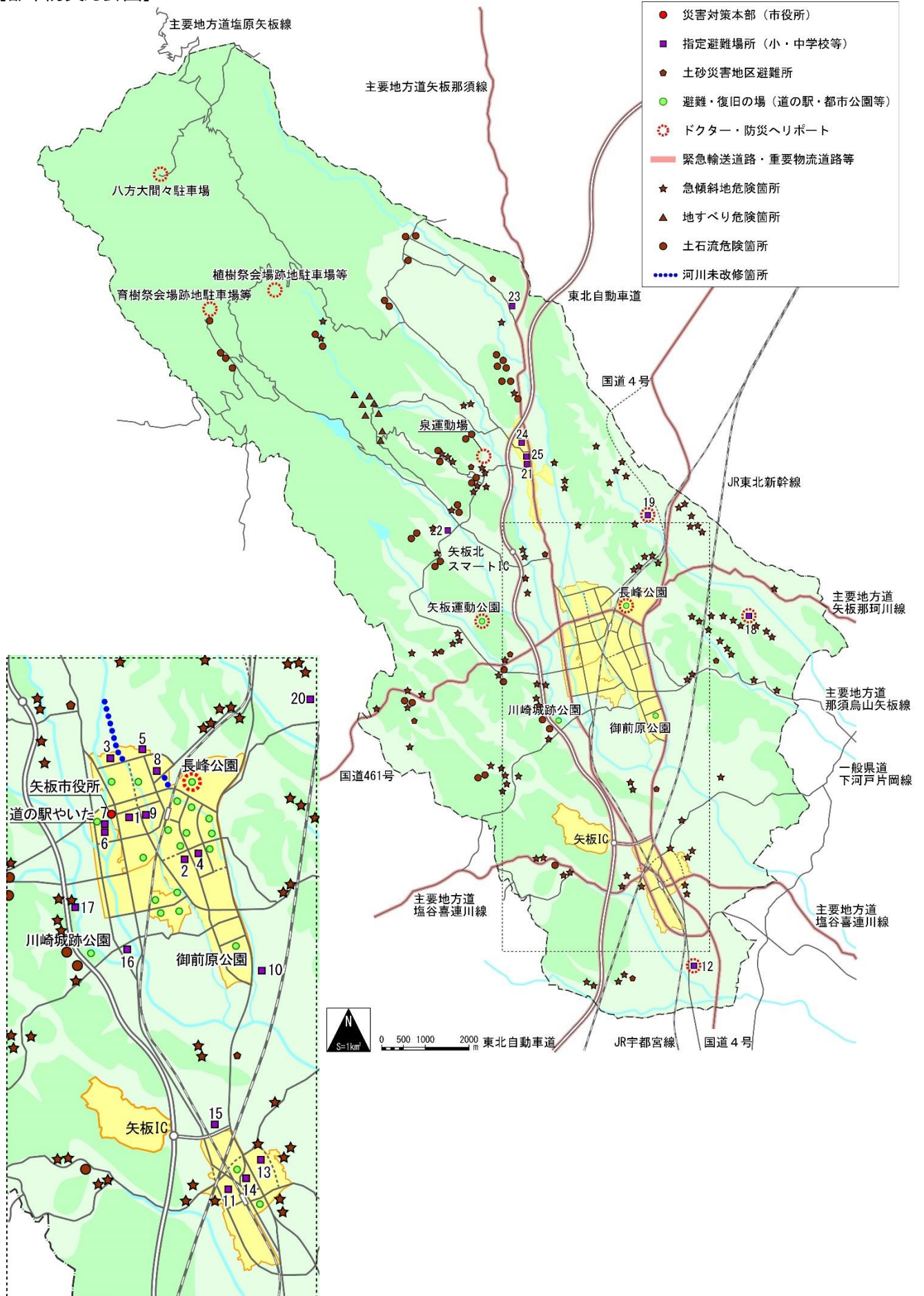
⑤消防・防災・救急体制の確立

- 救急・救助体制や避難体制の強化に向け、消防・防災資機材等の整備を計画的に推進するとともに、防災行政無線設備の整備に努めます。
- 防災訓練や応急手当による講習会等の開催により、地域の自主防災組織等の育成・強化や、防災組織未設置地区への設立の働きかけに努めるとともに、情報提供や救助活動への協力を促す体制の確立を図ります。

(令和4年4月現在)

指定避難場所		所在地	収容地区名	収容可能人員(人)	施設の種別
1	矢板小学校	本町 4-23	矢板市街地	453	体育館 907㎡
2	東小学校	東町 616		271	〃 543㎡
3	矢板中学校	上町20-7		693	〃 1,386㎡
4	矢板東高校	東町4-8		791	〃 1,582㎡
5	矢板中央高校	扇町2-1519		801	〃 1,603㎡
6	生涯学習館	矢板106-2		227	〃 454㎡
7	矢板公民館	矢板103-1		130	会議室他 261㎡
8	きずな館	扇町 2-4-19		26	会議室 52㎡
9	市武道館	本町 2-22		427	武道場 854㎡
10	安沢小学校	安沢1482	片岡地区	286	体育館 572㎡
11	片岡小学校	片岡2095		271	〃 543㎡
12	乙畑小学校	乙畑1902		202	〃 405㎡
13	片岡中学校	片岡2139		507	〃 1,015㎡
14	片岡コミュニティーホール	片岡2098-3		209	ホール 419㎡
15	片岡 トレーニングセンター	片岡1143-1	618	体育館 1,237㎡	
16	川崎小学校	木幡1646	西部・南部 地区	242	〃 484㎡
17	城の湯ふれあい館	幸岡18		50	ホール 100㎡
18	旧豊田小学校	豊田802	東部地区	199	体育館 399㎡
19	日新体育館	土屋635		305	〃 611㎡
20	農村環境改善センター	沢783		186	〃 372㎡
21	泉小学校	泉378	泉地区	234	〃 469㎡
22	長井体育館	長井1248		288	〃 576㎡
23	上伊佐野体育館	上伊佐野761		288	〃 576㎡
24	泉中学校	泉526		478	〃 957㎡
25	泉はつらつ館	泉396-1		86	ホール他 173㎡

【都市防災方針図】



4. 景観形成の方針

■ 基本的考え方

- 矢板らしい景観の保全・形成のための「矢板市景観計画」の推進
- 八方ヶ原や県民の森など高原山の豊かな自然景観の保全・形成
- 地区の特性を活かした街並み景観の形成

①らしさのある景観まちづくりの推進

- 矢板らしさを構成する良好な景観・街並みづくりに関する指針となる「矢板市景観計画」に基づき、建築物・工作物の意匠や公共空間のデザイン等に関する適切な誘導に努めます。
- 景観形成ガイドラインの適切な運用や公共サインの指針についての検討に努めます。
- 矢板市景観条例に基づく一定規模以上の建築物等の届出制度や、栃木県屋外広告物条例の適切な運用を図ります。

②自然景観の保全・形成

- 八方ヶ原や県民の森などを有する高原山や、東西のなだらかな丘陵地などの起伏に富んだ地形は、雄大な景観を構成する重要な要素であるため、保全を図り、開発の抑制を図ります。特に、高原山は本市のシンボルとして、山並みへの眺望景観の確保に努めます。
- 内川、宮川等の河川の水辺は、うるおいある景観を構成する要素として、水辺や動植物の保全を図るとともに、河岸の緑化や緑道の整備、ごみの不法投棄防止や美化活動を推進し、個性を活かした魅力ある河川景観の形成に努めます。
- 河川沿いに広がる田園や里山林などの緑は、豊かな実りの景観を構成する要素として、保全・形成に努めます。

③歴史・文化景観の保全・形成

- 川崎城跡や御前原城跡をはじめ、歴史的文化施設や日本遺産等の資源は、本市の歴史・文化を感じさせる重要な要素であるため、適正な維持・管理に努め、景観の保全・形成を図ります。
- 岩石を積み上げた構造(ロックフィル構造)の寺山ダムや塩田ダムは、周辺の自然と調和した、地域特性を活かした個性的な土木景観として、適正な維持・管理に努め、景観の保全・形成を図ります。

④良好な街並み景観の形成

－住宅地－

- 自然環境と調和した街並みづくりに資する地区計画・建築協定等の活用による宅地の緑化の誘導に努めます。
- 面的整備が行われた専用住宅地は、建物の意匠の誘導や緑化の推進に向けた地域独自のルールづくりを検討し、良好な街並み景観の形成を促進します。
- 一般住宅地は、既存の街並みとの調和が図られるよう、適正な規制・誘導等を検討し、良好な街並みの形成を促進します。
- 郊外型の住宅団地は、緑豊かで快適な街並み景観の形成を検討します。
- 集落地は、周辺の自然環境と調和した農山村景観の保全・整備を推進し、地域特性を活かした街並みの形成を促進します。

－商業地－

- 矢板市街地の中心的な商業地は、店舗等のファサード整備や修景緑化などにより、にぎわいのある景観形成の促進を図ります。
- 片岡市街地の商業地は、修景緑化などにより、周辺的生活環境と調和した緑豊かな景観形成の促進を図ります。
- 国道4号や(主)矢板那須線等の沿道サービス地は、質の高い看板・広告物への誘導などにより、まとまりのある沿道景観の形成を促進します。特に、(主)矢板那須線は、建物の色彩の誘導等により、高原山への眺望景観と調和した景観形成を促進します。
- イベント時や季節に応じた夜間景観づくりによりにぎわいのある景観形成を促進します。

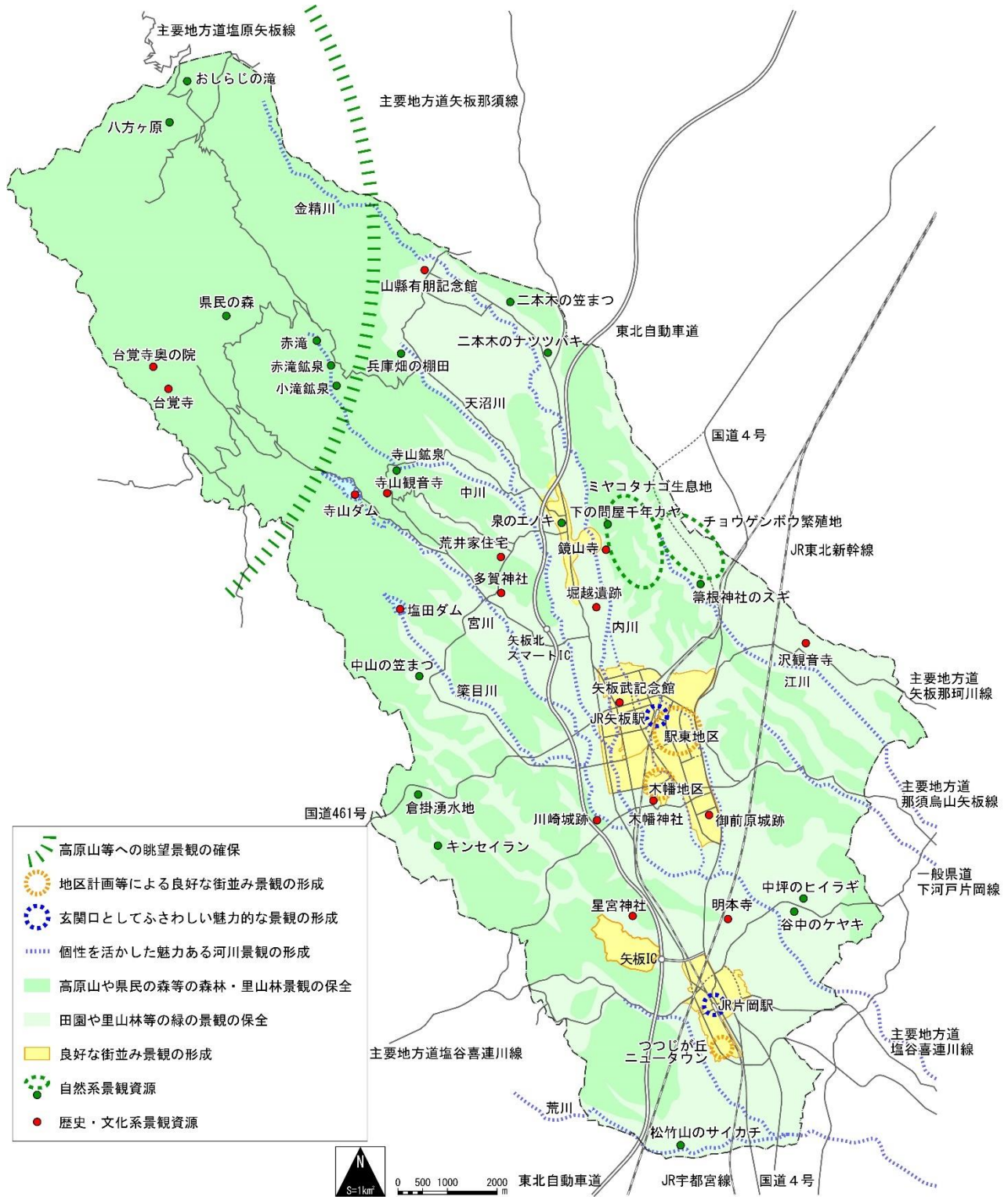
－工業地－

- 矢板工業団地は、大手企業工場跡地における望ましい土地利用の在り方を踏まえつつ、周辺の自然環境や生活環境との調和に配慮した景観の形成に努めます。
- 矢板南産業団地は、地区計画による壁面後退距離や形態・意匠等の基準が定められ、良好な景観が形成されていることから、今後も維持を図ります。

－主要な公共空間－

- J R矢板駅及びJ R片岡駅周辺は、本市の交通拠点としてわかりやすい案内・誘導とともに、にぎわいのある景観形成を促進します。
- 本市の骨格となる主要な道路は、街路灯、防護柵、街路樹等の道路附属施設や、電柱・電線類、屋外広告物等の道路占用物の沿道や背景への配慮により、ゆとりとうるおいのある良好な道路景観の形成を促進します。
- 公共公益施設等は、周辺環境と調和するように意匠や色彩等に配慮し、良好な景観形成の手本となるよう努めます。
- とちぎフットボールセンター及び文化・スポーツ複合施設周辺におけるシンボル性の高い空間の創出に努めます。
- 長峰公園は、市民の憩いやにぎわいの場としてだけでなく、市街地内の貴重な緑として機能していることから、今後も適切な維持・管理に努め良好な景観の維持を図ります。

【景観形成方針図】

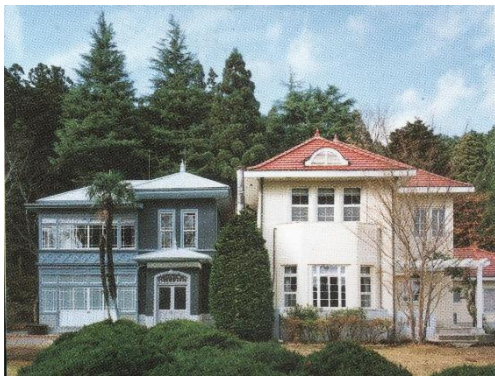




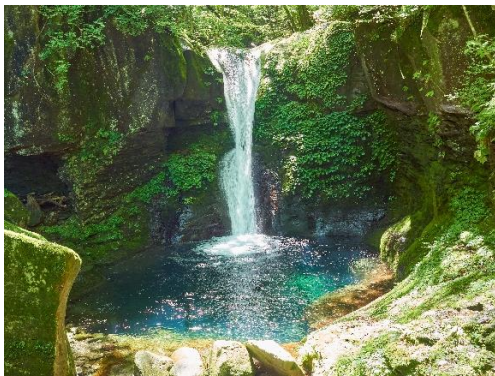
【高原山】



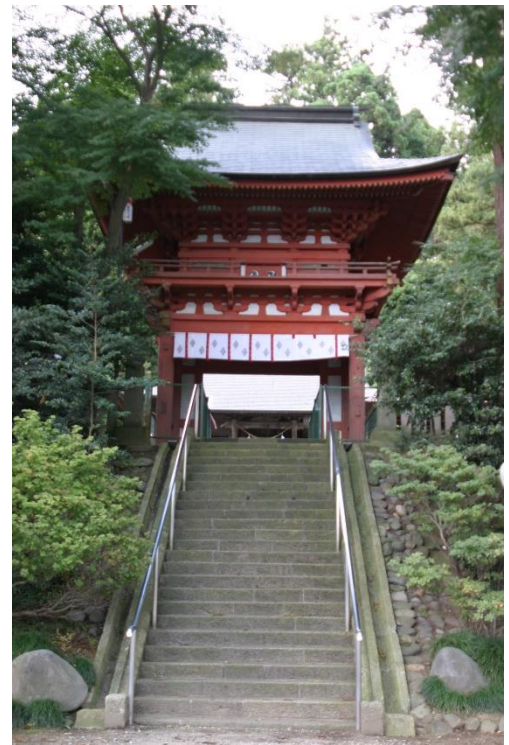
【倉掛湧水地】



【山縣有朋記念館】



【おしらじの滝】



【木幡神社】



【寺山ダム提体（ロックフィル構造）】



【つつじが丘ニュータウン】

5. 自然環境の保全・活用の方針

■ 基本的考え方

- 貴重な自然環境の保全・活用
- 豊かな森林や優良な農地の保全・活用

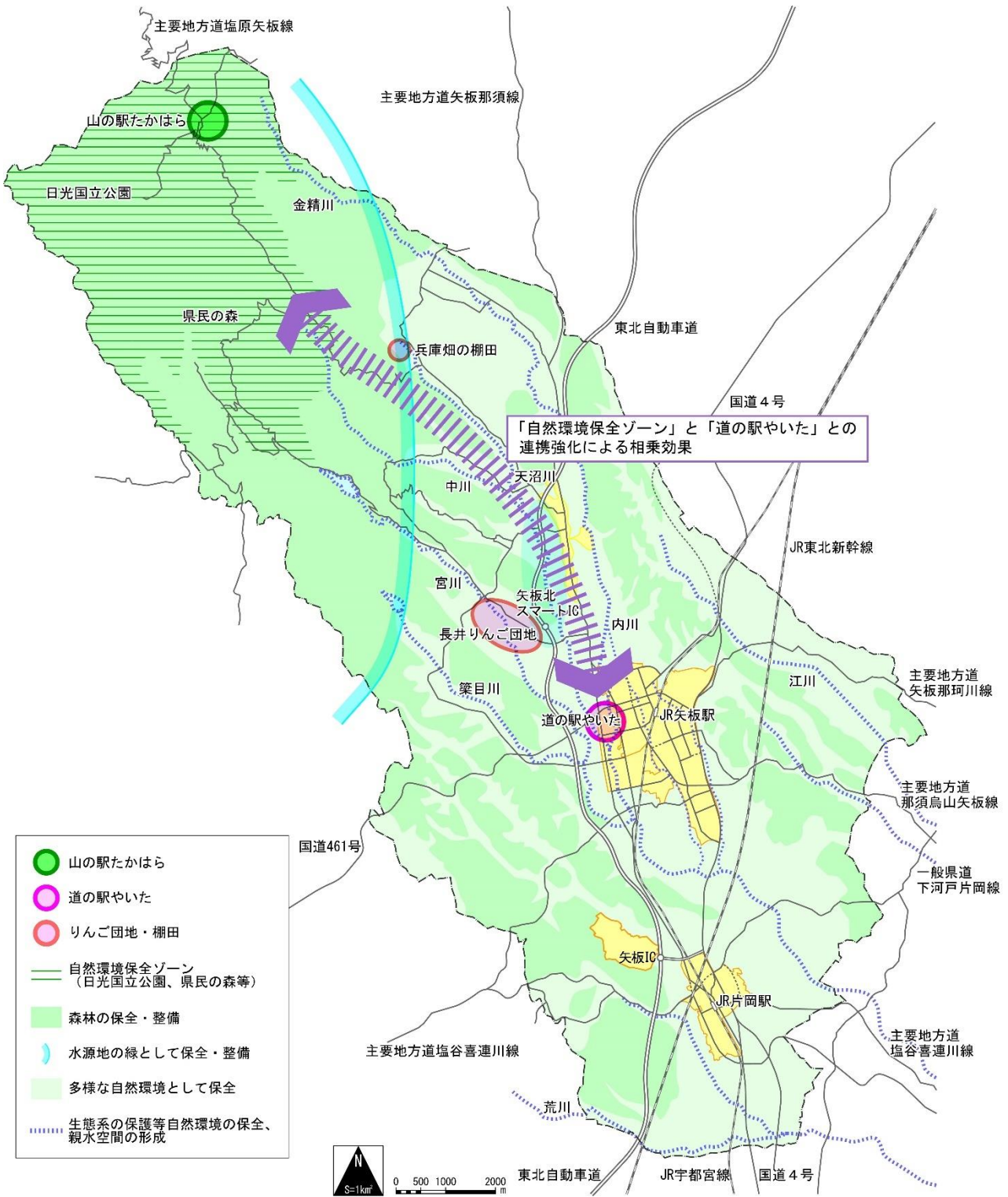
① 自然環境の保全

- 日光国立公園の一角をなす高原山、東高原地区のブナ・ミズナラ等の天然林、歴史・文化的資源である寺山観音寺や木幡神社の境内林などは、豊かな自然環境の保全ということだけではなく、二酸化炭素の吸収・貯蔵、水源の涵養など多様な公益的機能を果たしていることから、本市の誇れる緑として、次世代に引き継げるよう積極的に保全・整備を図ります。
- 貴重な森林の保全・整備のため、「矢板市森林整備計画」に基づく施策の実施に努めるほか、身近な緑資源である里山林の保全・整備のため、草刈り等を実施している行政区等団体に対する補助金の交付・支援などに努めます。
- 箒川、内川、宮川及び荒川の水辺空間については、生態系の保護など、豊かな自然環境の保全を図ります。特に、水資源は、本市のみならず、さくら市や塩谷町等の下流域の都市活動を支える資源として保全に努めます。
- 河川沿いに広がる良好な田園は、生産系緑地としての機能のほか、気温上昇の緩和や二酸化炭素の吸収による環境保全機能、保水・遊水による洪水予防等の防災機能も有しており、多様な自然環境として保全を図ります。
- 本市の豊かな自然環境を次世代に引き継ぐため、環境保全・美化活動等への市民・事業者の参画促進及び継続的な支援に努めます。

② 自然環境の活用

- 八方ヶ原や県民の森など高原山の豊かな自然環境（自然環境保全ゾーン）は、自然環境の保全を基本としつつ、山の駅たかはら（八方ヶ原交流促進センター）を活かし、周辺の景観整備や道の駅やいたとの連携強化などによる相乗効果など、観光・交流拠点として機能拡充を図ります。
- 河川沿いに広がる田園は、農業の振興を踏まえ、農業振興地域及び農用地区域内における優良な農地の適正な保全・育成に努めるほか、地域の実情に応じた生産基盤の整備推進や農地の利用集積化を促進するなど、環境にやさしい農業を推進します。
- 中山間地域においては、中山間地域総合整備事業等の適切な事業導入による生産基盤の維持・確保に努めます。
- りんご団地や棚田など、本市の特色ある農業に触れることのできる環境の保全に努めるとともに、遊休農地等については、オーナー制度や農業体験の場として活用を促し、地域の活性化を図ります。
- 内川や宮川などの水辺空間は、市民の身近な憩いの場として親水空間の形成を図ります。
- 八方ヶ原や県民の森など高原山の緑の拠点のほか、身近な緑となる街区公園等の緑を河川や道路で有機的に結ぶことにより、水と緑のネットワークの形成を図ります。

【自然環境保全・活用方針図】



6. 環境にやさしい都市形成の方針

■ 基本的考え方

- 脱炭素社会を実現する温室効果ガス（二酸化炭素）排出の削減・吸収量の増大
- 環境への負荷の少ない循環型社会の構築

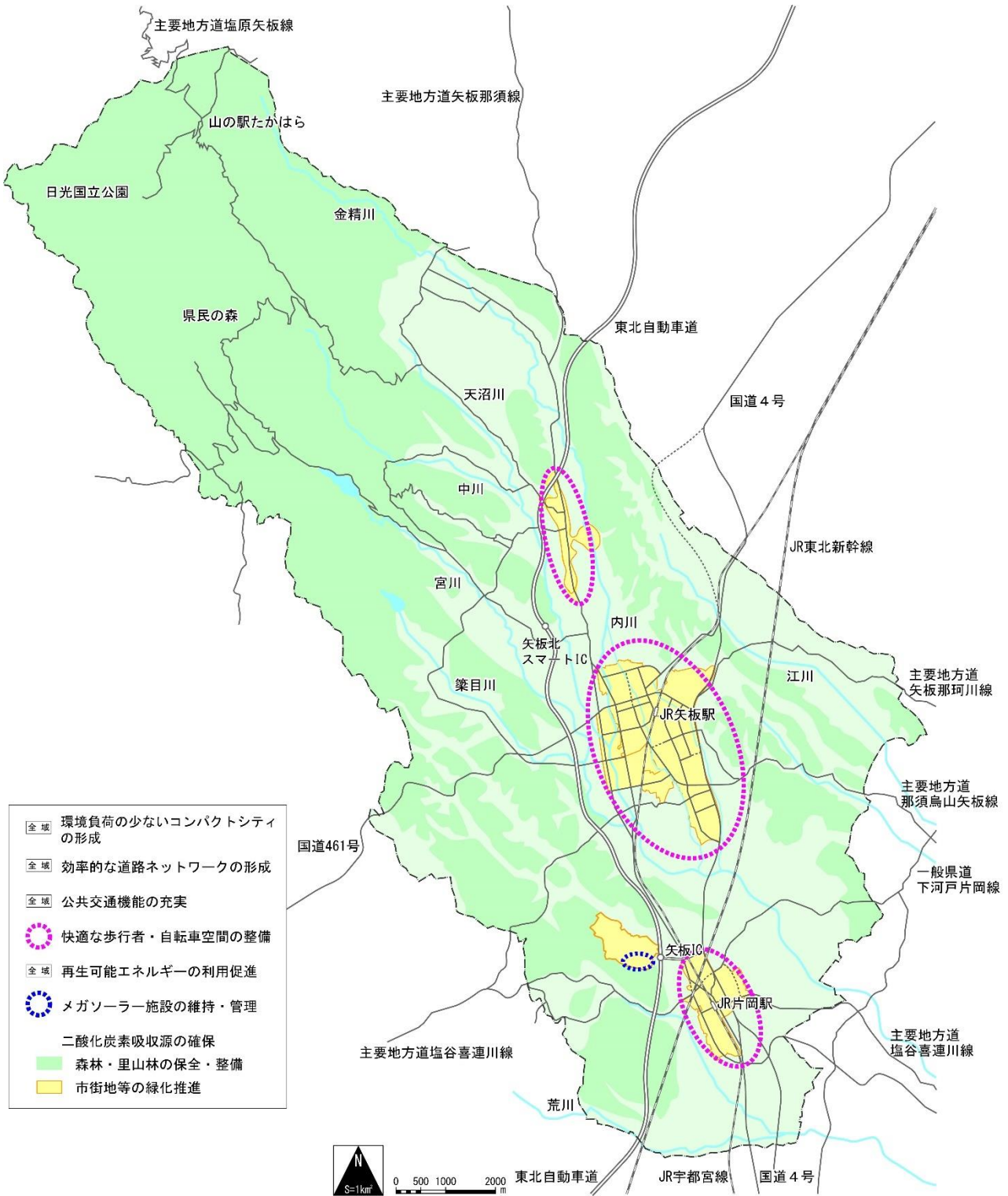
① 脱炭素社会の実現に向けた取組の推進

- 「矢板市立地適正化計画」に基づき、日々の暮らしの中での移動距離の縮減や公共交通利用の促進による、環境負荷の少ないコンパクトシティの形成に努めます。
- 国道4号や（主）矢板那須線等の主要な幹線道路整備や渋滞箇所解消、鉄道やバス等の路線や運行本数の充実による公共交通機能の向上により、自動車利用の抑制・効率化を図るとともに、快適な歩行者・自転車空間の整備により、徒歩・自転車の利用を促進することで二酸化炭素の排出量削減、エネルギー消費の削減に努めます。
- エネルギー消費やCO₂発生を抑えるEV等の導入を促す環境整備に努めます。
- 太陽光や風力等の再生可能エネルギーの利用を促進するために、矢板南産業団地におけるメガソーラー施設の適切な維持・管理に努めるとともに、新たな施設については、周辺景観に配慮した設置の誘導に努めます。
- 本市の制度である「矢板市「暮らし」のびのび定住促進補助金」の太陽光システム設置加算制度の周知及び活用促進により、住宅用太陽光発電システムの設置を支援し、新エネルギーの利用促進を図り、環境負荷の低減に努めます。
- 二酸化炭素の吸収源の確保という観点から、高原山等の豊かな森林、丘陵地や市街地周辺の里山林を保全するとともに、公共公益施設敷地内の緑化推進や「生垣設置に関する支援制度」の周知及び活用促進により、市街地内の緑化を図ります。

② 循環型社会の構築

- ごみの減量化や資源化等の意識啓発に努めるとともに、塩谷広域行政組合との連携による廃棄物の適正処理の確保やごみ・資源の分別回収の徹底により、更なる循環型社会の構築を図ります。
- 豊かな自然環境により育まれた農林産物の地産地消を推進し、食品ロスの低減や輸送にともなう環境負荷の軽減を図ります。
- 環境問題に対応した未利用エネルギー（小水力・冷暖房排熱等）の有効活用策の検討に努めます。
- 環境美化活動等への市民・事業者の参画促進及び継続的な支援、身近な水と緑の保全、工場排水や排煙等による公害の防止により、地域環境の美化を推進します。
- 環境保全、循環型社会構築に向けて、総合的な指針を策定するとともに、環境学習の推進等により、環境に対する意識向上を図ります。

【環境にやさしい都市形成方針図】



7. 交流環境形成の方針

■ 基本的考え方

- 地域資源を活かした多くの来訪を受け入れる交流基盤の整備
- 文化・スポーツ・レクリエーションに関する様々な交流をにぎわいにつなげる環境づくり

① 観光資源の充実

- 道の駅やいたや山の駅たかはら（八方ヶ原交流促進センター）などの交流拠点施設の利用促進や機能拡充に努めます。
- 農林業との連携による体験・交流型観光の新たな魅力の創出や、観光・交流拠点における農業を活用した観光農園等の検討など、アグリツーリズムの推進に努めます。
- スポーツと地域産業の連携によるスポーツツーリズムの推進に努めます。
- 森林や溪流、滝、鉱泉等の魅力的な自然環境や歴史的文化施設、日本遺産等の恵まれた地域資源の保全・活用に努めます。

② 文化・スポーツ・レクリエーションの環境づくり

- 市内・地域内の交流を促す拠点となるとちぎフットボールセンター敷地内への文化・スポーツ複合施設の整備を進めます。
- 矢板運動公園の適切な維持・管理を図るとともに、体育施設の維持・補修、整備の推進に努めます。

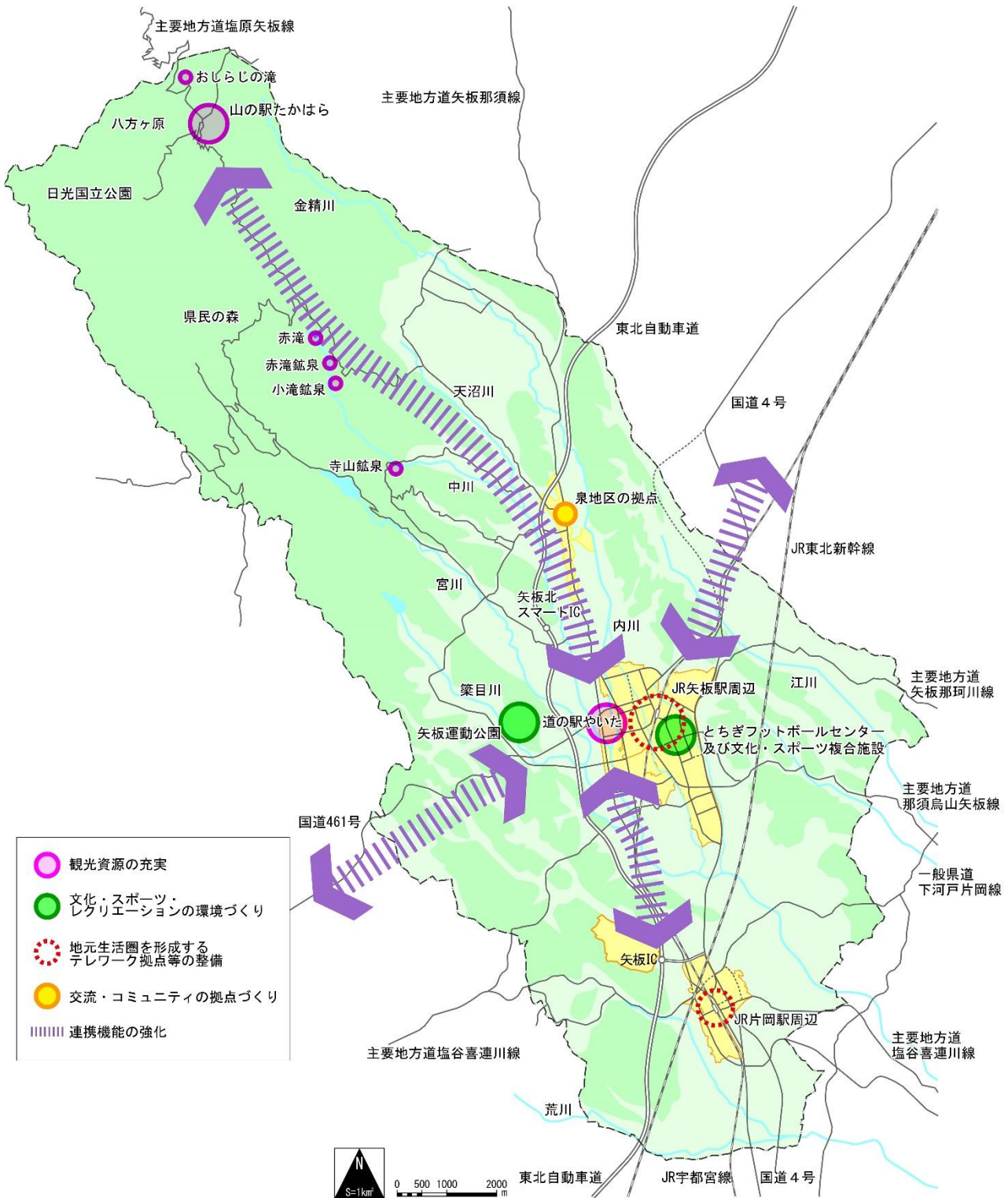
③ 多様な交流・コミュニティの場づくり

- 本市への移住・定住の促進や地元生活圏の形成に資するテレワーク拠点の整備や、サテライトオフィスの誘致、コワーキングスペースの設置促進に努めます。
- 市民の活動拠点となる矢板ふるさと支援センターの利用促進や、多世代交流の拠点となる木幡北山はつらつ館の利用環境の充実、地域コミュニティの様々な活動の場となる泉地区の拠点整備等に努めます。
- 八方ヶ原や山の駅たかはらなど、他に誇ることのできる特徴的な資源が有する様々な魅力や価値を、広く市民にも知ってもらえるよう、情報発信機能の強化やPR活動の推進等に努めます。

④ 広域交流ネットワークの形成

- 多くの来訪を受け止め、市内の回遊性を高める環境づくりに向け、矢板インターチェンジや矢板北スマートインターチェンジによるアクセスの優位性を活かしながら、道の駅やいた、山の駅たかはら、城の湯温泉、日本遺産認定施設等の連携機能の強化を図ります。
- 日光や那須高原等の周辺観光地との近接性など、恵まれた立地条件を活かした広域観光圏の形成を見据え、広域的な連携を支える道路網の充実や移動しやすい交通網の形成に努めます。

【交流環境形成方針図】



第4章 地域別整備方針

1. 地域区分

「地形や土地利用」、「都市計画・都市整備等」、「小学校の統廃合に伴う生活行動範囲の変化」、「地域の特色を活かしたまちづくり施策の展開」等の要素を勘案し、次の3地域を設定します。

矢板地域	旧矢板町及び旧野崎村の地域
泉地域	旧泉村の地域
片岡地域	旧片岡村の地域



2. 矢板地域

(1)地域の現況と課題

①地域の現況

- ・本地域は、市域の中央部に位置し、様々な都市機能を有する矢板市街地と、その市街地を取り囲む田園により構成されています。
- ・本地域内は、J R宇都宮線が縦断し、J R矢板駅が立地するほか、主要な幹線道路として、国道4号、国道461号や（主）矢板那須線、（主）那須烏山矢板線、（主）矢板那珂川線、（一）矢板塩谷線等により道路網が形成されています。
- ・市街地内には、国道461号、（都）中央通り、（都）木幡通り等の主要な道路により東西市街地の連携が図られています。
- ・J R矢板駅東側の市街地は、土地区画整理事業により基盤整備が行われ、計画的な市街地が形成され、宅地化が進行しているほか、市民のスポーツ・レクリエーションや文化の拠点として、とちぎフットボールセンターが立地し、文化・スポーツ複合施設の整備が進められています。また、駅周辺には商業施設が集積し、市民の生活を支える商業地が形成されています。
- ・J R矢板駅西側の市街地は、市役所や生涯学習館、矢板市子ども未来館等の公共公益施設が集積し、行政サービスの中心地として機能しています。また、駅前周辺は、本市の中心商業地として機能していたものの、現在の活力は低下し、空き店舗や空き地等の未利用地が増えています。
- ・用途地域無指定区域（白地地域）の（主）矢板那須線バイパス沿道に道の駅やいたが立地し、本市の観光・交流の拠点としてにぎわいを見せています。また、（主）矢板那須線沿道には、大規模な駐車場を備える郊外型の商業施設が立地し、市民の買い物の場となっています。
- ・本地域内には、長峰公園や川崎城跡公園、矢板運動公園などが整備されており、市民の交流やスポーツ・レクリエーションの場として機能しています。
- ・矢板市街地の西部及び東部については、大部分が丘陵地や田園であり、江川や箒川沿いに優良農地が広がります。
- ・木幡神社や矢板武記念館、県の重要文化財に指定されている沢観音寺等の歴史・文化的地域資源が立地するほか、倉掛湧水地や塩田ダム等の水辺空間を有しています。



【J R矢板駅東側】



【J R矢板駅西側】



【とちぎフットボールセンター】



【沢観音寺】



【塩田ダム】

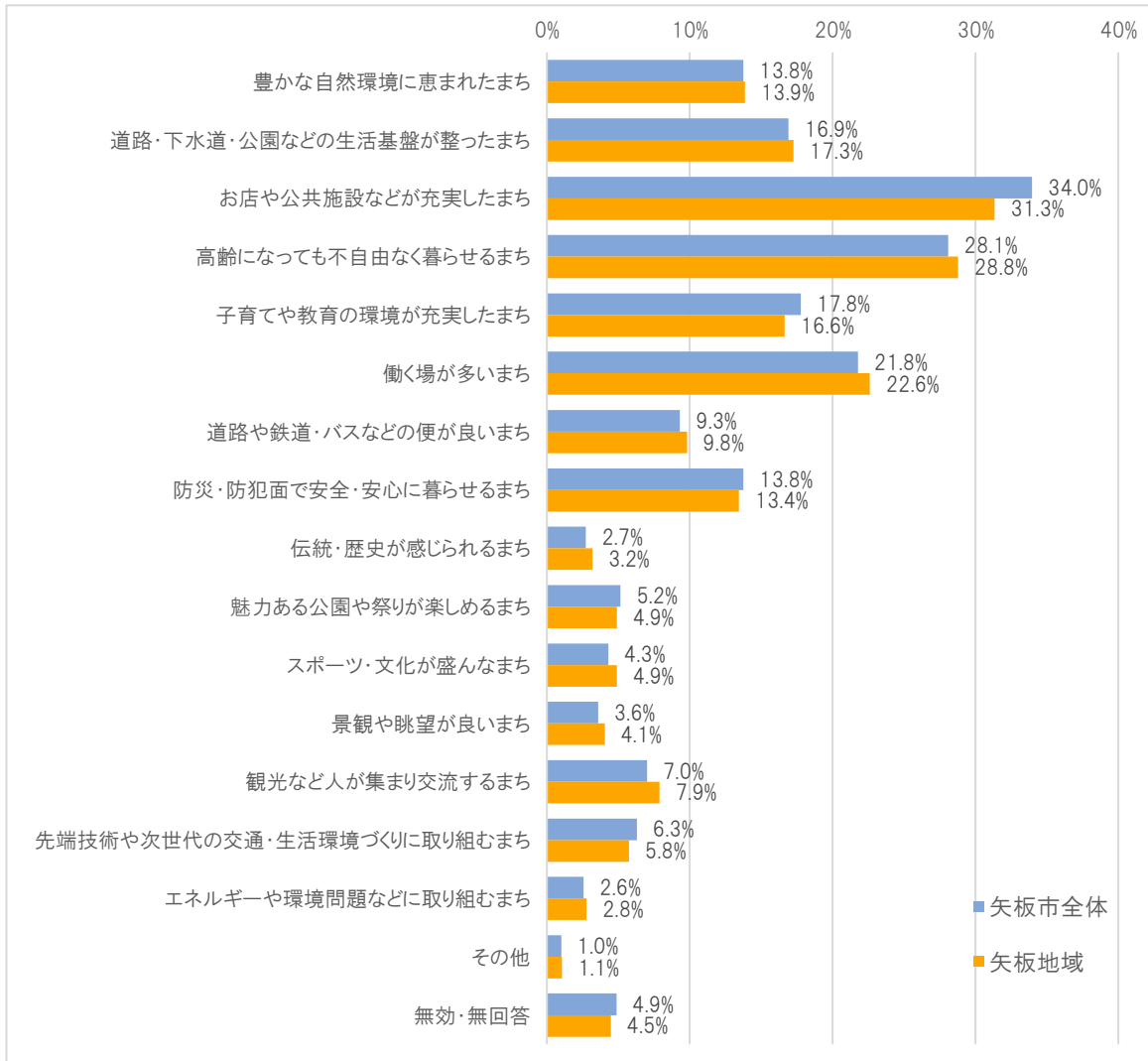
②地域に求められる役割

<p>拠 点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 矢板市街地における「商業・業務拠点」 ・ 矢板工業団地における「産業拠点」 ・ J R 矢板駅における「交通拠点」 ・ 市役所、生涯学習館、矢板市子ども未来館等の周辺における「シビック拠点」 ・ 長峰公園、川崎城跡公園、矢板運動公園の大規模公園や、とちぎフットボールセンター及び文化・スポーツ複合施設における「スポーツ・レクリエーション拠点」 ・ 道の駅やいたにおける「観光・交流拠点」
<p>都 市 軸</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国道 4 号及び国道 461 号による「広域都市間交流軸」 ・ J R 宇都宮線、(主) 矢板那須線、(主) 那須烏山矢板線による「地域都市間交流軸」 ・ (都) わかば通りなどの J R 矢板駅周辺道路や、(主) 矢板那珂川線、(一) 矢板塩谷線による「都市内交流軸」 ・ 内川、宮川、築目川、江川等による「水と緑の軸」
<p>土 地 利 用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 矢板市街地における「既成市街地ゾーン」 ・ 矢板市街地西側隣接部における「新市街地ゾーン」 ・ 矢板市街地及び矢板市街地西側隣接部を除いた「田園集落ゾーン」 ・ 道の駅やいたや良好な田園を抱える一団の農地における「自然・歴史・文化多目的交流ゾーン」

③地域でのまちづくりについて（「市民意向調査」より）

【おおむね 10～20 年後の望ましいまちの姿】

- ・ 矢板地域では、矢板市全体と比較して、「高齢になっても不自由なく暮らせるまち」「働く場が多いまち」「観光など人が集まり交流するまち」などに対する回答が多くなっています。



（集計回答者数：矢板市全体 698、矢板地域 469）

④地域のまちづくりの課題

<p>拠点形成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ J R矢板駅を中心に広がる商業・業務や各種生活サービス、公共公益施設等の機能増進により市民の生活を支える『商業・業務拠点』の形成 ・ 矢板工業団地の操業環境の維持や土地利用転換による『産業拠点』としての機能維持 ・ J R矢板駅の利便性向上等による『交通拠点』としての機能向上 ・ 市役所、生涯学習館等の公共公益施設集積地の利便性及び防災性等の向上による『シビック拠点』の形成 ・ 長峰公園、川崎城跡公園の機能充実や矢板運動公園の適切な維持・管理による『スポーツ・レクリエーション拠点』の維持 ・ 道の駅やいたの有効活用や「自然・歴史・文化多目的交流ゾーン」との連携による『観光・交流拠点』の形成
<p>土地利用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ J R矢板駅東側市街地における道路や公園等の都市基盤施設の適切な維持・管理による良好な居住環境の維持 ・ J R矢板駅西側市街地における道路や公園等の都市基盤施設及び空き地や空き店舗等の有効活用によるまちなか居住の促進 ・ 既存集落及び周辺部における良好な居住環境の形成 ・ 用途地域無指定区域（白地地域）の市街地からのにじみ出しがみられる部分や（主）矢板那須線バイパス等の都市基盤施設が整備された地域における新たな都市機能配置の検討
<p>都市施設等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路や鉄道・バス等の公共交通による利便性の高い交通ネットワークの形成 ・ 国道4号、国道461号、（主）矢板那須線、（主）那須烏山矢板線等の機能充実 ・ （都）宇都宮陸羽線（国道4号）、（都）公園通り（国道461号）、（都）中央通り、（都）わかば通り等の早期完了 ・ 整備済みの街区公園の適切な維持・管理及び身近な憩いの場や緊急避難場所として機能するオープンスペース（広場）の整備の検討 ・ 狭あい道路の解消による身近な避難路の確保 ・ 河川周辺の安全な都市基盤整備の推進 ・ 上水道の老朽管や老朽施設の計画的な更新 ・ 公共下水道事業認可区域の整備推進や合併処理浄化槽の普及促進
<p>地域環境形成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 街路灯の設置やバリアフリー化による快適な歩行空間の形成 ・ 公共公益施設周辺、幹線道路や通学路における安全で快適な歩行空間の確保 ・ 災害対策活動の中核を担う活動拠点や避難・復旧の場となる施設の機能充実 ・ 避難経路の確保や避難場所の拡充整備、土砂災害等による危険箇所の解消による地域防災機能の向上 ・ 一団の優良農地の保全及び二酸化炭素の吸収源となる里山林の保全・整備 ・ 内川、宮川、築目川、江川等の河川や倉掛湧水地の水辺環境の保全 ・ 高原山の眺望の確保及び木幡神社、沢観音寺、塩田ダム等の景観資源の保全

(2)地域の将来像

①地域の将来像

水・緑を身近に 次代の暮らしをけん引する 活力とにぎわいのある地域づくり

②地域づくりの目標

- 矢板市の活力・にぎわいの中心として行政サービスや商業等の多様な機能が集積した持続可能な市街地の形成
- J R 矢板駅東側市街地における良好な居住環境の維持
- J R 矢板駅西側市街地における道路や公園等の既存ストックの有効活用によるまちなか居住の促進
- 市民生活を支える誰もが利用しやすい交通ネットワーク環境の形成
- 里山林や田園等の自然環境の保全・育成
- 周辺の自然環境と調和した居住環境の形成

(3)地域づくりの方針

①拠点形成

商業・業務拠点	<ul style="list-style-type: none"> ● J R 矢板駅東側の商業地は、市民の日常生活を支える商業地として商業・業務機能の充実を図ります。 ● J R 矢板駅西側の商業地は、空き店舗や空き地等の未利用地の有効活用により、中心商業地としての機能維持を図ります。
産業拠点	<ul style="list-style-type: none"> ● 矢板工業団地は、周辺の生活環境に配慮しつつ、周辺道路の適切な維持・管理等により操業環境の維持を図るとともに、大手企業工場跡地の土地利用転換を図ります。
交通拠点	<ul style="list-style-type: none"> ● J R 矢板駅は、自由連絡通路、東西の駅前広場等の周辺関連施設の適切な維持・管理に努め、鉄道利用の利便性を確保します。
スポーツ・レクリエーション拠点	<ul style="list-style-type: none"> ● 長峰公園は、本市のシンボルとなる公園であることから、市民交流の場として機能拡充を図ります。また、災害時における避難・復旧の場として役立つよう防災機能の整備を図ります。 ● 川崎城跡公園は、市民交流の場としての機能拡充や防災機能の整備を図ります。また、隣接する温泉施設との連携強化を図ります。 ● 市民の余暇活動やスポーツ活動等による憩いの場として、矢板運動公園の適切な維持・管理を図るほか、とちぎフットボールセンター敷地内への文化・スポーツ複合施設の整備を推進します。
シビック拠点	<ul style="list-style-type: none"> ● 市役所や生涯学習館周辺の公共公益施設集積地は、今後も行政サービス機能の中心として利便性の向上を図ります。また、災害対策活動の拠点として、市役所本庁舎の整備を推進します。
観光・交流拠点	<ul style="list-style-type: none"> ● 道の駅やいたは、多くの来訪者があり、本市の観光・交流の拠点として機能しており、今後は「自然・歴史・文化多目的交流ゾーン」との連携、情報発信機能や矢板ブランドの強化を図り、交流人口の更なる拡大を図ります。

②土地利用

i.住宅地

<p>専 用 住 宅 地</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●土地区画整理事業が完了している矢板駅東地区、矢板駅東第二地区及び鹿島町地区は、道路や公園等の都市基盤施設の適切な維持・管理により、良好な居住環境の維持を図ります。また、地域住民の発意による、地区計画等のまちづくりルールを導入を検討します。 ●地区計画が定められている木幡地区については、良好な居住環境の形成に努めます。 ●その他の専用住宅地は、道路や公園等の既存ストックの適切な維持・管理に努めるとともに、公共下水道の整備を推進し、良好な居住環境の形成を図ります。 ●市街地のスポンジ化の抑制に向けた空き家空き地対策として、空き家バンク制度の周知や空家等解体費補助金の有効活用を促進します。
<p>一 般 住 宅 地</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●商業・業務地周辺や幹線道路沿道の一般住宅地は、立地特性を活かしながら、商業・業務機能と居住機能が共生する、利便性の高い、良好な居住環境の形成を図ります。特に、J R矢板駅西側の近隣商業地域は、「矢板市立地適正化計画」に基づく集約型都市構造の実現に向け、J R矢板駅や公共公益施設集積地に近い立地特性を活かしながら、商業等の各種サービス機能の適正な誘導や良好な居住環境の形成に努め、より多くのまちなか居住を促進します。 ●その他の一般住宅地は、道路や公園等の適切な維持・管理により、既存ストックの有効活用を推進するとともに、公共下水道の整備を推進し、良好な居住環境の形成を図ります。
<p>集 落 地 (その他の住宅団地)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●集落地は、豊かな自然と共生してきた環境の維持・保全を図るため、道路や公園等の適切な維持・管理により、既存ストックの有効活用を推進するとともに、合併処理浄化槽の設置を促進します。 ●郊外の住宅団地等については、自然にふれあうことのできる良好な居住環境の維持を図るとともに、ゆとりある暮らしのニーズを踏まえた定住促進策の検討に努めます。

ii.商業地

<p>商 業 ・ 業 務 地</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●J R矢板駅東側の商業地は、土地区画整理事業により都市基盤施設が整備され、利便性の高い商業地が形成されていることから、今後も商業・業務機能の適切な誘導等を促進し、市民の日常生活を支える中心的な商業地の維持・充実を図ります。 ●J R矢板駅西側の商業地は、空き店舗や空き地等の未利用地の有効活用や老朽建物の更新等の支援を行い、本市の中心商業地として、まちなか商業機能の再構築を図ります。また、今後の空洞化の動向をふまえ、商業施設の集積にこだわらず、J R矢板駅や公共公益施設集積地に近い立地特性を活かした、利便性の高い、良好な居住環境を備えた住宅地への部分的な転換を検討します。 ●中心市街地の再構築については、「矢板市立地適正化計画」に基づく集約型都市構造の実現に向け、商業等の各種サービス機能の適正な誘導や、D I D (人口集中地区)における都市再生土地区画整理事業の実施の検討に努めます。
--------------------	--

沿道サービス地	<ul style="list-style-type: none"> ●国道4号の沿道は、中心市街地との適切な役割分担を図りながら、自動車等の利用者にとって利便性の高い沿道型サービス施設の立地を適切に誘導します。
---------	---

iii.工業地

- 矢板工業団地は、今後も本市の中心的な工業地として、周辺道路の適正維持・管理により操業環境の維持を図るとともに、周辺の生活環境や景観に配慮した工業地の維持を図ります。
- 大手企業工場跡地については、適切な土地利用転換に関する検討を進めます。
- 矢板工業団地西側は、現在、住宅、店舗、事務所や保育園等の用途が混在しているものの、今後はこれ以上の用途の混在を抑制し、現在の環境の維持を図ります。

iv.新市街地ゾーン

- 矢板市街地西側地区は、市街地隣接部に住宅等のにじみ出しがみられるほか、(主) 矢板那須線沿道部には、地域住民の日常生活を支える沿道型サービス施設が立地しています。また、(主) 矢板那須線バイパス、(都) 木幡通り等の整備により、自然・歴史・文化多目的交流ゾーン、矢板インターチェンジや矢板北スマートインターチェンジ、矢板市街地へのアクセスが容易であり、開発ポテンシャルの高い地区です。
- (主) 矢板那須線バイパスと矢板市街地に囲まれた地区は、矢板市街地との都市機能の役割分担により、バイパス沿道の開発ポテンシャルの高さを活かした沿道型サービス施設や環境負荷の低減に配慮した住宅地の形成など、農業政策サイドとの調整を踏まえながら、適切な市街化誘導の検討を行います。

v.農地・里山林・森林

- 河川沿いに広がる一団の優良農地や丘陵地の里山林は、無秩序な開発を抑制し、環境保全、災害防止及び景観形成等の多様な自然環境として保全に努めます。特に、里山林は、二酸化炭素の吸収源として保全・整備を図ります。
- 塩田ダム上流域の緑は、豊かな自然環境を持つとともに、水源地としても機能していることから、積極的な保全・整備に努めます。

③市街地整備

- 土地区画整理事業が完了している矢板駅東地区、矢板駅東第二地区及び鹿島町地区は、道路や公園等の既存ストックの適切な維持・管理により、良好な居住環境の維持・向上に努めるとともに、定住促進策の検討を図り、ビルドアップを促進します。また、地域住民の発意による、地区計画等のまちづくりルールを導入を検討します。
- 土地区画整理事業が完了し、地区計画を活用している木幡地区は、道路や公園等の既存ストックの適切な維持・管理のほか、規制・誘導手法に基づく良好な居住環境の維持や定住促進策の検討を図り、ビルドアップを促進します。
- J R矢板駅西側は、道路等既存ストックの有効活用のほか、空き店舗や空き地等の未利用地の有効活用や老朽建物の更新等の支援を行い、今後も本市の中心商業地としての機能の維持や利便性の高い居住環境の形成等により、まちなかの求心力を高める再生に努めます。
- 東原分譲住宅団地等の一団の開発地は、道路等既存ストックの適切な維持・管理とともに、地域住民の発意による、地区計画等のまちづくりルールを導入を検討し、良好な居住環境の維持を図ります。

④都市施設整備

i. 道路・交通施設

- 交通ネットワークは、主要な道路の整備とともに、実効性の高い「矢板市地域公共交通網形成計画」に基づく円滑な地域内交通の実現に努めます。
- 広域都市間交流軸に位置付けられている国道4号は、重要物流道路や災害時における緊急輸送道路としての役割も担うため、国道4号矢板拡幅等による機能拡充を促進します。また、国道461号は、交差点改良や狭あい部分の拡幅整備等の促進に努めるほか、東北自動車道については、今後も引き続き関係機関との協力のもと、6車線化を促進します。
- 地域都市間交流軸として位置付けられている（主）矢板那須線、（主）那須烏山矢板線は、近隣都市間の連携・交流を促すほか、災害時における緊急輸送道路に位置付けられている（主）矢板那須線については、交差点改良や狭あい部分の拡幅整備等を促進します。
- 都市内交流軸として位置付けられている（都）わかば通りの早期完成に努めるほか、（主）矢板那珂川線、（一）矢板塩谷線等の適切な維持・管理に努めます。
- 都市計画道路については、市街地の骨格の形成に寄与する路線として、整備中の（都）中央通り、（都）あさひ通り、（都）つつじ通りの早期完成に努めます。
- J R矢板駅は、鉄道利用による移動の利便性の向上や環境負荷の低減を図るため、バスとの連携強化や、徒歩・自転車によるアクセス強化を図ります。
- バス等の公共交通については、市民の日常生活を支える交通手段として、民間路線バスの運行確保に努めるとともに、デマンド交通や市営バス中央部循環路線の運行機能の拡充等により、利便性の更なる向上を図ります。
- J R矢板駅西側の商業系用途地域においては、商業者等との協力のもと、自家用車での来訪者を視野に入れた共同駐車場の整備について検討します。

ii. 公園・緑地

- 本市のシンボリックな公園である長峰公園や川崎城跡公園については、市民の憩いやにぎわいの場として機能拡充を図るとともに、災害時における避難・復旧の場として役立つよう、防災機能の整備を促進します。川崎城跡公園は、隣接する城の湯温泉や道の駅やいたとの連携により、一体的な利用促進を図ります。
- 矢板運動公園やとちぎフットボールセンターについては、スポーツ・レクリエーション機能の維持・拡充のほか、災害時における避難・復旧の場としての機能確保に努めます。
- なかよし公園、みどり公園、ふゆうち公園、ごんげんはら公園等の整備済みの街区公園は、地域住民の身近な憩いの場や避難の場として適切な維持・管理に努めます。
- 公園や広場が十分でないJ R矢板駅西側は、地権者等との協力のもと、空き地等の未利用地を有効活用し、身近な憩いの場や避難の場として機能する、オープンスペース（広場）の整備を検討します。
- 農村公園は、地域住民の憩いの場として、適切な維持・管理を図ります。



【とちぎフットボールセンター】

iii.供給処理施設

- 良質で安全な上水道の安定供給に向け、大規模地震等の自然災害対策に配慮した幹線管路のループ化、施設の耐震化を進めるとともに、石綿セメント管等の老朽管や老朽施設の計画的な更新を進めます。
- 公共下水道は、市街地等における生活排水等の汚水を効率的に処理し、生活環境の改善、河川等の水質保全を図るため、整備を推進します。
- 公共下水道や雨水排水対策等については、未整備箇所における必要度・緊急度に応じた事業実施に努めます。
- 農業集落排水が整備された地区は、生活排水の適正な処理を行うため、接続を促進するとともに、施設の適正な維持・管理に努めます。また、合併処理浄化槽についても同様に、設置を促進します。

⑤地域環境形成

i.安全・安心

- 市役所や生涯学習館等の公共公益施設集積地周辺や、学校・公民館等の主要な施設周辺は、段差解消等によるバリアフリー化により、快適な歩行空間の形成を図ります。また、主要な幹線道路は、できるだけ広幅員の歩道の確保に努め、ゆとりのある歩行空間の形成を図ります。
- 災害対策活動における中核的な役割を担う活動拠点として位置付けられる、市役所本庁舎の整備を推進するほか、公立学校等については、建築物の耐震化や不燃化を図るとともに、非常用電源、通信設備、耐震性貯水槽、防火水槽を設置し、生活必需品や防災資機材等を保管する備蓄倉庫の整備を図ります。
- 指定避難場所として位置付けられている公共公益施設は、耐震性の確保を図るとともに、耐震性貯水槽や備蓄倉庫等の整備を図ります。また、矢板運動公園やとちぎフットボールセンターについて、災害時における避難・復旧の場としての機能確保に努めます。
- 木造建築物が密集する市街地は、災害時における安全な避難路や広範囲の延焼を防止する延焼遮断帯として機能する道路の拡充整備を図るとともに、沿道建築物の不燃化や沿道緑化の促進等を図ります。
- 台風やゲリラ豪雨等による浸水・冠水被害や土砂災害を未然に防止するため、雨水排水対策事業等の実施を検討するとともに、被害発生のおそれが高い場所における対策工事や、河川周辺の安全な都市基盤整備の推進、急傾斜地崩壊危険箇所等における開発の抑制や擁壁等の砂防施設の整備等に努めます。
- 防災訓練や応急手当による講習会等の開催により、地域の自主防災組織等の設立や育成・強化に努めるとともに、救助活動等への参加を促す体制の確立を図ります。

ii. 景観

- J R矢板駅を中心とする商業・業務拠点は、店舗等のファサード整備、修景緑化や季節に応じた夜間景観づくりなど、にぎわいのある景観形成を図るための取組を促進します。
- 市役所や生涯学習館、矢板市子ども未来館、図書館等の公共公益施設が集積するシビック拠点は、周辺環境と調和した、良好な景観形成の手本となるよう努めます。
- 土地区画整理事業が完了している矢板駅東地区、矢板駅東第二地区及び鹿島町地区は、建物の意匠の誘導や緑化の推進等、地域住民の発意による、地区計画等のまちづくりルールを導入を検討します。
- 市街地を包み込むように広がる丘陵地の里山林や河川沿いに連なる田園等の緑は、豊かな実りの景観を構成する要素の1つとして、保全・形成に努めます。
- 国道4号や国道461号等の骨格となる主要な道路においては、街路灯、防護柵、街路樹等の道路付属施設や、電柱・電線類、屋外広告物等の道路占有物の沿道や背景への配慮により、ゆとりとうるおいのある良好な道路景観の形成を図ります。
- 宿場の名残を感じさせる地区や、木幡神社、川崎城跡、沢観音寺等の資源は、本市の歴史・文化を感じさせる重要な要素として、適正な維持・管理に努め、良好な景観の保全・形成を図ります。
- 集落地においては、周辺の田園や背景の山並み等の自然環境と調和した、広がりのある農山村景観の維持・形成を図ります。
- 塩田ダム（ロックフィルダム）は、周辺の自然と調和した、個性的な土木景観として適正な維持・管理に努めます。

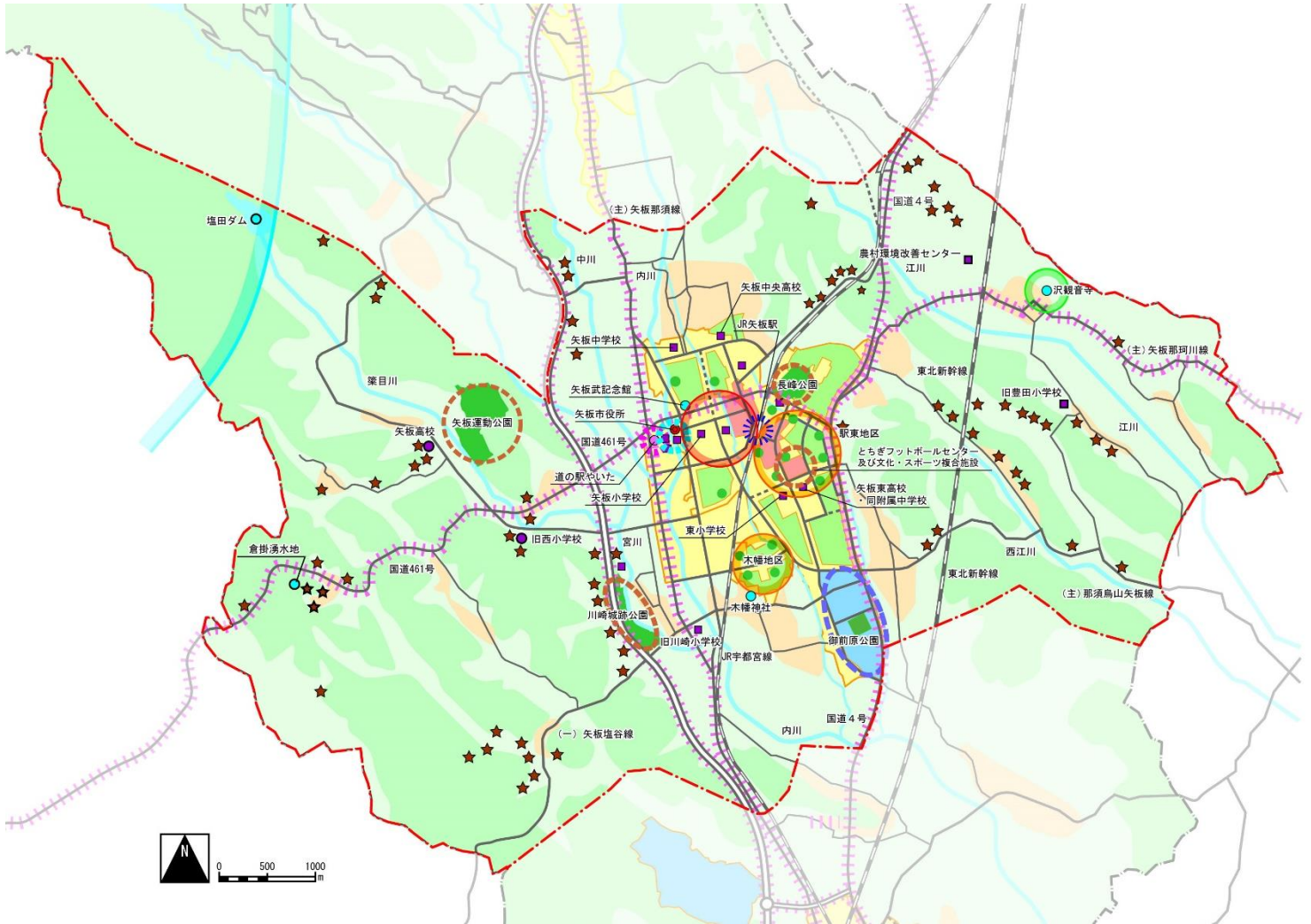
iii. 環境保全

- 内川、宮川、築目川、江川等の河川や倉掛湧水地は、生態系の保護や良好な自然環境の保全・育成に努め、親しみやすい水辺空間の形成とともに、水と緑のネットワークの形成を図ります。特に、水資源は、本市のみならず、さくら市などの下流域の都市活動を支える資源として保全に努めます。
- 河川沿いに広がる良好な田園は、生産系緑地としての機能や保水・遊水の防災機能も有していることから、多様な自然環境として積極的に保全します。
- 市街地内は、二酸化炭素の吸収源の確保という観点から、「生垣設置に関する支援制度」の活用推進等により、市街地内の緑化を図ります。
- 住宅については、「矢板市「暮らし」のびのび定住促進補助金」の太陽光システム設置加算制度の周知及び活用促進により、住宅用太陽光発電システムの普及を図り、環境負荷の低減に努めます。
- 丘陵地の豊かな緑は、本市の誇るべき自然であるとともに、二酸化炭素等の温室効果ガスの吸収といった脱炭素社会の実現に向けた一つの要素として機能するほか、都市・農業用水の水源地として機能し、河川を介して地域の市街地や農地と密接に結びついていることから、生産活動や市民生活を支える都市機能の一部として積極的に保全・整備します。

iv. 交流環境

- 本市の観光・交流をけん引する観光資源となる道の駅やいたの利用促進や機能拡充に努めます。
- 市内・地域内の交流を促す拠点的な施設として、とちぎフットボールセンター敷地内への文化・スポーツ複合施設の整備を進めます。
- 様々な交流や地域コミュニティの活動の場として、矢板ふるさと支援センターの利用促進や木幡北山はつらつ館の利用環境の充実に努めます。
- 本市への移住・定住の促進や地元生活圏の形成など、新たな生活様式を踏まえたしごとの場の受け皿として、テレワーク拠点の整備やサテライトオフィスの誘致、コワーキングスペースの設置促進に努めます。

【矢板地域の地域づくり方針図】



- 矢板駅東側（駅東地区・木幡地区）の良好な居住環境の維持・向上
- 矢板駅西側のまちなかの再生
- 操業環境の維持及び周辺の生活環境への配慮
- 矢板駅の利便性向上
- 行政サービス機能を中心とした利便性の向上
- 市民交流の場としての機能拡充
- 情報発信機能及び矢板ブランドの強化

- 良好な居住環境の形成
- 利便性の高い良好な居住環境の形成
- 中心的な商業地の維持・充実
- 沿道型サービス施設の適切な誘導
- 住宅団地及び集落環境の維持・保全
- 優良農地の保全
- 里山林の保全・整備
- 歴史・文化にふれあえる環境の充実
- 生産活動や市民生活を支える水源地の緑として積極的な保全・整備

- 円滑な地域内交通の実現
- 緊急輸送道路・重要物流道路等
- バスや鉄道による公共交通の利便性の向上
- 公園・緑地等の適切な維持・管理
- 災害対策活動拠点として機能向上
- 指定避難場所として機能向上
- 土砂災害等の危険防止対策の推進
- 豊かな自然環境や歴史・文化を感じさせる景観の保全・形成

3. 泉地域

(1)地域の現況と課題

①地域の現況

- ・本地域は、市域北部に位置し、本市のシンボルである高原山の山地・山麓部のほか、丘陵地で占められた地域です。
- ・本地域内では、東北自動車道の利便性を高める矢板北スマートインターチェンジが整備され、供用開始されているほか、主要な幹線道路として（主）矢板那須線、（主）塩原矢板線、（一）県民の森矢板線等により道路網が形成されています。
- ・（主）矢板那須線の泉交差点周辺において、学校や公民館等の公共公益施設が集積し、地域の中心となる集落が形成されています。
- ・山地・山麓部では八方ヶ原や県民の森等の豊かな自然が広がるとともに、丘陵地においても、特産品であるりんごの観光農園や山縣有朋記念館等の観光レクリエーション施設が多数立地しています。
- ・国の重要文化財に指定されている寺山観音寺や荒井家住宅のほか、寺山ダム等の地域資源が多数立地しています。



【高原山】



【県民の森】



【山の駅たかはら】



【荒井家住宅】

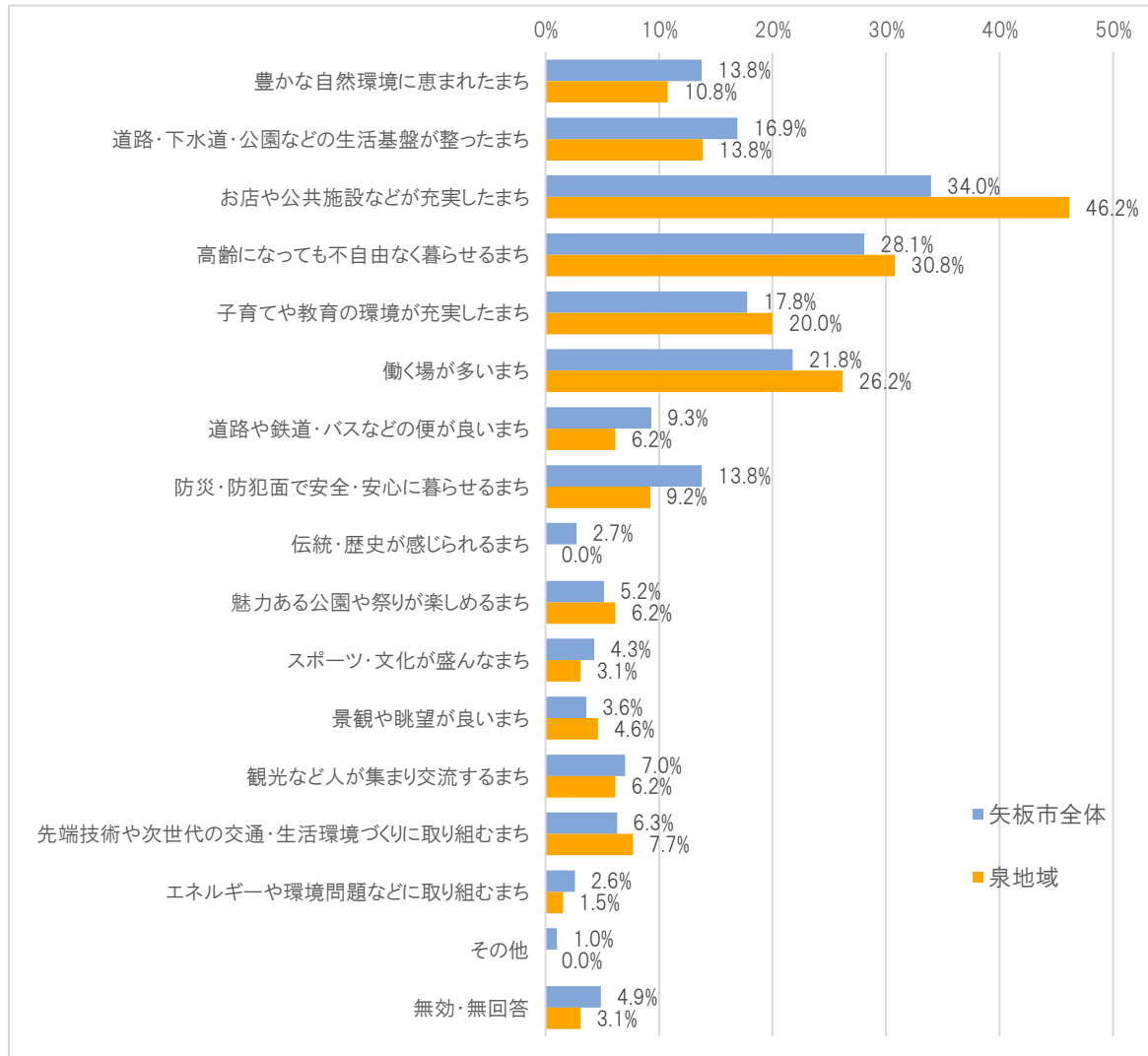
②地域に求められる役割

拠 点	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の新たな玄関口となる矢板北スマートインターチェンジ周辺部における「交通拠点」 ・八方ヶ原、県民の森や山の駅たかはら、寺山観音寺、学校跡地の活用等による「観光・交流拠点」
都 市 軸	<ul style="list-style-type: none"> ・東北自動車道による「広域都市間交流軸」 ・（主）矢板那須線、（主）塩原矢板線による「地域都市間交流軸」 ・（一）県民の森矢板線による「都市内交流軸」 ・矢板北スマートインターチェンジ周辺道路による「その他の主要な道路」 ・宮川や内川等による「水と緑の軸」
土 地 利 用	<ul style="list-style-type: none"> ・（主）矢板那須線の泉交差点周辺における「北部生活拠点ゾーン」 ・八方ヶ原や県民の森など高原山周辺の山地・山麓部における「自然環境保全ゾーン」 ・泉地区及び山地・山麓部を除いた「田園集落ゾーン」 ・八方ヶ原や県民の森を抱える山地・山麓部や観光農園等の農地、観光レクリエーション施設等を抱える丘陵地における「自然・歴史・文化多目的交流ゾーン」

③お住いの地域でのまちづくりについて（「市民意向調査」より）

【おおむね 10～20 年後の望ましいまちの姿】

- ・泉地域では、矢板市全体と比較して、「お店や公共施設などが充実したまち」「働く場が多いまち」「高齢になっても不自由なく暮らせるまち」「子育てや教育の環境が充実したまち」などに対する回答が多くなっています。



(集計回答者数：矢板市全体 698、泉地域 65)

④地域のまちづくりの課題

<p>拠点形成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の新たな玄関口となる矢板北スマートインターチェンジ周辺部における『交通拠点』の形成 ・八方ヶ原、県民の森を有する高原山や山の駅たかはら等の機能向上・連携強化による『観光・交流拠点』の形成
<p>土地利用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・泉地区における既存ストックの有効活用による生活の利便性や地域コミュニティの交流等が確保された良好な居住環境の形成 ・既存集落及び周辺部における良好な居住環境の形成
<p>都市施設等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・道路やバス等の公共交通による利便性の高い交通ネットワークの形成 ・(主) 矢板那須線、(主) 塩原矢板線、(一) 県民の森矢板線等の機能充実 ・身近な憩いの場や緊急避難場所として機能するオープンスペース(広場)の整備の検討 ・上水道の老朽管や老朽施設の計画的な更新 ・合併処理浄化槽の普及促進
<p>地域環境形成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公共公益施設周辺、幹線道路や通学路における安全な歩行空間の確保 ・土砂災害等による危険箇所の解消や避難場所の拡充整備等による地域防災機能の向上 ・本市のシンボルである高原山への眺望景観の確保 ・寺山観音寺や荒井家住宅等の景観資源の保全 ・一団の優良農地の保全及び二酸化炭素の吸収源となる森林の保全・整備 ・内川、宮川等の水辺環境の保全

(2)地域の将来像

①地域の将来像

豊かな自然を誇る 多様な交流が育まれる地域づくり

②地域づくりの目標

- 本市の誇るべき豊かな自然環境の保全・活用
- 交通拠点や観光・交流機能の連携及び情報発信機能の強化
- 周辺の自然環境と調和したゆとりある居住環境の形成
- 市民生活を支える誰もが利用しやすい交通ネットワーク環境の形成

(3)地域づくりの方針

①拠点形成

交通拠点	●東北自動車道の矢板北スマートインターチェンジについて、本市の新たな玄関口として、自然・歴史・文化多目的交流ゾーンの活性化を促す施設として利用促進に努めます。
観光・交流拠点	●山の駅たかはらは、情報発信機能の強化のほか、道の駅やいたとの連携強化による相乗効果や景観整備等により、観光・交流機能の拡充を図ります。 ●八方ヶ原や県民の森は、豊かな自然環境にふれあえる観光・交流拠点として保全・活用を図ります。 ●郷土資料館は、他施設との集約化及び展示内容の充実等に努めます。 ●学校の統廃合による学校跡地は、観光・交流の拠点として積極的な活用を図ります。

②土地利用

i.住宅地

一般住宅地	●市域北部の生活の拠点である泉地区は、道路等の都市施設や既存ストックを有効活用するため、施設の適切な維持・管理に努め、安全・安心で、良好な居住環境の維持・形成を図ります。
集落地	●集落地は、豊かな自然と共生してきた環境の維持・保全を図るため、道路や公園等の適切な維持・管理により、既存ストックの有効活用を推進するとともに、合併処理浄化槽の設置を促進します。 ●日常生活に必要なサービス（行政、商業等）やコミュニティ機能を確保する適地において、小さな拠点づくり事業を推進します。

ii.農地・森林

- 河川沿いに広がる一団の優良農地や、山地・山麓部の森林については、無秩序な開発を抑制し、環境保全、災害防止及び景観形成等の多様な自然環境として保全に努めます。
- 寺山ダム上流域の森林は、本市の誇るべき豊かな自然環境を持つとともに、二酸化炭素の吸収源のほか、水源地としても機能していることから、積極的な保全・整備に努めます。

③都市施設整備

i. 道路・交通施設

- 地域内交通ネットワークは、主要な道路の整備とともに、実効性の高い「矢板市地域公共交通網形成計画」に基づく円滑な地域内交通の実現に努めます。
- 広域都市間交流軸に位置付けられる国道4号矢板大田原バイパスの整備を促進するほか、東北自動車道については、今後も引き続き関係機関との協力のもと、6車線化を促進します。
- 地域都市間交流軸として位置付けられている（主）矢板那須線及び（主）塩原矢板線は、近隣都市間の連携・交流を促すほか、災害時における緊急輸送道路に位置付けられている（主）矢板那須線については、交差点改良や狭あい部分の拡幅整備等を促進します。
- 都市内交流軸として位置付けられている（一）県民の森矢板線については、交差点改良や狭あい部分の拡幅整備等を促進します。
- その他の主要な道路として、矢板北スマートインターチェンジの利用を促進する周辺道路の整備に努めます。
- バス等の公共交通については、市民の日常生活を支える交通手段として、デマンド交通の運行機能の拡充等により、利便性の更なる向上を図ります。

ii. 公園・緑地

- 農村公園は、地域住民の憩いの場として、適切な維持・管理を図ります。

iii. 供給処理施設

- 良質で安全な上水道の安定供給に向け、大規模地震等の自然災害対策に配慮した幹線管路のループ化、施設の耐震化を進めるとともに、石綿セメント管等の老朽管や老朽施設の計画的な更新を進めます。
- 合併処理浄化槽は、生活排水の適正な処理を行うため、設置を促進します。

④地域環境形成

i. 安全・安心

- 学校や公民館等の主要な施設周辺は、段差解消等によるバリアフリー化により、快適な歩行空間の形成を図ります。また、主要な幹線道路は、歩道の確保に努め安全性の向上を図ります。
- 指定避難場所として位置付けられている公共公益施設は、耐震性の確保を図るとともに、耐震性貯水槽や備蓄倉庫の整備を図ります。
- 台風やゲリラ豪雨等による土砂災害を未然に防止するため、急傾斜地崩壊危険箇所や土石流危険渓流箇所等の危険箇所における開発を抑制するとともに、擁壁等の砂防施設を整備し、災害の防止を図ります。
- 防災訓練や応急手当による講習会等の開催により、地域の自主防災組織等の育成・強化を図るとともに、救助活動等への参加を促す体制の確立を図ります。

ii. 景観

- 高原山について、本市のシンボルとして山並みへの眺望景観の確保に努めるとともに、その他の山地・山麓部や丘陵地の緑についても、保全・形成に努めます。特に、高原山は、さくら市や大田原市等の隣接都市からの眺望に配慮した景観形成を図ります。
- 河川沿いに連なる田園や山間地の棚田は、豊かな実りの景観を構成する要素の1つとして、保全・形成に努めます。
- 集落地においては、周辺の田園や背景の山並み等の自然環境と調和した、広がりのある農山村景観の維持・形成を図ります。
- 宿場の名残を感じさせる地区や、寺山観音寺、荒井家住宅等の資源は、本市の歴史・文化を感じさせる重要な要素として、適正な維持・管理に努め、良好な景観の保全・形成を図ります。
- 寺山ダム（ロックフィルダム）は、周辺の自然と調和した、個性的な土木景観として適正な維持・管理に努めます。

iii. 環境保全

- 山地・山麓部及び丘陵地の豊かな緑は、本市の誇るべき自然であるとともに、二酸化炭素等の温室効果ガスの吸収といった脱炭素社会の実現に向けた一つの要素として機能するほか、都市・農業用水の水源地として機能し、河川を介して流域の市街地や農地と結びついていることから、生産活動や市民生活を支える都市機能の一部として積極的に保全・整備します。
- ミヤコタナゴやチョウゲンボウ等の希少種が生息する良好な自然環境は、積極的に保全・育成します。
- 内川や宮川等の河川は、生態系の保護や良好な自然環境の保全・育成に努め、親しみやすい水辺空間の形成とともに、水と緑のネットワークの形成を図ります。特に、水資源は、本市のみならず、さくら市などの下流域の都市活動を支える資源として保全に努めます。
- 河川沿いに連なる田園は、生産系緑地としての機能や保水・遊水の防災機能も有していることから、多様な自然環境として積極的に保全します。
- 住宅については、「矢板市「暮らし」のびのび定住促進補助金」の太陽光システム設置加算制度の周知及び活用促進により、住宅用太陽光発電システムの普及を図り、環境負荷の低減に努めます。

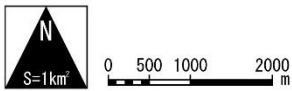
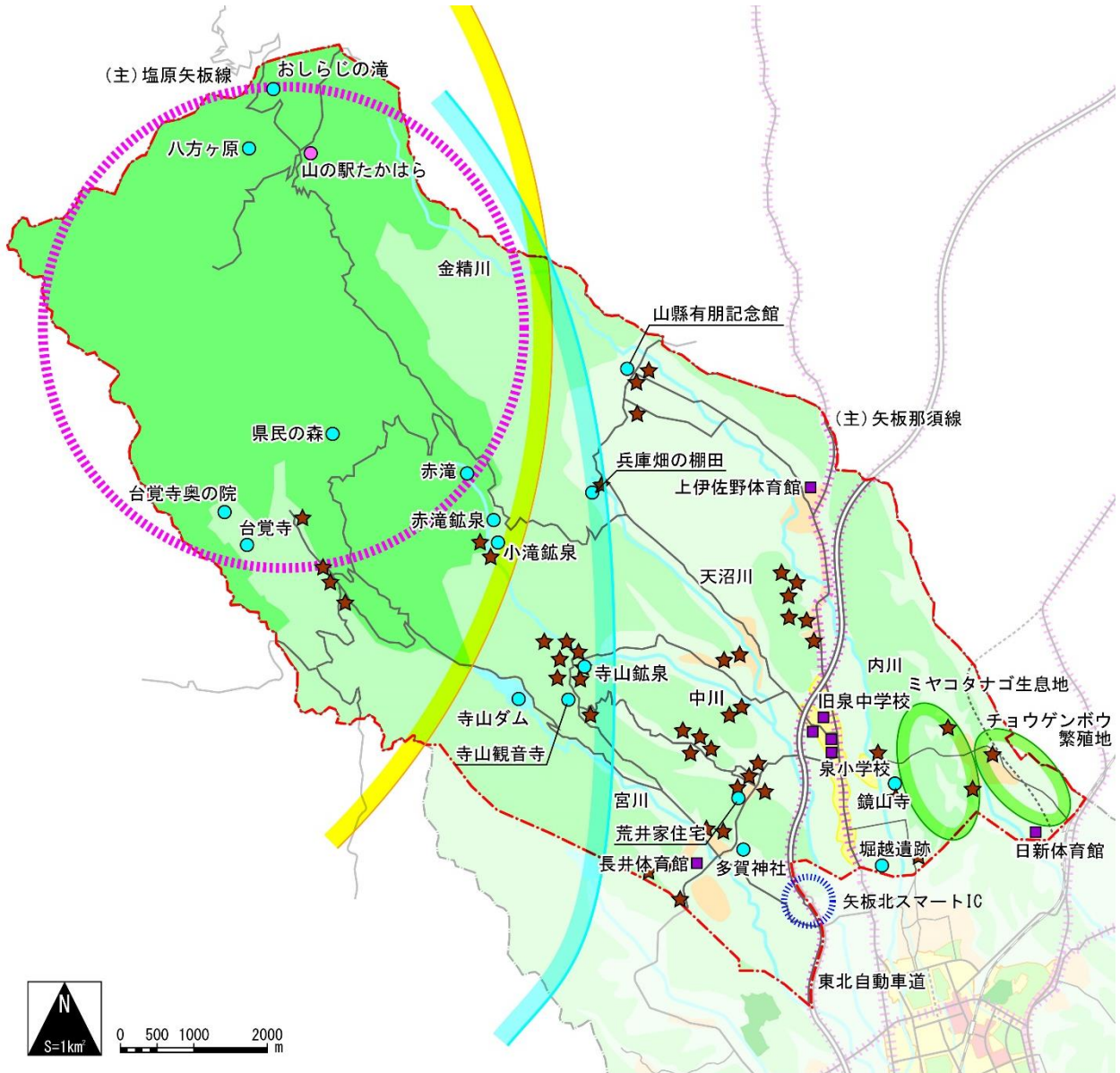
iv. 交流環境

















- 本市の観光・交流をけん引する観光資源となる山の駅たかはらの利用促進や機能拡充に努めます。
- 様々な交流や地域コミュニティの活動の場となる泉地区の拠点整備に努めます。



【おしらじの滝】

【泉地域の地域づくり方針図】



-  矢板北スマートインターチェンジの利用促進
-  指定避難場所として機能向上
-  各施設の機能向上及び連携強化
-  土砂災害等の危険防止対策の推進
-  安全・安心で良好な居住環境の維持・形成
-  高原山への眺望景観の確保
-  集落環境の維持・保全
-  豊かな自然環境や歴史・文化を感じさせる景観の保全・形成
-  優良農地の保全
-  生産活動や市民生活を支える水源地の緑として積極的な保全・整備
-  森林の保全・整備
-  希少な生態系の生息する良好な自然環境の保全・育成
-  円滑な地域内交通の実現
-  豊かな自然環境の保全・育成（日光国立公園、県民の森等）
-  緊急輸送道路・重要物流道路等
-  全域 バスや鉄道による公共交通の利便性の向上

4. 片岡地域

(1)地域の現況と課題

①地域の現況

- ・本地域は、市域南部の中心として機能する片岡市街地と、本市の工業の中心として機能する矢板南産業団地が位置し、それら市街地を取り囲むように田園及び丘陵地が広がっています。
- ・本地域内は、J R宇都宮線及び東北自動車道が縦断し、それぞれJ R片岡駅や矢板インターチェンジが立地しています。また、主要な幹線道路として国道4号、(主)矢板那須線、(主)塩谷喜連川線、(一)下河戸片岡線等により道路網が形成されています。
- ・片岡市街地内には、片岡公民館等の公共公益施設が位置しています。また、片岡地区市街地整備事業により、J R片岡駅橋上化、東西自由通路、東西の駅前広場等の周辺関連施設整備が完了し、供用開始されています。
- ・J R片岡駅東側は、地域住民の生活を支える商業地が形成されています。
- ・J R片岡駅西側は、栃木県住宅供給公社によりつつじが丘ニュータウンが整備され、良好な住宅地が形成されています。
- ・用途地域無指定区域(白地地域)西部のコリーナ矢板では、丘陵地の地形や自然環境を活かした林間住宅地が形成されています。



【矢板南産業団地】



【国道4号】



【つつじが丘ニュータウン】

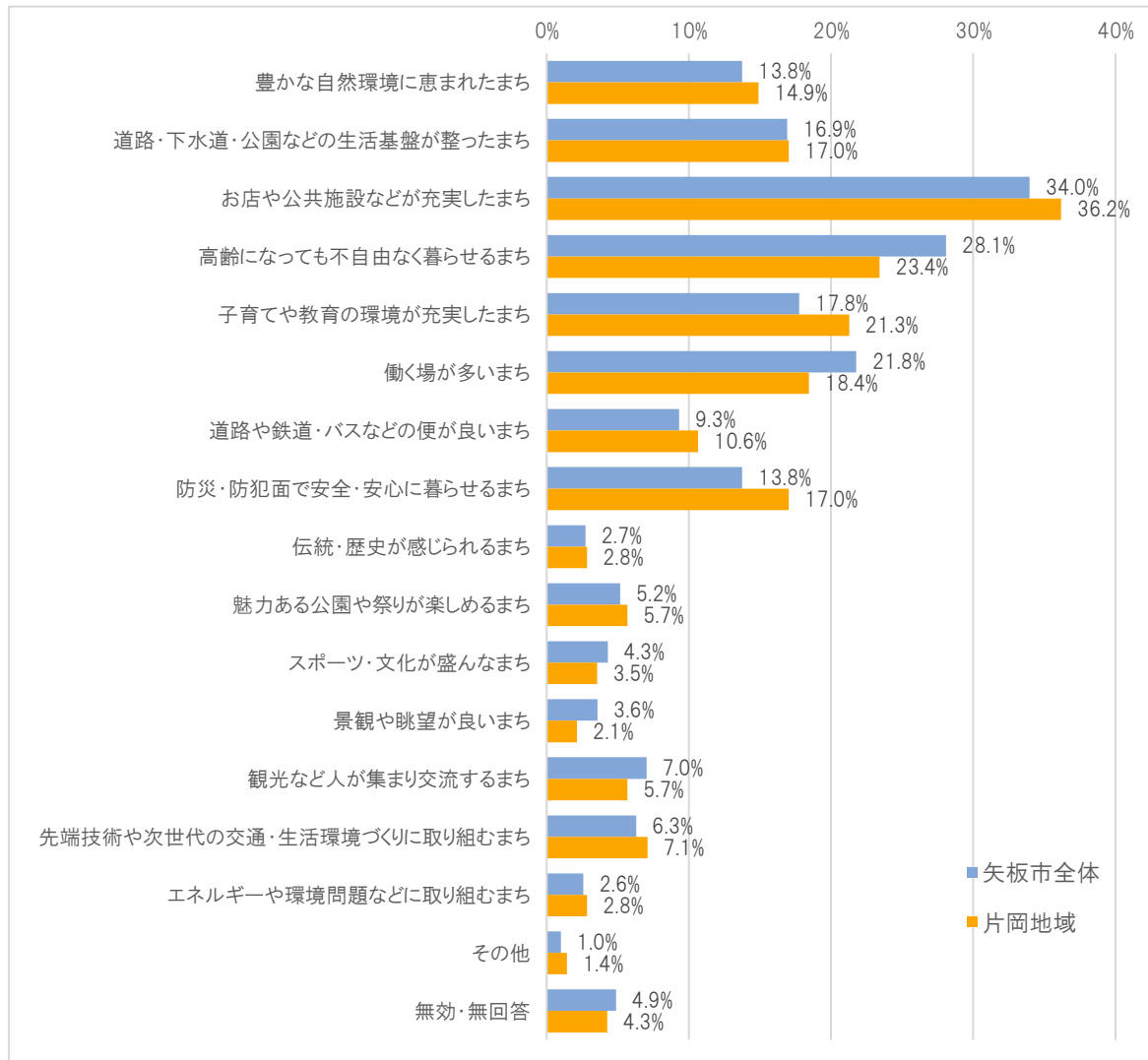
②地域に求められる役割

拠 点	<ul style="list-style-type: none"> ・片岡市街地における「商業・業務拠点」 ・矢板南産業団地における「産業拠点」 ・J R片岡駅及び矢板インターチェンジ周辺部における「交通拠点」
都 市 軸	<ul style="list-style-type: none"> ・東北自動車道及び国道4号による「広域都市間交流軸」 ・J R宇都宮線、(主)矢板那須線、(主)塩谷喜連川線、(都)片岡西通り等による「地域都市間交流軸」 ・(都)大谷津通り等のJ R片岡駅周辺道路や、(一)下河戸片岡線等による「都市内交流軸」 ・内川や荒川等による「水と緑の軸」
土 地 利 用	<ul style="list-style-type: none"> ・片岡市街地及び矢板南産業団地における「既成市街地ゾーン」 ・片岡市街地南側隣接部における「新市街地ゾーン」 ・片岡市街地、矢板南産業団地及び片岡市街地南側隣接部を除いた地域における「田園集落ゾーン」

③お住いの地域でのまちづくりについて（「市民意向調査」より）

【おおむね 10～20 年後の望ましいまちの姿】

- ・片岡地域では、矢板市全体と比較して、「お店や公共施設などが充実したまち」「子育てや教育の環境が充実したまち」「防災・防犯面で安全・安心に暮らせるまち」などに対する回答が多くなっています。



（集計回答者数：矢板市全体 698、片岡地域 141）

④地域のまちづくりの課題

<p>拠点形成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ J R片岡駅東側に広がる商業・業務機能等の充実及び J R片岡駅西側における新たな都市機能の誘導による『商業・業務拠点』の形成 ・ 矢板南産業団地における周辺道路の整備等による操業環境の向上や立地特性を活かした企業誘致の促進による『産業拠点』としての機能向上 ・ J R片岡駅や矢板インターチェンジ周辺部の利便性向上等による『交通拠点』としての機能向上
<p>土地利用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市街地における道路や公園等の既存ストックの有効活用によるまちなか居住の促進 ・ 既存集落及び周辺部における良好な居住環境の形成 ・ 用途地域無指定区域（白地地域）の市街地からのにじみ出しがみられる部分や道路等の都市基盤施設が整備された地域における新たな都市機能配置の検討
<p>都市施設等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路や鉄道・バス等の公共交通による利便性の高い地域内交通ネットワークの形成 ・ 国道4号、(主) 矢板那須線、(主) 塩谷喜連川線等の機能充実 ・ (都) 宇都宮陸羽線(国道4号)、(都) 大谷津通り、(都) 片岡西通りの早期完了及び(都) 高倉通りの早期着手 ・ 整備済みの街区公園の適切な維持・管理及び身近な憩いの場や緊急避難場所として機能するオープンスペース(広場)の整備の検討 ・ 狭あい道路の解消による身近な避難路の確保 ・ 上水道の老朽管や老朽施設の計画的な更新 ・ 公共下水道事業認可区域の整備推進や合併処理浄化槽の普及促進
<p>都市環境形成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 街路灯の設置やバリアフリー化による快適な歩行空間の形成 ・ 避難経路の確保や避難場所の拡充整備、土砂災害等による危険箇所の解消等による地域防災機能の向上 ・ つつじが丘ニュータウン等の周辺の自然環境と調和した良好な住宅地景観の形成 ・ 明本寺等の景観資源の保全 ・ 一団の優良農地の保全及び二酸化炭素の吸収源となる里山林の保全・整備 ・ 内川、荒川等の水辺環境の保全

(2)地域の将来像

①地域の将来像

水・緑に囲まれ 快適な暮らしを楽しむ地域づくり

②地域づくりの目標

- 市域南部の中心として利便性の高く快適な暮らしを支える市街地の形成
- J R片岡駅東側市街地における道路や公園等の既存ストックの有効活用によるまちなか居住の促進
- J R片岡駅西側市街地における利便性の高い良好な居住環境の形成
- 市民生活を支える誰もが利用しやすい交通ネットワーク環境の形成

(3)地域づくりの方針

①拠点形成

商業・業務拠点	●J R片岡駅東側に広がる商業地の環境維持や、(都)片岡駅西口通り沿道における地域住民の日常生活を支える利便性の高い沿道型商業地の形成を図ります。
産業拠点	●矢板南産業団地は、現在の良好な操業環境の維持に努めます。
交通拠点	●J R片岡駅については、東西自由通路、東西の駅前広場等の周辺関連施設の適切な維持・管理に努め、鉄道利用の利便性を確保します。 ●矢板インターチェンジは、広域的な自動車交通の玄関口として利便性の向上を図ります。

②土地利用

i.住宅地

専用住宅地	<ul style="list-style-type: none"> ●栃木県住宅供給公社により宅地造成が完了しているつつじが丘ニュータウンは、道路や公園等の都市基盤施設の適切な維持・管理に努めるとともに、地区計画により、緑豊かで環境に配慮した良好な居住環境の維持を図ります。 ●J R片岡駅西地区は、駅利用や生活利便性に優れた、良好な居住環境の形成を図ります。 ●その他の専用住宅地は、道路や公園等の既存ストックの適切な維持・管理に努めるとともに、公共下水道の整備を推進し、良好な居住環境の形成を図ります。 ●市街地のスポンジ化の抑制に向けた空き家空き地対策として、空き家バンク制度の周知や空家等解体費補助金の有効活用を促進します。
一般住宅地	<ul style="list-style-type: none"> ●商業・業務地周辺や幹線道路沿道の一般住宅地は、「矢板市立地適正化計画」に基づき、立地特性を活かしながら、商業・業務機能と居住機能が共生する、利便性の高い、より多くのまちなか居住を受け止める、良好な居住環境の形成を図ります。 ●その他の一般住宅地は、道路や公園等の適切な維持・管理により、既存ストックの有効活用を推進するとともに、公共下水道の整備を推進し、良好な居住環境の形成を図ります。
林間住宅地・集落地	<ul style="list-style-type: none"> ●コリーナ矢板等の林間住宅地は、丘陵地等の豊かな自然環境と調和した、緑豊かな居住環境の維持を図るとともに、ゆとりある暮らしのニーズを踏まえた定住促進策の検討に努めます。 ●集落地は、豊かな自然と共生してきた環境の維持・保全を図るため、道路や公園等の適切な維持・管理により、既存ストックの有効活用を推進するとともに、合併処理浄化槽の設置を促進します。

ii.商業地

商業・業務地	<ul style="list-style-type: none"> ●J R片岡駅東側の商業地は、市域南部の中心的な商業地として、地域住民の日常生活を支える商業地としての機能維持を図ります。 ●地区計画を定めている片岡駅西地区については、計画内容に基づきながら、駅前にふさわしい沿道型商業地の形成に努めます。
沿道サービス地	<ul style="list-style-type: none"> ●国道4号沿道は、J R片岡駅東側の商業・業務地との適切な役割分担を図りながら、自動車等の利用者にとって利便性の高い沿道型サービス施設の立地を適切に誘導します。

iii.工業地

- 矢板南産業団地は、今後も本市の中心的な工業地として、研究開発機能をはじめとする幅広い分野において新たな企業誘致を促進するとともに、民有地も生かしながら、周辺の生活環境や景観に配慮した工業地の形成を図ります。

iv.新市街地ゾーン

- 片岡市街地南側地区は、片岡市街地に隣接し、国道4号バイパスや（都）片岡西通りが整備されたほか、J R片岡駅西側においては市街地整備が実施され、J R片岡駅へのアクセス性が向上するなど、利便性が向上する地区として、農業政策サイドとの調整を踏まえながら、計画的な住宅地への転換を検討します。

v.農地・里山林

- 河川沿いに広がる一団の優良農地や丘陵地の里山林は、無秩序な開発を抑制し、環境保全、災害防止及び景観形成等の多様な自然環境として保全に努めます。特に、里山林は、二酸化炭素の吸収源として保全・整備を図ります。

③市街地整備

- J R片岡駅及びその周辺については、市域南部の中心として、駅の利便性向上のために整備された東西自由通路や東西の駅前広場など、周辺関連施設の適切な維持・管理に努めるとともに、駅西側における新たな都市機能の誘導に向けて、地区計画に基づく、駅前にふさわしい商業環境の形成等に努めます。
- つつじが丘ニュータウンの用途地域無指定区域（白地地域）は、道路や公園等の都市基盤施設が整備されるとともに、地区計画も導入されており、緑豊かで環境に配慮した良好な居住環境が形成されていることから、用途地域指定を推進します。

④都市施設整備

i.道路・交通施設

- 地域内交通ネットワークは、主要な道路の整備とともに、実効性の高い「矢板市地域公共交通網形成計画」に基づく円滑な地域内交通の実現に努めます。
- 広域都市間交流軸に位置付けられている国道4号は、重要物流道路や災害時における緊急輸送道路としての役割も担うため、国道4号矢板拡幅等による機能拡充を促進します。また、東北自動車道は、今後も引き続き関係機関との協力のもと、6車線化を促進します。
- 地域都市間交流軸として位置付けられている（主）矢板那須線、（主）塩谷喜連川線は、近隣都市間の連携・交流を促すほか、災害時における緊急輸送道路に位置付けられていることから、交差点改良や狭あい部分の拡幅整備等を促進するとともに、（都）片岡西通りの早期完成に努めます。
- 都市内交流軸として位置付けられている（都）大谷津通りの早期完成や（都）高倉通りの早期着手に努めるほか、（一）下河戸片岡線の適切な維持・管理に努めます。
- J R片岡駅は、鉄道利用による移動の利便性の向上や環境負荷の低減を図るため、東西自由通路、東西の駅前広場等の周辺関連施設の適切な維持・管理に努めます。
- バス等の公共交通については、市民の日常生活を支える交通手段として、民間路線バスの運行確保に努めるとともに、デマンド交通の運行機能の拡充や地域共助型生活交通の継続運行等により、利便性の更なる向上を図ります。

ii.公園・緑地

- 市域南部の拠点となる公園・緑地については、地域住民の憩いの場としてだけでなく、災害時における避難・復旧の場としての整備を検討します。
- 鶴ヶ池公園、たんぼぼ公園等の整備済みの街区公園は、地域住民の身近な憩いの場や避難の場として適切な維持・管理に努めます。また、つつじが丘ニュータウン内の公園、広場や緑地についても、適切な維持・管理に努めます。
- 公園や広場が十分でない地域においては、公園等の整備の必要性や緊急性に応じ、公園に求められる機能や誘致距離に配慮しながら、適正配置に努めます。

iii.供給処理施設

- 良質で安全な上水道の安定供給に向け、大規模地震等の自然災害対策に配慮した幹線管路のループ化、施設の耐震化を進めるとともに、石綿セメント管等の老朽管や老朽施設の計画的な更新を進めます。
- 公共下水道や雨水排水対策等については、未整備箇所における必要度・緊急度に応じた事業実施に努めます。
- 合併処理浄化槽は、生活排水の適正な処理を行うため、設置を促進します。
- 循環型社会構築の必要性から、塩谷広域行政組合と連携し、エコパークしおやの適切な維持・管理に努めます。

⑤地域環境形成

i.安全・安心

- JR片岡駅周辺や学校等の主要な施設周辺は、段差解消等によるバリアフリー化により、快適な歩行空間の形成を図ります。また、主要な幹線道路は、できるだけ幅員の歩道の確保に努め、ゆとりのある歩行空間の形成を図ります。
- 指定避難場所として位置付けられている公共公益施設は、耐震性の確保を図るとともに、耐震性貯水槽や備蓄倉庫の整備を図ります。
- 木造建築物が密集する市街地は、災害時における安全な避難路や広範囲の延焼を防止する延焼遮断帯として機能する道路の拡充整備を図るとともに、沿道建築物の不燃化や沿道緑化の促進等を図ります。
- 台風やゲリラ豪雨等による浸水・冠水被害や土砂災害を未然に防止するため、雨水排水対策事業等の実施を検討するとともに、被害発生のおそれが高い場所における対策工事や、河川周辺の安全な都市基盤整備の推進、急傾斜地崩壊危険箇所等における開発の抑制や擁壁等の砂防施設の整備等に努めます。
- 防災訓練や応急手当による講習会等の開催により、地域の自主防災組織等の設立や育成・強化に努めるとともに、救助活動等への参加を促す体制の確立を図ります。

ii. 景観

- J R片岡駅東側は、駅舎や東西自由通路に合わせた修景緑化などにより、周辺的生活環境と調和した緑豊かな景観形成を図ります。また、供用が開始されている（都）片岡駅西口通り沿いの片岡駅西地区においては、地区計画等のルールに基づき、市域南部の中心にふさわしい魅力的な景観の形成を図ります。
- つつじが丘ニュータウンは、栃木県住宅供給公社の宅地造成により、道路や公園等の都市基盤施設が整備されているとともに、地区計画が導入され、緑豊かで環境にやさしい住宅地が形成されていることから、その環境の維持を図ります。
- 林間住宅地であるコリーナ矢板は、丘陵地の地形を活かした自然豊かな住宅地が形成されていることから、その環境の維持に努めます。
- 国道4号や（主）矢板那須線等の骨格となる主要な道路は、街路灯、防護柵、街路樹等の道路附属施設や、電柱・電線類、屋外広告物等の道路占用物の沿道や背景への配慮により、ゆとりとうるおいのある良好な道路景観の形成を図ります。
- 市街地周辺の田園や丘陵地の里山林の緑は、豊かな実りの景観を構成する要素の1つとして、保全・形成に努めます。
- 宿場の名残を感じさせる地区や、明本寺等の資源は、本市の歴史・文化を感じさせる重要な要素として、適正な維持・管理に努め、良好な景観の保全・形成を図ります。

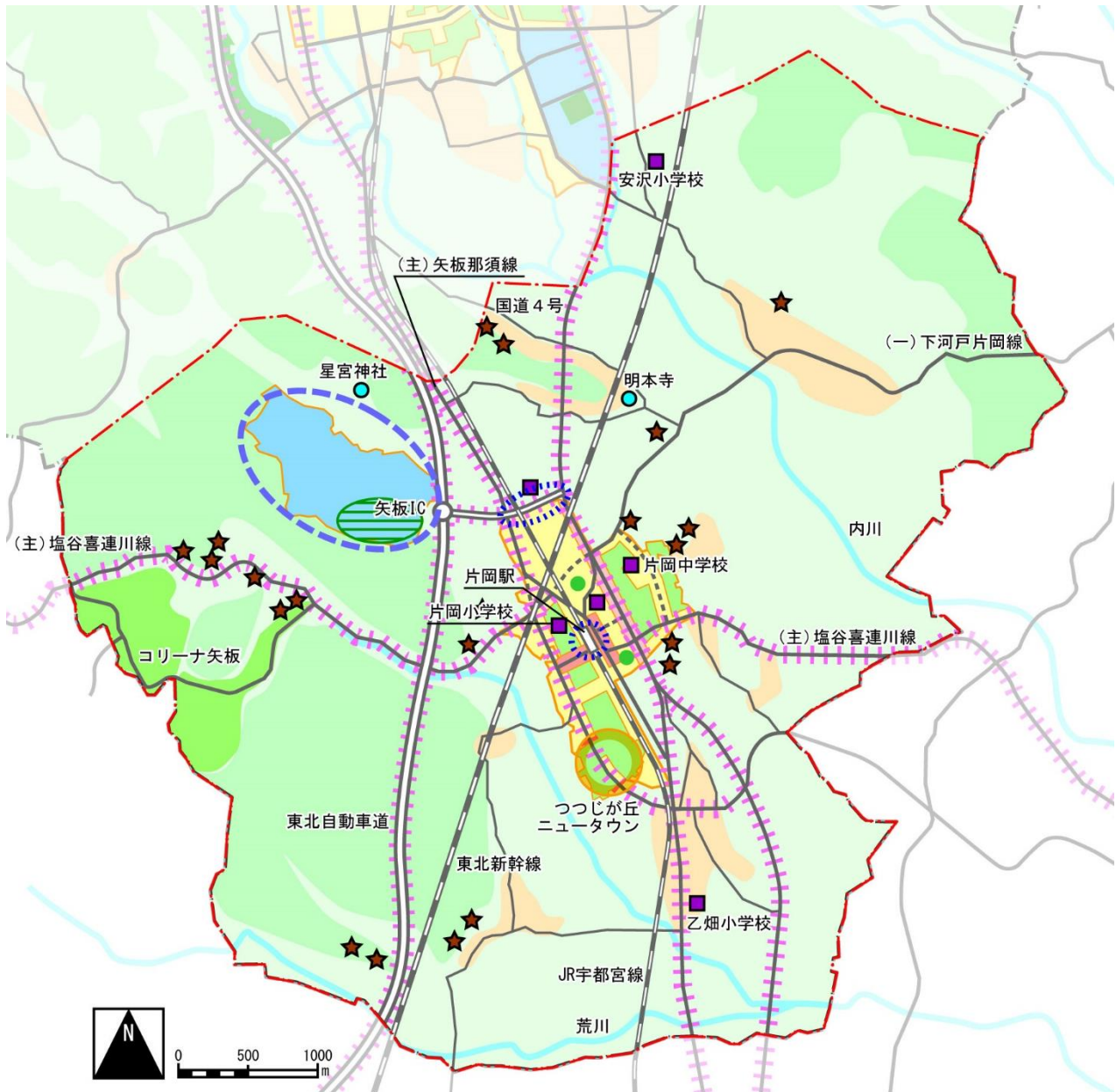
iii. 環境保全

- 内川や荒川等の河川は、生態系の保護や良好な自然環境の保全・育成に努め、親しみやすい水辺空間の形成とともに、水と緑のネットワークの形成を図ります。特に、水資源は、本市のみならず、さくら市などの下流域の都市活動を支える資源として保全に努めます。
- 河川沿いに広がる良好な田園は、生産系緑地としての機能や保水・遊水の防災機能も有していることから、多様な自然環境として積極的に保全します。また、丘陵地等における里山林についても積極的に保全します。
- 市街地内は、二酸化炭素の吸収源の確保という観点から、「生垣設置に関する支援制度」の活用推進等により、市街地内の緑化を図ります。
- 二酸化炭素排出量やエネルギー消費の削減のため、矢板南産業団地におけるメガソーラー施設の適切な維持・管理に努めます。
- 住宅については、「矢板市「暮らし」のびのび定住促進補助金」の太陽光システム設置加算制度の周知及び活用促進により、住宅用太陽光発電システムの普及を図り、環境負荷の低減に努めます。

iv. 交流環境

- 本市への移住・定住の促進や地元生活圏の形成など、新たな生活様式を踏まえたしごとの場の受け皿として、テレワーク拠点の整備やサテライトオフィスの誘致、コワーキングスペースの設置促進に努めます。

【片岡地域の地域づくり方針図】



- | | | | |
|--|----------------------|--|---------------------|
| | 緑豊かで環境に配慮した居住環境の維持 | | 優良農地の保全 |
| | 企業誘致の促進及び周辺的生活環境への配慮 | | 里山林の保全・整備 |
| | 片岡駅・矢板インターチェンジの利便性向上 | | 円滑な地域内交通の実現 |
| | 良好な居住環境の形成 | | 緊急輸送道路・重要物流道路等 |
| | 利便性の高い良好な居住環境の形成 | | バスや鉄道による公共交通の利便性の向上 |
| | 住宅団地及び集落環境の維持・保全 | | 公園・緑地等の適切な維持・管理 |
| | 緑豊かな居住環境の維持 | | 指定避難場所として機能向上 |
| | 中心的な商業地の維持・充実 | | 土砂災害等の危険防止対策の推進 |
| | 沿道型サービス施設の適切な誘導 | | 歴史・文化を感じさせる景観の保全・形成 |
| | | | メガソーラー施設の適切な維持・管理 |

第5章 まちづくりの推進方策

1. 実現方策の検討

これまでの将来都市像、都市整備方針及び地域別整備方針を基に、本市の中心である「矢板市街地」、市域南部の中心的役割を担う「片岡市街地」、そして「矢板市街地及び片岡市街地を除いた区域」において想定される実現方策、取組主体及び事業スケジュールを設定します。

「取組主体」及び「事業スケジュール」の区分は以下のとおりとします。

[取組主体]

市民・事業者 … 市民や民間事業者が主体となって取り組む事業等

協働 … 市民・民間事業者と行政が連携・協力しながら取り組む事業等

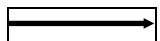
行政 … 行政が主体となって取り組む事業等

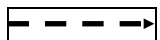
[事業スケジュール]

短期 … 令和5年から令和9年までの5年間

中期 … 令和10年から令和14年までの5年間

長期 … 令和15年から令和24年までの10年間

 … 事業の実施、施設等の維持・管理、計画・制度の運用

 … 計画等の策定・検討

(1)矢板市街地

取組	内容	想定される実現方策	取組主体
良好な居住環境の維持・向上	都市基盤施設の適切な維持・管理及び整備	→ 土地区画整理事業（完了地区）	→ 行政 ⇒
		→ 道路事業・街路事業	→ 行政 ⇒
		→ 公園整備事業	→ 行政 ⇒
		→ 公共下水道事業	→ 行政 ⇒
		→ 道路里親制度・道ぶしん制度	→ 協働 ⇒
	地域特性に応じたまちづくりのルールを活用	→ 地区計画	→ 協働 ⇒
		→ 建築協定	→ 市民・事業者 ⇒
		→ 緑地協定	→ 市民・事業者 ⇒
	⇒ 身近な環境美化活動の推進	→ 美化活動等	→ 協働 ⇒
	中心市街地のにぎわいや活力の創出	⇒ 中心市街地のあり方の明確化	→ 中心市街地活性化
⇒ にぎわいを支える環境の整備		→ 都市再生土地区画整理事業	→ 行政 ⇒
⇒ 多様な交流を促す場の形成		→ 公園整備事業	→ 行政 ⇒
		→ 街角広場整備事業	→ 行政 ⇒
		→ 空き店舗・空き地活用支援	→ 協働 ⇒
		→ 老朽建物更新支援	→ 協働 ⇒
⇒ 中心市街地へのアクセス性の向上		→ 道路事業・街路事業	→ 行政 ⇒
		→ 矢板市地域公共交通網形成計画の運用	→ 協働 ⇒
		→ 矢板市地域公共交通計画の策定	→ 行政 ⇒
		→ 共同駐車場整備の検討	→ 協働 ⇒
⇒ 中心市街地へ人を引き込む仕掛けづくり	→ 誘客イベント開催	→ 市民・事業者 ⇒	
観光・交流機能の向上	⇒ 「道の駅やいた」へ人を引き込む仕掛けづくり	→ 誘客イベント開催	→ 協働 ⇒

	短期	中期	長期	備考
⇒	→	→	→	・都市基盤施設の維持・管理
⇒	→	→	→	・優先順位の決定及び事業推進 ・適切な維持・管理
⇒	→	→	→	・事業推進 ・適切な維持・管理及び新規公園・緑地の検討
⇒	→	→	→	・適切な事業推進と維持・管理
⇒	→	→	→	・制度の周知及び活用促進
⇒	→	→	→	・制度の周知及び活用促進 (地区計画区域については適切な運用)
⇒	→	→		
⇒	→	→		
⇒	→	→	→	・市民・事業者の参画促進及び継続的な支援
⇒	→	→	→	・J R 矢板駅西側事業者の意向把握 ・中心市街地のあり方の検討 等
⇒	→	→	→	・事業の導入検討・推進
⇒	→	→	→	・事業推進 ・適切な維持・管理及び新規公園・緑地の検討
⇒	→	→	→	・整備箇所の検討 ・事業の実施
⇒	→	→	→	・支援制度の周知及び活用促進
⇒	→	→	→	・支援制度の検討
⇒	→	→	→	・優先順位の決定及び事業推進 ・適切な維持・管理
⇒	→	→	→	・適切な運用・見直し等
⇒	→	→	→	・計画の策定
⇒	→	→	→	・J R 矢板駅西側事業者の意向把握等
⇒	→	→	→	・市民・事業者の参画促進及び継続的な開催
⇒	→	→	→	・市民・事業者の参画促進及び継続的な開催

取組	内容	想定される実現方策	取組主体
安全・安心な移動環境の形成	⇒ 市街地内を効率的に連携する道路ネットワークの形成	→ ・道路事業・街路事業	→ 行政 ⇒
	⇒ 快適な歩行空間の形成	→ ・まちなかウォークアブル推進事業	→ 行政 ⇒
	⇒ 利便性の高い公共交通の確立	→ ・矢板市地域公共交通網形成計画の運用	→ 協働 ⇒
		→ ・矢板市地域公共交通計画の策定	→ 行政 ⇒
⇒ 誰もがわかりやすい案内・誘導サインの形成	→ ・公共サイン計画の策定	→ 協働 ⇒	
防災機能の向上	⇒ 災害対策活動拠点の形成(市役所)	→ ・市役所本庁舎の整備	→ 行政 ⇒
	⇒ 指定避難場所となる施設等の機能充実	→ ・公共施設等耐震化事業	→ 行政 ⇒
	⇒ 緊急輸送道路の整備促進	→ ・道路事業・街路事業	→ 行政 ⇒
	⇒ 身近な避難場所となる公園・広場や避難路となる狭隘道路の整備	→ ・道路事業・街路事業	→ 行政 ⇒
		→ ・公園整備事業	→ 行政 ⇒
	⇒ 幹線道路沿道や地域の不燃化の促進	→ ・地域地区(防火地域・準防火地域)	→ 行政 ⇒
	⇒ 台風やゲリラ豪雨等による浸水・冠水や土砂災害等の被害対策	→ ・洪水浸水想定区域における対策工事	→ 行政 ⇒
→ ・雨水排水対策事業		→ 行政 ⇒	
⇒ 地域の自主防災組織等の育成・強化	→ ・防災組織活動等	→ 協働 ⇒	
良好な市街地景観の形成	⇒ 地域特性に応じた景観形成	→ ・矢板市景観計画の運用	→ 協働 ⇒
	⇒ 地域の景観資源の保全・活用	→ ・保全活動等	→ 協働 ⇒
環境に配慮した市街地の形成	⇒ 環境への負荷の少ない循環型社会の構築	→ ・矢板市地域公共交通網形成計画の運用	→ 協働 ⇒
		→ ・矢板市地域公共交通計画の策定	→ 行政 ⇒
		→ ・太陽光システム設置補助	→ 協働 ⇒
⇒ 二酸化炭素の吸収源の確保	→ ・生垣設置に関する支援制度	→ 協働 ⇒	
新市街地ゾーンの市街化の検討	⇒ 新市街地ゾーンのあり方の検討	→ ・方策の検討	→ 行政 ⇒
		→ ・適正な土地利用の転換	→ 行政 ⇒

	短期	中期	長期	備考
⇒				・優先順位の決定及び事業推進 ・適切な維持・管理
⇒				・事業の導入検討 ・事業の実施
⇒				・適切な運用・見直し等
⇒				・計画の策定
⇒				・計画の策定 ・適切な運用・見直し等
⇒				・事業の実施検討・推進
⇒				・事業推進
⇒				・優先順位の決定及び事業推進 ・適切な維持・管理
⇒				・事業推進 ・適切な維持・管理及び新規公園・緑地の検討
⇒				・地域地区指定の検討
⇒				・事業の実施検討・推進
⇒				・事業推進及び適切な維持・管理
⇒				・市民・事業者の参画促進及び継続的な支援
⇒				・矢板市景観条例や景観形成ガイドラインの適切な運用
⇒				・市民・事業者の参画促進及び継続的な支援
⇒				・適切な運用・見直し等
⇒				・計画の策定
⇒				・支援制度の周知及び活用促進
⇒				・支援制度の周知及び活用促進
⇒				
⇒				

(2)片岡市街地

取組	内容	想定される実現方策	取組主体
良好な居住環境の維持・向上	⇒ 都市基盤施設の適切な維持・管理及び整備	→ ・(都)片岡駅西口通り、東西の駅前広場等	⇒ 行政 ⇒
		→ ・道路事業・街路事業	⇒ 行政 ⇒
		→ ・公園整備事業	⇒ 行政 ⇒
		→ ・公共下水道事業	⇒ 行政 ⇒
		→ ・道路里親制度・道ぶしん制度	⇒ 協働 ⇒
	⇒ つつじが丘ニュータウン(白地地域)における土地利用の規制・誘導方策の活用	→ ・地域地区(用途地域)	⇒ 行政 ⇒
	⇒ 地域特性に応じたまちづくりのルールを活用	→ ・地区計画	⇒ 協働 ⇒
		→ ・建築協定	⇒ 市民・事業者 ⇒
		→ ・緑地協定	⇒ 市民・事業者 ⇒
	⇒ 身近な環境美化活動の推進	→ ・美化活動等	⇒ 協働 ⇒
日常生活を支える商業地の形成	⇒ J R 片岡駅東側の商業地の再生	→ ・空き店舗・空き地活用支援	⇒ 協働 ⇒
		→ ・老朽建物更新支援	⇒ 協働 ⇒
	⇒ (都) 片岡駅西口通り沿道への商業施設の適切な誘導	→ ・地区計画	⇒ 協働 ⇒
	⇒ J R 片岡駅周辺へのアクセス性の向上	→ ・道路事業・街路事業	⇒ 行政 ⇒
		→ ・矢板市地域公共交通網形成計画の運用	⇒ 協働 ⇒
		→ ・矢板市地域公共交通計画の策定	⇒ 行政 ⇒
安全・安心な移動環境の形成	⇒ 市街地内を効率的に連携する道路ネットワークの形成	→ ・(都)片岡駅西口通り	⇒ 行政 ⇒
		→ ・道路事業・街路事業	⇒ 行政 ⇒
	⇒ 快適な歩行空間の形成	→ ・歩道整備事業	⇒ 行政 ⇒
	⇒ 利便性の高い公共交通の確立	→ ・橋上駅、東西自由通路等	⇒ 協働 ⇒
		→ ・矢板市地域公共交通網形成計画の運用	⇒ 協働 ⇒
		→ ・矢板市地域公共交通計画の策定	⇒ 行政 ⇒
	⇒ 誰もがわかりやすい案内・誘導サインの形成	→ ・公共サイン計画の策定	⇒ 協働 ⇒

	短期	中期	長期	備考
⇒	→	→	→	・適切な維持・管理
⇒	→	→	→	・優先順位の決定、事業推進及び適切な維持・管理
⇒	→	→	→	・事業推進 ・適切な維持・管理及び新規公園・緑地の検討
⇒	→	→	→	・適切な事業推進と維持・管理
⇒	→	→	→	・制度の周知及び活用促進
⇒	→	→	→	・用途地域指定 ・適切な運用
⇒	→	→	→	・制度の周知及び活用促進 (地区計画区域については適切な運用)
⇒	→	→	→	
⇒	→	→	→	
⇒	→	→	→	・市民・事業者の参画促進及び継続的な支援
⇒	→	→	→	・支援制度の周知及び活用促進
⇒	→	→	→	・支援制度の検討
⇒	→	→	→	・適切な運用
⇒	→	→	→	・優先順位の決定、事業推進及び適切な維持・管理
⇒	→	→	→	・適切な運用・見直し等
⇒	→	→	→	・計画の策定
⇒	→	→	→	・適切な維持・管理
⇒	→	→	→	・優先順位の決定、事業推進及び適切な維持・管理
⇒	→	→	→	
⇒	→	→	→	・適切な維持・管理
⇒	→	→	→	・適切な運用・見直し等
⇒	→	→	→	・計画の策定
⇒	→	→	→	・計画の策定 ・適切な運用・見直し等

取組	内容	想定される実現方策	取組主体
防災機能の向上	⇒ 指定避難場所となる施設等の機能充実	→ ・ 公共施設等耐震化事業	⇒ 行政 ⇒
	⇒ 緊急輸送道路の整備促進	→ ・ 道路事業・街路事業	⇒ 行政 ⇒
	⇒ 身近な避難場所となる公園・広場や避難路となる狭隘道路の整備	→ ・ 道路事業・街路事業	⇒ 行政 ⇒
		→ ・ 公園整備事業	⇒ 行政 ⇒
	⇒ 幹線道路沿道や地域の不燃化の促進	→ ・ 地域地区 (防火地域・準防火地域)	⇒ 行政 ⇒
	⇒ 台風やゲリラ豪雨等による浸水・冠水や土砂災害等の被害対策	→ ・ 土砂災害警戒区域における対策工事	⇒ 行政 ⇒
		→ ・ 雨水排水対策事業	⇒ 行政 ⇒
⇒ 地域の自主防災組織等の育成・強化	→ ・ 防災組織活動等	⇒ 協働 ⇒	
良好な市街地景観の形成	⇒ 地域特性に応じた景観形成	→ ・ 矢板市景観計画の運用	⇒ 協働 ⇒
	⇒ 地域の景観資源の保全・活用	→ ・ 保全活動等	⇒ 協働 ⇒
環境に配慮した市街地の形成	⇒ 環境への負荷の少ない循環型社会の構築	→ ・ 矢板市地域公共交通網形成計画の運用	⇒ 協働 ⇒
		→ ・ 矢板市地域公共交通計画の策定	⇒ 行政 ⇒
		→ ・ 太陽光システム設置補助	⇒ 協働 ⇒
	⇒ 二酸化炭素の吸収源の確保	→ ・ 生垣設置に関する支援制度	⇒ 協働 ⇒
新市街地ゾーンの市街化の検討	⇒ 新市街地ゾーンのあり方の検討	→ ・ 方策の検討	⇒ 行政 ⇒
		→ ・ 適正な土地利用の転換	⇒ 行政 ⇒

	短期	中期	長期	備考
⇒	→	→	→	・事業推進
⇒	→	→	→	・優先順位の決定及び事業推進 ・適切な維持・管理
⇒	→	→	→	
⇒	→	→	→	・事業推進 ・適切な維持・管理及び新規公園・緑地の検討
⇒	- - -	- - -	- - -	・地域地区指定の検討
⇒	- - -	- - -	- - -	・事業の実施検討・推進
⇒	→	→	→	・事業推進及び適切な維持・管理
⇒	→	→	→	・市民・事業者の参画促進及び継続的な支援
⇒	→	→	→	・矢板市景観条例や景観形成ガイドラインの適切な運用
⇒	→	→	→	・市民・事業者の参画促進及び継続的な支援
⇒	→	→	→	・適切な運用・見直し等
⇒	- - -			・計画の策定
⇒	→	→	→	・支援制度の周知及び活用促進
⇒	→	→	→	・支援制度の周知及び活用促進
⇒	- - -	- - -	- - -	
⇒			→	

(3)矢板市街地及び片岡市街地を除いた区域

取組	内容	想定される実現方策	取組主体
良好な居住環境の維持・向上	⇒ 都市基盤施設の適切な維持・管理及び整備	→ ・道路事業	⇒ 行政 ⇒
		→ ・公園整備事業（農村公園）	⇒ 行政 ⇒
		→ ・浄化槽設置に対する補助金の交付制度	⇒ 行政 ⇒
		→ ・道路里親制度・道ぶしん制度	⇒ 協働 ⇒
	⇒ 地域特性に応じたまちづくりのルールを活用	→ ・地区計画	⇒ 協働 ⇒
		→ ・建築協定	⇒ 市民・事業者 ⇒
		→ ・緑地協定	⇒ 市民・事業者 ⇒
⇒ 身近な環境美化活動の推進	→ ・美化活動等	⇒ 協働 ⇒	
観光・交流機能の向上	⇒ 「山の駅たかはら」等観光・交流拠点へのアクセシビリティの向上	→ ・道路事業	⇒ 行政 ⇒
		→ ・公共サイン計画の策定	⇒ 協働 ⇒
	⇒ 「山の駅たかはら」等観光・交流拠点へ人を引き込む仕掛けづくり	→ ・誘客イベント開催	⇒ 市民・事業者 ⇒
安全・安心な移動環境の形成	⇒ 集落を効率的に連携する道路ネットワークの形成	→ ・道路事業	⇒ 行政 ⇒
	⇒ 学校等公共公益施設周辺における快適な歩行空間の形成	→ ・歩道整備事業	⇒ 行政 ⇒
	⇒ 利便性の高い公共交通の確立	→ ・矢板市地域公共交通網形成計画の運用	⇒ 協働 ⇒
		→ ・矢板市地域公共交通計画の策定	⇒ 行政 ⇒
	⇒ 誰もがわかりやすい案内・誘導サインの形成	→ ・公共サイン計画の策定	⇒ 協働 ⇒

	短期	中期	長期	備考
⇒	→	→	→	・優先順位の決定、事業推進及び適切な維持・管理
⇒	→	→	→	・適切な維持・管理
⇒	→	→	→	・制度の充実と周知及び活用促進
⇒	→	→	→	・制度の周知及び活用促進
⇒	→	→	→	・制度の周知及び活用促進
⇒	→	→	→	
⇒	→	→	→	
⇒	→	→	→	・市民・事業者の参画促進及び継続的な支援
⇒	→	→	→	・優先順位の決定、事業推進及び適切な維持・管理
⇒	- - -	- - -	→	・計画の策定 ・適切な運用・見直し等
⇒	→	→	→	・市民・事業者の参画促進及び継続的な開催
⇒	→	→	→	・優先順位の決定及び事業推進 ・適切な維持・管理
⇒	→	→	→	
⇒	→	→	→	・適切な運用・見直し等
⇒	- - -	→	→	・計画の策定
⇒	- - -	- - -	→	・計画の策定 ・適切な運用・見直し等

取組	内容	想定される実現方策	取組主体
防災機能の向上	⇒ 指定避難場所となる施設等の機能充実	⇒ ・公共施設等耐震化事業	⇒ 行政 ⇒
	⇒ 緊急輸送道路の整備促進	⇒ ・道路事業	⇒ 行政 ⇒
	⇒ 身近な避難場所となる公園・広場や避難路となる狭隘道路の整備	⇒ ・道路事業	⇒ 行政 ⇒
		⇒ ・公園整備事業（農村公園）	⇒ 行政 ⇒
	⇒ 台風やゲリラ豪雨等による浸水・冠水や土砂災害等の被害対策	⇒ ・洪水浸水想定区域における対策工事	⇒ 行政 ⇒
		⇒ ・土砂災害警戒区域における対策工事	⇒ 行政 ⇒
⇒ 地域の自主防災組織等の育成・強化	⇒ ・急傾斜地崩壊対策事業	⇒ 行政 ⇒	
良好な集落景観の形成	⇒ 地域特性に応じた景観形成	⇒ ・防災組織活動等	⇒ 協働 ⇒
	⇒ 地域の景観資源の保全・活用	⇒ ・矢板市景観計画の運用	⇒ 協働 ⇒
環境に配慮した居住環境の形成	⇒ 環境への負荷の少ない循環型社会の構築	⇒ ・保全活動等	⇒ 協働 ⇒
		⇒ ・矢板市地域公共交通網形成計画の運用	⇒ 協働 ⇒
		⇒ ・矢板市地域公共交通計画の策定	⇒ 行政 ⇒
自然環境の保全・活用	⇒ 山地・山麓部の森林及び丘陵地の里山林の保全・整備	⇒ ・太陽光システム設置補助	⇒ 協働 ⇒
		⇒ ・緑地保全地域	⇒ 行政 ⇒
		⇒ ・生産基盤整備	⇒ 行政 ⇒
	⇒ 河川沿川における生態系の保護及び自然環境の保全・活用	⇒ ・森林組合活動等	⇒ 市民・事業者 ⇒
		⇒ ・環境保全・美化活動等	⇒ 協働 ⇒
	⇒ 良好な田園環境の保全・活用	⇒ ・農業生産基盤の整備	⇒ 行政 ⇒
⇒ ・営農活動の継続化等に対する支援		⇒ 市民・事業者 ⇒	

	短期	中期	長期	備考
⇒	→			・事業推進
⇒	→			・優先順位の決定、事業推進及び適切な維持・管理
⇒	→			
⇒	→			・適切な維持・管理
⇒				・事業の実施検討・推進
⇒	- - -	- - -	- - -	
⇒				
⇒	→			・市民・事業者の参画促進及び継続的な支援
⇒	→			・矢板市景観条例や景観形成ガイドラインの適切な運用
⇒	→			・市民・事業者の参画促進及び継続的な支援
⇒	→			・適切な運用・見直し等
⇒	- - -			・計画の策定
⇒	→			・支援制度の周知及び活用促進
⇒	- - -	- - -	- - -	・地域地区指定検討
⇒	→			・事業推進及び適切な維持・管理
⇒				・市民・事業者の参画促進及び継続的な支援
⇒	→			
⇒	→			・事業推進及び適切な維持・管理
⇒	→			・市民・事業者の参画促進及び継続的な支援

2. 計画の推進に向けて

(1)都市計画マスタープランの推進に向けた基本的な考え方

①協働を基本としたまちづくり

- ・行政と市民・事業者との連携・協力や適切な役割分担に支えられた協働のまちづくりを基本とし、市民・事業者が参画しやすい環境づくりに努めます。
- ・「行政が主体的に行うこと」、「市民・事業者が主体的に行うこと」、「行政・市民が連携・協力して行うこと」、それぞれが自らの役割と責務を認識しながら事業の実現を図ります。

市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・自らが都市づくりの主役であるという意識の向上 ・地域の再認識と身近な都市づくりからの実践 ・当事者間の相互理解と合意形成に基づく協働を基本としたまちづくりの推進 ・社会性や公共性に基づく都市づくりへの主体的な参加と協力
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画マスタープランに即した都市づくりへの理解と協力 ・利害関係者の合意形成を得るための積極的な情報公開 ・公共公益施設等の整備に対する行政への支援
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画マスタープランの有効性の積極的なPR ・都市づくりに対し市民及び事業者等が意思表示する機会の拡大 ・事業・制度の導入に対する市民及び事業者等の理解と協力の獲得 ・計画的かつ秩序だった都市づくりの推進

②事業化による本計画の実現

- ・都市計画マスタープランにおいて想定される実現方策等については、「やいた創生未来プラン」の実施計画に位置付け、事業化（予算化・事業実施）を図ります。
- ・土地利用、都市施設などの都市計画決定にあたっては、都市計画マスタープランに示される各方針に基づいて実施します。

③都市計画や都市再生に関わる制度等の活用

- ・「協働のまちづくり」の基本姿勢のもと、都市計画制度や都市再生に関わる制度（都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画制度）等の積極的な活用による、効果的なまちづくりや事業の推進を図ります。

土地利用の規制・誘導	用途地域、特定用途制限地域、防火地域・準防火地域、地区計画、建築協定、緑地協定、緑地保全地域等
都市施設の整備	道路などの交通施設、公園・緑地などの公共空地、上下水道やごみ処理場などの供給処理施設、河川などの水路等
市街地開発事業の実施	土地区画整理事業
開発許可制度の運用	土地開発指導要綱
立地適正化計画の活用	立地適正化計画に基づく都市構造再編集中支援事業等
景観法等の活用	景観計画、景観条例、屋外広告物条例

(2)推進体制の整備

①庁内推進体制の整備

庁内体制の整備検討	<ul style="list-style-type: none">・総合的で整合のとれたまちづくりや戦略的な施策の展開を図るため、都市計画部門のみならず、企画・財政・福祉・環境・農政・商工観光・建設・防災・教育など広く関連する部門を含めた、庁内の横断的な連絡調整体制づくりを進めます。・地域別の詳細な整備に対応する体制づくりを検討します。
他部門事業との連携	<ul style="list-style-type: none">・各部門（自然、都市防災、景観、歴史文化、情報通信等）の支援施策等の最適な手法の導入に努めます。・中心市街地活性化、地域公共交通再生等に関わる施策の展開を図ります。・農政サイド、商工観光サイド、環境サイド、福祉サイド等における支援施策の活用に努めます。
まちづくりに関わる財源の確保	<ul style="list-style-type: none">・まちづくりの実現に必要な財源の確保や、財政基盤の強化に努めます。

②市民参加プロセスの充実

- ・個別のまちづくり事業における市民参画の促進を図ります。（地域懇談会、まちづくりモニター懇談会等の実施・強化）
- ・市民主体の自主的なまちづくり（ボランティア、NPO等）に対する協力・支援体制の充実を図ります。
- ・将来都市像の実現に向けた民間事業者等（民間企業、商工会、JA等）との積極的な連携・協力を努めます。

③国・県との連携

- ・国や県が所管する事業等の実施について、都市計画マスタープランの内容に基づきながら、連携・調整を図るとともに、早期対応の協力を要請します。

(3)進捗状況の把握と見直し（都市計画マスタープランの進行管理システム）

①事業スケジュールに基づいた進捗状況の把握

- ・市民参加型となる（仮称）都市計画マスタープラン進行管理会議の新たな設置を図り、短期・中期・長期の段階計画に基づいた進捗状況の評価・検討を実施するとともに、評価結果等について幅広く公表します。
- ・まちづくりに対する満足度を把握する市民意向調査の実施（進捗状況の評価・検討の際に活用）を検討します。

②上位計画等との整合

- ・上位計画（「やいた創生未来プラン」や県の定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」）の改定内容等との整合性の確保に努めます。

③都市計画マスタープランの見直し

- ・社会経済情勢等の変化や上位計画の改定内容等を踏まえた適切な見直しを行うとともに、実施計画と連動した事業の点検・評価や事業スケジュールに基づく進捗状況の評価・検討による見直しを行います。

《参考資料》

1. 策定経過
2. 策定体制
3. 用語解説
4. 将来都市フレーム（人口フレーム）について

1. 策定経過

	年月日	内容
令和 3年度	【令和3年】	
	11月19日	矢板市都市計画マスタープランの見直し策定について 庁議報告
	11月22日	矢板市都市計画マスタープランの進捗状況調査実施 実現方策及び事業スケジュールについて
令和 4年度	【令和4年】	
	6月10日	矢板市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱の制定
	6月10日	矢板市都市計画マスタープラン策定委員会公募委員の募集 (広報やいた、ホームページ)
	6月16日	見直し原案の説明(市長、副市長)
	7月28日	県都市計画課との打合せ
	8月9日	住民説明会
	9月16日	矢板市都市計画マスタープラン策定委員会委員の委嘱
	9月29日	第1回矢板市都市計画マスタープラン策定委員会作業部会 計画の目的と内容～都市整備方針について
	10月28日	第2回矢板市都市計画マスタープラン策定委員会作業部会 地域別整備方針～まちづくりの推進方策について
	11月7日	塩谷南那須農業振興事務所との打合せ
	11月9日	見直し原案の説明(市長、副市長)
	11月10日	宇都宮大学学術院長田准教授との打合せ 矢板市都市計画マスタープラン見直し原案について
	11月18日	第1回矢板市都市計画マスタープラン策定委員会 計画の目的と内容～都市整備方針について
	【令和5年】	
	1月19日	見直し原案に係るパブリックコメントの実施について 市議会全員協議会に報告
	1月20日	県都市計画課への意見照会
	1月20日～ 2月20日	見直し原案に係るパブリックコメントの実施 縦覧場所(都市整備課、矢板・泉・片岡公民館、市ホームページ) 9人から35件の意見を受付ける
	2月6日	第3回矢板市都市計画マスタープラン策定委員会作業部会 矢板市都市計画マスタープラン見直し原案(最終案)について
	2月27日	宇都宮大学学術院長田准教授との打合せ 矢板市都市計画マスタープラン見直し原案(最終案)について
3月7日	第2回矢板市都市計画マスタープラン策定委員会 矢板市都市計画マスタープラン見直し原案(最終案)について	
3月8日～ 3月17日	隣接市町への意見照会 (異存ない旨の回答あり)	
3月22日	第21回矢板市都市計画審議会の開催 矢板市都市計画マスタープラン見直し原案の審議 見直し原案通り承認	
3月30日	パブリックコメントの結果及び矢板市都市計画マスタープラン見直し 策定について市議会全員協議会へ報告	
3月31日	矢板市都市計画マスタープラン見直し策定	
3月31日	県知事に通知	

2. 策定体制

■矢板市都市計画マスタープラン策定委員会委員名簿

番号	氏名	区分	役職等	号	備考
1	長田 哲平	学識経験者	宇都宮大学地域デザイン科学部 社会基盤デザイン学科	1号	委員長
2	亀山 栄一	関係団体の職員	矢板市都市計画審議会 会長	2号	副委員長
3	東泉 清寿	関係団体の職員	矢板市商工会 会長	2号	
4	渡邊 浩正	関係団体の職員	矢板市農業委員会 会長	2号	
5	小川 安彦	関係団体の職員	矢板市区長会 会長	2号	
6	中嶋 加代子	関係団体の職員	矢板市女性団体連絡協議会 会長	2号	
7	笹沼 政行	関係団体の職員	栃木県国土整備部都市計画課長	2号	
8	阿久津 政巳	関係団体の職員	矢板土木事務所長	2号	
9	天谷 正行	関係団体の職員	塩谷南那須農業振興事務所長	2号	
10	穉野 勲	関係団体の職員	矢板森林管理事務所長	2号	
11	吉川 宗宣	関係団体の職員	矢板警察署長	2号	
12	大谷 聡宏	市民（公募）		3号	

(敬称略)

■矢板市都市計画マスタープラン策定委員会作業部会員名簿

番号	職名	所属名	役職等
1		総合政策課	課長補佐
2		総務課	課長補佐
3		社会福祉課	課長補佐
4		健康増進課	課長補佐
5		生活環境課	課長補佐
6		農林課	課長補佐
7		商工観光課	課長補佐
8		建設課	課長補佐
9		地籍調査課	課長補佐
10		国体・スポーツ局	局長補佐
11		下水道課	課長補佐
12	部会長	都市整備課	課長
13	事務局兼	都市整備課	課長補佐

(敬称略)

■矢板市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項の規定に基づく本市の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）を策定するため、矢板市都市計画マスタープラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 都市計画マスタープランの策定に関すること。
- (2) その他都市計画マスタープランに関し必要なこと。

(組織及び任期)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の職員
- (3) 市民
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、都市計画マスタープランの策定完了までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置き、委員の互選によってこれを決める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じ招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、半数以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を認め、その意見を聴くこと及び必要な資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第6条 委員会における検討事項の原案を作成するため、委員会に作業部会を置く。

- 2 作業部会は、別表第1に掲げる関係所属の課長補佐等をもって組織する。
- 3 作業部会に部会長を置き、都市整備課長をもって充てる。
- 4 部会長は、作業部会の会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 前条の規定は、作業部会の会議に準用する。この場合において、同条中「委員会」とあるのは「作業部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市整備課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年6月10日から施行する。

別表第1（第6条関係）

総合政策課

総務課

社会福祉課

健康増進課

生活環境課

農林課

商工観光課

建設課

都市整備課

地籍調査課

国体・スポーツ局

下水道課

3. 用語解説

【あ行】

用語	解説
空き家バンク	地方自治体等が空き家の情報についてWEBサイトを活用すること等により利用希望者に紹介する取組のこと。
E V	(=Electric Vehicle) 電気自動車のこと。
意匠	建築物などの形・色・模様・配置などについて加える装飾上の工夫、デザインのこと。
A I	(=Artificial Intelligence) 一般的に人工知能と呼ばれる。知的な機械、特に知的なコンピュータプログラムを作る科学と技術のこと。
S D G s	2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のためのアジェンダ」における2030年を見据えた持続可能な世界のための国際的な目標のこと。
屋外広告物	屋外広告物法第2条に基づくもので、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示される、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建築物等に掲出されているもの等のこと。表示内容が営利を目的としないもの(行事や催事等の案内など)も含まれる。
屋外広告物条例	都道府県及び景観行政団体である市町村が、屋外広告物の制限や基準について定める条例のこと。

【か行】

用語	解説
街区公園	主に街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1箇所あたり面積0.25haを標準として配置されるもの。
開発許可	市域内における無秩序な市街化を防止し、計画的な土地利用を図るための許可制度のこと。都市計画区域内で3000㎡以上、都市計画区域外で1ha以上の開発行為をしようとする場合に、あらかじめ知事の許可が必要となる。
街路	歩行者や自動車の通行機能を果たす施設で、市街地内の道路を総称したもの。
環境負荷	人が環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。
関係人口	移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。
既成市街地	一般には、都市において、既に建物や道路等ができあがって、市街地が形成されている地域のこと。都市計画法では、人口密度40人/ha以上の地区が連たんする地域で、地域内の人口が3,000人以上となっている地域とこれに接続する市街地をいう。
既存ストック	既に整備されている道路、公園などの公共施設や観光・商業施設などのこと。
供給処理施設	上水道、電気・ガスなどの供給施設と、下水道、ごみ焼却場などの処理施設の総称のこと。
緊急輸送道路	大規模な災害が発生した場合、避難・救助をはじめ、物資の供給、諸施設の復旧など、広範な応急対策活動を広域的に実施するため、県地域防災計画において設定される道路のこと。
景観計画	景観行政団体が、良好な景観の形成を図るために定める計画のこと。
景観条例	景観計画に取り組むために必要な事項を定める条例のこと。
景観法	平成16年に制定された日本で初めての景観に関する総合的な法律のこと。基本理念等を定めた基本法的な部分、景観計画の策定、行為の制限等の良好な景観形成のための具体的な規制や支援を規定する部分で構成される。

用語	解説
建築協定	市が条例で定める一定の区域内において、建築物の利用を増進し、土地の環境を改善するために、建築基準法の一般的な制限のほかに、関係権利者全員の合意のもとに締結される協定のこと。
建築物	土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの。門、塀、地下工作物や建築設備等を含んだものをいう。
公共公益施設	行政施設、教育施設、福祉施設や医療施設などの公共・公益性の高い施設のこと。
公共サイン	不特定多数の方が利用する公共性の高い標識・地図・案内誘導板等の総称のこと。公的機関が設置主体となり公共空間に設置する。
洪水浸水想定区域	降雨時に河川等の氾濫により洪水が発生し、浸水が想定される区域のこと。
交流人口	その地域に訪れる（交流する）人のこと。
国土強靱化地域計画	国土強靱化基本法に基づき国により策定された国土の強靱化の指針である「国土強靱化基本計画」との整合・調和を図り、地方公共団体が地域の実情等を踏まえて策定する計画のこと。
コワーキングスペース	様々な年齢、職種、所属の人たちが空間を共有しながら仕事を行うスペースのこと。
コンパクトシティ	市域の効率的な利用や公共交通の利便性の向上などにより、都市機能の維持コストや環境負荷が小さく、ある程度まとまったエリア（歩いて暮らせるエリア）に都市機能・居住機能が集積した都市のこと。
コンパクト・プラス・ネットワーク	特に地方都市において、地域の活力を維持しつつ、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること。

【さ行】

用語	解説
再生可能エネルギー	大気中の二酸化炭素やメタンなど、太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあるガスのこと。
サテライトオフィス	企業又は団体の本拠から離れた所に設置されたオフィスのこと。
色彩	彩り（いろどり）や色合いといった色の配置具合、取り合わせのこと。
修景緑化	市街地内での緑の演出のため、建築物や道路、公園などにおいて樹木や草花を植栽する景観整備のこと。
重要物流道路	物流の更なる円滑化等を図るため、国土交通大臣が指定する、物流の観点から重要な道路のこと。
循環型社会	廃棄物の発生を削減し、リサイクルできるものは可能な限り資源として利用するなど、天然資源（石油・森林）の消費を抑制する、環境への負荷ができる限り低減される社会のこと。
人口集中地区（DID）	昭和35年の国勢調査より設定された項目で、国勢調査の調査区を基本単位として、1）人口密度が1km ² あたり4,000人以上の単位区等が市区町村内で互いに隣接して、2）それらの人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地域のこと。
人口フレーム	過去の実績や今後の社会情勢などを考慮し、予測された将来人口のこと。
スポンジ化	まちなかにおいて空き家や空き地などの利用されていない空間が、小さな敷地単位で、時間的・空間的にランダムに発生し、都市の内部でスポンジに空いている孔のように小さな空洞化が進行すること。

用語	解説
スマートインターチェンジ (スマートIC)	高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置されるインターチェンジであり、通行可能な車両(料金の支払い方法)を、ETCを搭載した車両に限定しているインターチェンジのこと。
スマートシティ	先進的技術の活用により、都市や地域の機能やサービスを効率化・高度化し、各種の課題の解決を図るとともに、快適性や利便性を含めた新たな価値を創出する取組であり、Society5.0の先行的な実現の場であるとされる。
生活サービス	住民の日々の生活に必要なサポート、サービス(行政、教育、子育て、商業、医療、福祉、金融など)の総称。
総合計画	地方自治法に基づき、地方公共団体における全ての計画の基本となる計画であり、地域づくりの最上位に位置付けられ、長期的な展望を持った計画的・効率的な行政運営の総合的な指針となるもの。
総合公園	都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1箇所あたり10~50haを標準として配置されるもの。
Society5.0	我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱されたものであり、これまでの狩猟社会(Society1.0)、農耕社会(Society2.0)、工業社会(Society3.0)、情報社会(Society4.0)に続く、「サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)」を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会のこと。

【た行】

用語	解説
大規模盛土造成地	宅地造成等規制法に基づき、地震による地すべりで居住者に危害を生じるおそれが大きい一団の造成宅地は「造成宅地防災区域」に指定され、このうち、「一定規模以上の形状で、計算により危険と確認できる造成宅地」のことをいう。
耐震化	建物の倒壊等による地震被害の拡大を防ぐため、建物の耐震診断の結果、耐震性が不足している場合に耐震改修工事を行うこと。
脱炭素社会	地球温暖化の要因となるCO ₂ (二酸化炭素)をはじめとする温室効果ガスの排出量実質ゼロを目指す社会のこと。
地域公共交通網形成計画	まちづくりと連携した公共交通ネットワーク形成のため、地域の公共交通のあり方や住民・交通事業者・行政の役割を定める計画のこと。
地域公共交通計画	地域の移動手段を確保するために、住民などの移動ニーズにきめ細かく対応できる立場にある地方公共団体を中心となって、交通事業者等や住民などの地域の関係者と協議しながら作成するマスタープラン(ビジョン+事業体系を記載するもの)のこと。
地域地区	都市計画区域内の土地を利用目的によって区分(用途地域等)し、建築物などに対し必要な制限を課すもの。
地区計画	まとまりのある「地区」を対象に、住民の意見を反映しながら、市が地区の特性に応じたきめ細かい計画を定め、建物を規制・誘導し、住みよい特色のあるまちづくりを総合的に進めるための制度のこと。
長寿命化	老朽化した施設を将来にわたって長く使い続けるため、物理的な不具合を直し、耐久性を高めるとともに、施設の機能や性能を現在求められている水準にまで引き上げること。
デマンド交通	利用者それぞれの希望時間帯、乗車場所などの要望(デマンド)に応じて運行する公共交通のこと。

用語	解説
テレワーク	I C T（情報通信技術）を活用した時間や場所にとらわれない柔軟な働き方のこと。
特定用途制限地域	都市計画法に基づく地域地区の一つ。用途地域が定められていない土地の区域において、その良好な環境の形成又は保持のため、当該地域の特性に応じて合理的な土地の利用が行われるよう、制限すべき特定の建築物その他の工作物の用途の概要を定める地域のこと。
都市計画区域	土地利用の状況、人口、自然的条件、日常生活圏、交通の状況、社会的、経済的な区域の一体性等から総合的に判断され、将来の都市活動の見通しを勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域のこと。
都市計画区域マスタープラン	都市計画法に基づき、県が広域的見地から定める、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針のこと。
都市計画マスタープラン	都市計画法（法第 18 条の 2）により規定される、市町村の都市計画に関する基本的な方針のこと。
都市公園	都市公園法に規定される、都市計画施設である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が都市計画区域内において設置する公園又は緑地のこと。
都市再生特別措置法	平成 14 年に制定された、少子・高齢化等の社会経済情勢の変化に対応し、都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図るなど、都市の再生の推進に関する基本方針等を定めた法律のこと。
都市施設	道路、公園、下水道など、安全で快適な都市生活や機能的な都市活動に欠かせない市の骨格を形成する施設のこと。
土砂災害警戒区域	急斜面が崩れるなどの土砂災害が発生した場合に、住民などの生命又は身体に危害が生じるおそれがある区域のこと。
土砂災害特別警戒区域	急斜面が崩れるなどの土砂災害が発生した場合に、住民などの生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域のこと。
土地区画整理事業	土地区画整理法に基づき、道路・公園等の公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るために行われる事業のこと。

【な行】

用語	解説
にじみ出し	用途地域外縁部で、一部都市化が進んでいる部分のこと。
日本遺産	文化庁により認定された、地域の歴史的魅力や特色を通じて日本の文化・伝統を語るストーリーのこと。日本遺産は地域に点在する遺産を「面」として捉え、ストーリーによりパッケージ化して活用し、遺産や地域文化の保護のみならず、それを活用して地域活性化を図ることを目的としている。

【は行】

用語	解説
パーソナルモビリティ	自動車よりコンパクトで小回りが利き、地域の手軽な移動の足となる 1 人～2 人乗り程度の小型の乗り物のこと。
ハザードマップ	自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲及び被害程度、さらには避難経路、避難場所などの情報が既存の地図上に図示されている。
バリアフリー	障がい者が生活する上での障壁（バリア）が取り除かれた状態のこと。

用語	解説
ファサード	建物の通りに面した部分の外観のこと。主に店舗の建築や改修で使われる言葉。
不燃化	建築物の更新の際に耐火建築物又は準耐火建築物にすること。
フレーム	都市計画上の人口等における目標値のこと。
防火地域・準防火地域	都市計画法上に基づく地域地区の一つ。市街地における火災の危険を防除するため定める地域であり、都市の不燃化を図ることを目的とし、建築物の構造等を制限する制度のこと。

【ま行】

用語	解説
まち・ひと・しごと創生総合戦略	平成 26 年に策定された国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和 2 年から第 2 期計画に移行）との整合を図り、地方行政団体がそれぞれの地域の特徴を活かした持続的な社会を創生するための戦略的な取組を定める計画のこと。

【や行】

用語	解説
用途地域	都市計画法に基づき、都市地域の土地の合理的利用を図り、市街地の環境整備、都市機能の向上を目的として、建築物の建築を用途や容積などにより規制する制度のこと。

【ら行】

用語	解説
ライフサイクルコスト	建築物の企画・設計から解体までの間に発生する費用の合計のこと。
ライフライン	水道・電気・ガス・通信など、日常生活を送る上で必須となる設備のこと。
立地適正化計画	居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等の様々な都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして位置付けられる市町村マスタープランの高度化版のこと。
緑地保全地域	都市計画法上に基づく地域地区の一つ。里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全していく制度のこと。

4. 将来都市フレーム（人口フレーム）について

■将来都市フレームの検証

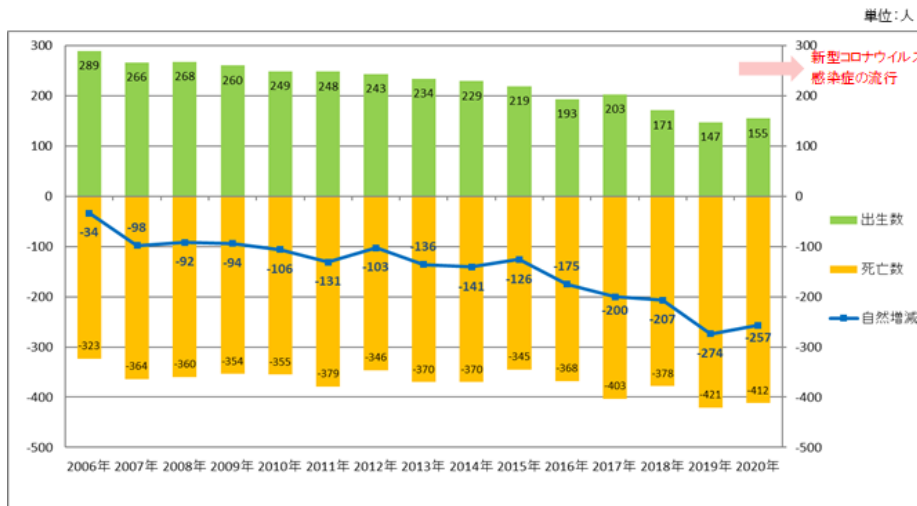
◎「やいた創生未来プラン」内の「まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（人口の将来展望）」や「人口フレーム」、国勢調査公表結果の最新データ（令和2年）等を考慮した将来都市フレームの検証



●令和2年の時点で国勢調査実績値（31,165人）が、平成27年基準の推計値である“人口ビジョン：人口将来展望”の値（32,187人）を約1,000人下回る状況

[参考：自然増減（出生数・死亡数）の推移、社会増減（転入数・転出数）の推移]

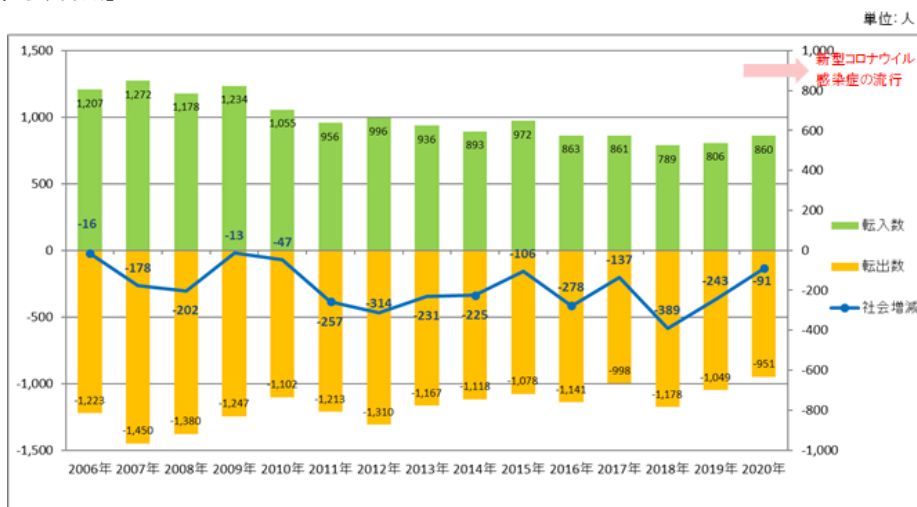
【自然増減】



資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（日本人のみ）

- ・出生数の推移…緩やかな減少傾向
- ・死亡数の推移…増減を繰り返し緩やかな増加傾向
- ・自然増減の推移…自然減の傾向をやや強め年間250人程度の自然減で推移
- ・新型コロナ禍の影響下におけるうごき
 - …結婚や妊娠の鈍化が懸念されるものの出生数の大幅な減少等のうごきは見受けられない。

【社会増減】

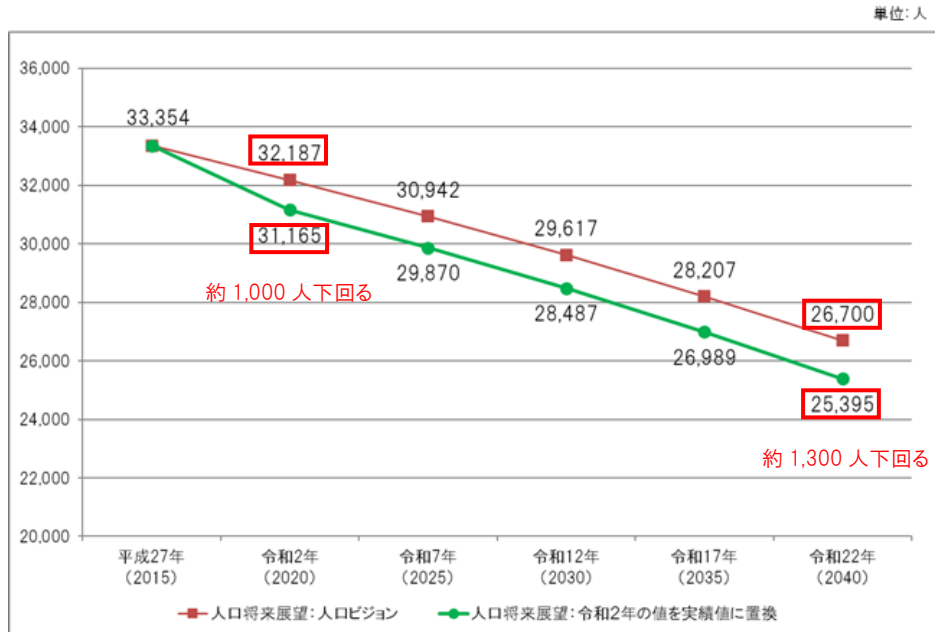


資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（日本人のみ）

- ・転入数の推移…近年は緩やかな増加傾向
- ・転出数の推移…近年は緩やかな減少傾向
- ・社会増減の推移…社会減の傾向で推移するものの令和2年には社会減が100人を下回る。
- ・新型コロナ禍の影響下におけるうごき
 - …東京一極集中のうごきの鈍化もあり転入数の増・転出数の減のうごきが見受けられる。

[将来展望（平成27年基準人口ビジョン推計値と令和2年実績値を反映した推計値）]

- 平成27年基準の“人口ビジョン：人口将来展望”の推計値（下のグラフ上段）と令和2年実績値を反映した推計値（下のグラフ下段）とを令和22年の時点で比較すると、（上段）26,700人、（下段）25,395人となり、令和2年実績値反映推計値が約1,300人下回る状況



- ・推計に用いる合計特殊出生率（自然増減に関わるもの）
- …現行水準 1.50（仮定）がそのまま令和22年まで推移
- ・推計に用いる純移動率（社会増減に関わるもの）
- …令和22年に転出・転入が平衡（ゼロ）になると想定



■将来都市フレームの設定の考え方

- ◎上記の「将来都市フレームの検証」等の結果より、現時点でやや大きな人口の差異は見られるものの、長期的には概ね同様の傾向で推計値が推移するものと想定されることから、都市計画マスタープランの計画期間である概ね20年後の将来都市フレーム（人口フレーム）においては、“人口ビジョン：人口将来展望”の推計値を踏襲することが望ましいと考えられる。



矢板市都市計画マスタープラン

令和5年3月 栃木県矢板市